



41  
1031



始



工卜W-56

41-1031  
~~508-16~~



飯田武郷著

日本書紀通釋

第二

大正  
12. 1. 22  
内交

大鐙閣發行

日本書紀通釋第二

目次

卷之十四

日本書紀卷第二

神代下

天孫降臨章

六六七

卷之十五

天孫降臨章續

七〇七

附錄(上代實  
歛の事)

七五九

卷之十六

天孫降臨章續

七六七

○日本書紀通釋第二目次

卷之十七

天孫降臨章第一書

八〇七

追加(糠女氏に  
つきて)

八六四

卷之十八

天孫降臨章第二書

八六五

卷之十九

天孫降臨章第二書續

九一七

同第三一書

九三一

同第四一書

九三八

同第五一書

九四九

同第六一書

九五四

同第七一書

九六七

同第八一書

九七〇

追加(姫兒  
の事)

九七一

卷之二十

海宮遊行章

九七三

卷之二十一

海宮遊行章第一書

一〇〇七

同第二一書

一〇一八

同第三一書

一〇三〇

同第四一書

一〇四七

神皇承運章

一〇六〇

同第一一書

一〇六一

同第二一書

一〇六三

同第三一書 ..... 一〇六三

同第四一書 ..... 一〇六三

卷之二十二

日本書紀卷第三

神武天皇紀 ..... 一〇六五

附錄(神武天皇熊野より大和國に入坐し御願路の事) ..... 一一二二

附錄(稻飯命御毛入野命の御社につきて) ..... 一一二六

卷之二十三

神武天皇紀續 ..... 一一二九

卷之二十四

神武天皇紀續 ..... 一一八三

附錄(上古曆目考) ..... 一二四三

卷之二十五

日本書紀卷第四

綏靖天皇紀 ..... 一二五九

安寧天皇紀 ..... 一二七五

懿德天皇紀 ..... 一二八二

孝昭天皇紀 ..... 一二八六

孝安天皇紀 ..... 一二九三

孝靈天皇紀 ..... 一二九八

孝元天皇紀 ..... 一三〇七

開化天皇紀 ..... 一三一八

卷之二十六

日本書紀卷第五

○日本書紀通釋第二目次

崇神天皇紀

一三二九

卷之二十七

崇神天皇紀續

一三八七

日本書紀卷第五終

日本書紀通釋第二目次終

# 日本書紀通釋卷之十四

飯田武鄉謹撰

日本書紀卷第一

神代下

天孫降臨章

天照大神之子。正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊。娶高皇產靈尊之女。栲幡  
 千々姬。生天津彦々火瓊々杵尊。故皇祖高皇產靈尊。特鍾憐愛。以  
 崇養焉。遂欲立皇孫天津彦々火瓊々杵尊。以為葦原中國之主。

天照大神之子云々。重胤云。此に始めて天降し奉らせ給へるは。古事記は更なり。此第一一書に。既而  
 天照大神以三思兼神。妹萬幡豐秋津姬命。配正哉吾勝々速日天忍穗耳尊。為妃。令降之於葦原中  
 國。是時云々具陳不降之狀。と有て。此天忍穗耳尊が天降らせ御在坐へき御心向なりける。其下  
 に。二神乃昇天。云々且將降間。皇孫已生。號曰天津彦々火瓊々杵尊。時有奏曰。欲下以此皇孫

○日本書紀通釋卷之十四

六百六十七

代降<sup>テ</sup>と所見て。天忍穗耳尊の奏請<sup>ヲ</sup>奉給<sup>ル</sup>へるか故に。其御子を代て。天降奉らせ給へるなり。記にも。其天降坐むと爲る御裝束の程に。御子の生坐る趣なり。然して右の二傳。共に天忍穗耳尊の天降り坐ざるに就ては。皇祖天神より。直に瓊々杵尊に。御事依は有つるか如く。必天忍穗耳尊より。瓊々杵尊へ御受禪<sup>ヲ</sup>の御政は。坐けるなるへし。此第二一書に。高皇產靈尊因勅曰。中乃使<sup>ニ</sup>二神陪<sup>ニ</sup>從<sup>ニ</sup>天忍穗耳尊<sup>一</sup>以降<sup>上</sup>之。略中則以<sup>ニ</sup>高皇產靈尊<sup>一</sup>之女<sup>ヲ</sup>。高<sup>ヨツ</sup>幡<sup>ハタ</sup>姫<sup>ヒメ</sup>。配<sup>テ</sup>天忍穗耳尊<sup>ヲ</sup>爲<sup>レ</sup>妃<sup>ト</sup>降<sup>ル</sup>之。故時居<sup>ニ</sup>於<sup>ニ</sup>虛<sup>ニ</sup>天<sup>一</sup>而生兒。號<sup>ニ</sup>天津彦火瓊々杵尊<sup>一</sup>。因欲<sup>下</sup>以<sup>ニ</sup>此皇孫<sup>一</sup>代<sup>テ</sup>親<sup>ヲ</sup>而降<sup>ル</sup>。故以<sup>ニ</sup>天兒屋命太玉命及諸部神等<sup>一</sup>。悉皆相授。且服御之物。一依<sup>レ</sup>前授。然後天忍穗耳尊復還<sup>ニ</sup>於<sup>ニ</sup>天<sup>一</sup>云々。と有に就て思ふに。天忍穗耳尊虛天より引返させ給ひて。其御子を以代らむ事を。奏し請給へるに依は。天津日繼は。其尊より瓊々杵尊に授させ給ふへく。陪從<sup>ニ</sup>神及服御之物<sup>一</sup>は。皇祖天神より沙汰爲させ給へる事。第一一書又古事記の趣に依て知られたり。然るに。此正書には。始より瓊々杵尊一柱の御事にのみ傳られたるは。天忍穗耳尊は。天上に留り御在坐て。此國土を所知食させ給はさりし故に。國土に就たる現在の事件を。主と爲られたるにて。此のみならず。凡て正書の文法なり。其餘の一書も。大概其格に従へれば。其心して見へし。と云れたり。古語拾遺も本より。本書の説と同じ。○高皇產靈尊。此神の御事。上卷に御名の出たる下に云る如く。初に略かれて。此に不意かくあるは。本末違へるか如し。されど此亦上に云る如く。現在の事件を。主と爲て擧られたる。本書の文法なり。此にかくあるを以。初には略か

れたる事を。知へきなり。○袴幡千々姫。御名義。纂疏に。幡猶<sup>ハタ</sup>機<sup>ハタ</sup>也。夫女功之事。以<sup>ニ</sup>織<sup>ニ</sup>經<sup>ニ</sup>爲<sup>レ</sup>本。故取以爲<sup>レ</sup>名也。とある此意なるへし。但此經神織<sup>ニ</sup>之事<sup>一</sup>。御功績坐<sup>レ</sup>し故に。實坐る御名なる。但し傳に。幡は。機具を指て云には非ず。織たる物<sup>ハタ</sup>の類<sup>ハタ</sup>をいふなり。神功卷に千<sup>チ</sup>高<sup>カ</sup>高<sup>カ</sup>縮<sup>ハカ</sup>。萬葉に倭<sup>ニ</sup>文<sup>ニ</sup>幡<sup>ニ</sup>之<sup>一</sup>。和名抄に綺和名加元波太など。是らみな織れる物を指て。波太と云例なり。然れば袴幡も袴布を云る事。倭文布を倭<sup>ニ</sup>文<sup>ニ</sup>幡<sup>ニ</sup>と<sup>一</sup>に准へて知へし。と云れたり。千々は萬幡姫とあるに同じく。數名を以て稱へ奉れるなるへし。さる例は。八十柱津日神。五百城入彦命。などいと多し。千々の。又重胤は。機數の多きを以て。稱へたるもの爲し。幡をも機の義と爲て説り。其説云。第一一書に。萬幡豊秋津姫命。第七一書に天萬袴幡千々姫。又袴幡千々姫など有て。萬幡と云ひ。天萬袴幡と云ひ。千幡など申せるは。機數の多く盛なる由を以て。號奉る者と見えたり。其例は。萬葉十に棚機之五百<sup>ハタ</sup>機<sup>ハタ</sup>立<sup>テ</sup>而<sup>テ</sup>織<sup>レ</sup>布<sup>ト</sup>之<sup>一</sup>。と有など。共に織たる絹布を云には非ず。機具を指て云と聞ゆれば。此も必然にて。千々は上の袴機の義にて。袴機千々<sup>ハタ</sup>機<sup>ハタ</sup>姫<sup>ヒメ</sup>命<sup>ノミコト</sup>と。申奉る意味の御名なりけり。又重胤云。谷川翁説に。忍穗耳尊以<sup>レ</sup>稻稱<sup>レ</sup>之。袴幡姫以<sup>レ</sup>衣稱<sup>レ</sup>之。猶日神親<sup>ニ</sup>新嘗<sup>ニ</sup>織<sup>ニ</sup>神衣<sup>ニ</sup>之意<sup>一</sup>。有<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>哉。と云れたる。實に名説なり。先には雄略天皇六年に。天皇欲<sup>レ</sup>使<sup>ニ</sup>后妃親桑<sup>一</sup>以<sup>レ</sup>勤<sup>ニ</sup>蠶<sup>ニ</sup>事<sup>一</sup>。と有を。限无き美事なりと思しかとも。其は古の常典にて。農と桑とを。並勤め玉ふ。古道の本體に心着さりし。能き説にて有しなりけり。偕天照大神始て衣食の道を。始させ御坐しより以降。專其事をのみ。力めて物爲させ玉へる。是天宮の大御政の大體なり。若て天忍穗耳尊をしも。天津日

繼に定奉らせ玉へるか故に。稻穂を以て。大御名に稱奉れる由。已に説るか如し。今將其后神を號けて。栲幡千千姫萬幡姫命と。稱奉れるも。其織紙の事に由て。負坐る御名なれば。天皇々后共に。天下の農桑の根源を。所知食し行はせ玉ふ御事。實に天地と無窮き。實祚の御基になん。渡らせ玉へりける。神宮の大御祭は。神嘗と神衣との二有り。朝廷の大御政には。大嘗祭有て。龜服縮服を以て。皇祖天神を祭らせ玉ふ事。今云限に非すと雖も。天下の大道の存る所。此に在る事なれば。忽卒に見奉り過すへき所には非るをかし。と云れたり。かくて此御名。第一一書に。萬幡豊秋津姫命。第二に萬幡姫とも。第六に栲幡千千姫萬幡姫命とも。火之戸幡姫兒千千姫命とも。第七に天萬栲幡千幡姫とも。萬幡姫兒玉依姫命ともある。みな同じ。其御名の下また第七に。丹寫姫と申す御名あり。○天津彦々火瓊々杵尊。池邊真榛云。此御名は。天津彦尊と稱すと。彦火瓊々杵尊と申と。二名おはし坐を。一に連ねて語り傳へたるを。紀にはさなからに。とられたるなり。記には天津彦を離して。日子番能運々藝命とあるを見て知るへし。なほ吾勝尊の注にも云り。と云り。すへて神等の長き御名。多くは然る例なり。御名義。天津彦々は美稱。下の彦をば下へ。屬けて訓へし。火瓊々杵は。穂之丹饒にて。稻穂に因れる御名なり。丹とは。穂の赤熱めるを云。凡て草木又人の顔など。色付にほふを暹といふ事。狹丹類歴黄葉。垣津筑丹類合。また丹穂面など。萬葉にあるか如し。と記傳に云り。饒は稱辭なり。さて此御名。第二一書に。天津彦火瓊々杵尊。第四に天津彦國光彦火瓊々杵尊。第六に天津彦根火瓊々杵根尊とも。天國饒石彦火瓊々

杵尊。第七に天之杵火々置瀬尊とも。天杵瀬尊。第八に天饒石國饒石天津彦々火瓊々杵尊ともあり。右のうち。天之杵火々云々と。天杵瀬尊と申とをば。餘は大方同じ。猶其處々にいふ。拾遺には。天祖天津彦尊とあり。記には天津日高日子番能運々藝命とあり。此紀には。さまゝとあれども。日高と申すは一もなし。記に虚空日高とあるをも。此紀には虚空彦とあり。かく日高とあるを。彦と云るは。當代の天皇元の大御名氷高と申せるを避て。改めたる御名と通えたり。されと皇祖神の御名の事にしあれば。當代の重き御定ありて。かくは改め奉りしものなること。申すも更なり。撰者の私に改め玉ひしものと。ゆめゝ思ふへからず。重胤云。天津日高津彦と同一して。天津日高所食させ給ふ大御位を。指奉る稱と見えたり。記海宮段に。火々出見命の御事を。天津日高之御子。虚空津日高と有りて。皇太子の御名なるに合せて。天津日高と申は。天皇の尊號にて渡らせ玉ふ事を。明らか奉るへし。惜此號の起は。第二一書に。天忍穗耳尊の居。於虛天。而生兒。號天津彦火瓊々杵尊とある。此御事に依て。皇太子を虚空津日高と申奉れるなりけり。と云り。○皇祖。山蔭云。皇祖と申すこと。上の娶高の間に置るへき事なるに。彼處におかずして。此にしも置れたるは。瓊々杵尊の御外祖父の義にとりて。記されたりと聞えて。いかゞなり。抑此神は。神武紀に。我天神高皇產靈尊と見え。鳥見山中に。祭場を構へて。皇祖天神を祭り給ふなども見え。拾遺には。天照大神と二柱を。皇天二祖とも申せる如くにて。古傳には。此神を皇祖と申すは。皇統の祖神と仰き奉り玉ふよしなり。たゞ御外祖の意にはあらず。遂欲立三皇孫云々などの事。御外祖父の故のみにして。よくかくはあらむや。また御外祖の由ならむには。御名のみことに尊字を書れたるも。當らぬことなるをや。と云れしは。信に然る説の如くなれど。外祖父を皇祖と書へくもあらねは。此はなほ。皇統祖神の義なるへし。○鍾憐愛。米具斯と



云言義は。既に上卷米具美の下に云り。○崇養。本に養を養に誤れり。今は諸本によりて改めつ。されと通證に。養養省文とあれは。頗に誤とも云かたし。聊か畫のみた。れたるなり。さて訓は。私記に加多豆比多之萬津利太萬布とあり。此語は。崇神紀に崇三重神祇。欽明紀に。追崇先世和親之好。敏達紀に崇三敬三寶。孝德紀に崇正教。とある類。何れも崇字を。カタチ又カタチと訓れたり。言義は未詳。此を拾遺に。天照大神高皇產靈尊崇養皇孫。と有て。カシツキヤシナフ。と訓せたり。其意をや得たりけん。崇養を冊立日足之義也。と通證に云り。かくて一書には。此尊を虛天に居て。生れ玉ふとあり。さては高皇產靈尊の崇養とあるに合はず。異なる傳なり。○皇孫は。皇統の子孫と云義を以て書る文字なり。上卷天孫の下に云るか如し。拾遺に。天照大神高皇產靈神二神之孫。故曰皇孫。と云。るはざるなり。此も孫は子孫の義を以て云るなり。訓は。續紀十五に。美麻乃彌已止。常陸風土記に珠賣美萬命とあり。平田翁云。須賣美麻と申す須賣は。天皇命皇神などの須賣と同じ。岡部翁説に。統といふ事なり。とあるか如く。尊みて冠たる語。美麻は御眞子を略ける言にて。麻奈子と云に同じ。其は萬葉十九に霍公鳥を詠る歌に。鶯之宇都之眞子可母とあり。此は九卷に母之最愛子曾とよめるまなこと同じく。愛親しみ稱たる語なり。武郷云。同書二十に麻古我。弓波奈禮とあるも同じ。故皇美麻命と白す言は。天忍穗耳命の御事を詔給へるか始にて。大御神の日嗣を知看す。御代々々の天皇の大御稱と成れり。然るは天日嗣知看す皇は。御代々々みな大御神の御眞子に坐はなり。其は大御孫遷々藝命。御天降の時に。大御神の御語に。我宇都御子と詔へるを以。御代々々の天皇命等に。通る語

なるを思ひ辨ふへし。と云り。然るを。本居翁の皇御孫とは。雖々藝命を始めると云ひ。神代紀の一書に。瓊々杵尊の未生れ玉白せりとしも。思はれざりしなり。○欲立云々以爲葦原中國之主。重胤云。此事已に此卷首に論へるか如く。天神御子の。天下に君主と爲て御坐む事は。天地の初。二柱御祖神の。此國土を生成し坐る御時より起りて。甚假初の御事には御坐ざるなり。然る時は。此に欲立爲主と有ては。恐らくは其義を貫かざるに至るへし。已に第一一書に。天照大神勅曰。豐葦原中國。是吾兒可王之地也。と有か如く。彼瑞珠盟約の御時より。已に定らせ給へるを以て。此に如此詔給ひて。其御天降の御事を。此に行はせ玉へるなり。記に天照大御神之命以。豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者。我御子正勝吾勝々速日天忍穗耳命之所知國。言因賜而天降也。と有か如く。此御事は他神等に。こと更に議らせ給ふ迄の。御事にも非る程の事なるを。此時天下甚く喧けかりしかは。其に就ての御政は。高皇產靈神皇產靈の二大神の神議に。專依らせ玉ふ御事と成れるにこそ有けれ。新に君主を立て云謂には非るを。外祖の御方より計らひ申して。皇孫を立給ふと云如き。首尾打合ざる事は。出來れるなりけり。下に高皇產靈尊欲降皇孫。此は四神出生章に。天下之主者と有に同じくして。葦原中國又は大八洲國を以て云るは。其宮都を敷せ玉ふ地を詔へるにて。實は天下萬國の大君主宰に。定奉らせ給へるなり。第一一書に。天照大神因勅皇孫。曰。豐葦原千五百秋之瑞穗國。是吾子孫可王之地也。云々。實祚之隆。當與天壤無窮者矣。と有も。大御命に天地を係て詔へるを見奉りても。葦原中國に御在し坐て。萬國を悉に。統御させ玉ふ神

代の御幽契を。想像奉るへき者なりかし。故大化元年詔に。隨天神之所奉寄。方今始將修萬國。と有は。右の神勅の任に。皇化を萬國に及し給はむ御心を。述させ給へるなり。同二年四月詔に。夫君於天地之間。而宰萬民者。不可獨制。要須臣翼。由是代々之我皇祖等。共卿祖考俱治。朕復思欲蒙神護力。共卿等治。と有て。君主の大義を詔へるに。蒙神護力と有は。皇祖天神より。天下の君主を立給へるより。臣子の道定る意を。表はし詔給へるにて。續紀に載たる八幡大神の託宣に。我國家開闢以來。君臣定矣。と有と同し御意味の詔なり。又其三年四月詔に。惟神我子應治。故寄。是以與天地之初。君臨之國也。自始治國。皇祖之時。天下大同都無彼此者也。と有は。全く此なる皇祖天神の御事依の御事を。引せ給へる者なるか。此皇祖と申すは。瓊々杵尊に渡らせ給へる由。上に註る事共を合せ讀て。明らか可き者なりかし。故此天下の君上を立させ給ふとしては。其に就て。臣下と云者有て。仕奉る道。此に起る可き事。今申までも非すと雖も。已に君臣の義。天地の初時より有けり。彼伊弉諾伊弉册二大神はしも。國土を生給ひ。諸神を生給ふと雖も。佗よりは難はる者非りければ。親子のみにして。未君臣の義有には非るなり。故此に吾已生大八洲國及山川草木。何不生天下之王者歟。と詔給へるは。國土の主として。諸神に君と御在し坐へき珍御子を。生奉せ給はむとなり。然して天照大神素戔嗚尊を生坐て。天上と天下を持別て。所知食しめ奉給へる。是君臣の義有る始なり。然して素戔嗚尊は。根國に御在し坐せ給ふとして。日神と天上に誓約の御事

有て。天忍穗耳命を生奉らせ給へるを。天照大神の御子として。養奉らせ給ふ。其後素戔嗚命の御荒ひに依て。天照大神天石窟に入らせ御在し坐しかは。天地の内は悉く常夜往く世中と成れりし故に。天地の内在ゆる。八百萬千萬神等。其所に參集ひて。祈申されけり。其出坐に及びて。神宮を建。御門を造りて。日宮の威儀を裝束ひ奉り。諸神此に仕奉らる。是全く天上に於て。君臣の威儀備れる始なりけり。故皇大神と稱奉りて。天照大神の。天地の間に二無く。甚至りて尊く畏く。御在し坐す御事も。亦此に在なりけり。天忍穗耳尊を。天下の大君主と爲て。天降し奉給はむとして。其御政御在し坐ける間に。御子瓊々杵尊を降して。天下の大君主と。定奉らせ給ふ時に。皇大神の磐戸隱の時に。其御所に仕奉給ふ縁に由て。天宮に親しく仕奉る神等を。供奉神として。配奉らせ給へり。第二の一書に。又以中臣上祖天兒屋命。忌部上祖太玉命。猿女上祖天鋸女命。鏡作上祖石凝姥命。玉作上祖玉屋命。凡五部神。使配侍焉。と有を始めとして。諸の供奉神等は。皇大神の使はしめ給へる神を。皇御孫尊に陪從て。仕奉し給へるにて。君臣の義此に定れり。彼爲葦原中國之主と有は。君上の御事をりければ。臣下此に附屬ふ事。論を待たずして明らかなる者なり。右に引る我國家開闢以來。君臣定矣。と詔給へる是なり。鈴屋大人の直日靈に。千萬御世の末の御世迄。天皇命はしも。大御神の御子と坐々て。天神御心を。大御心として。神代も今も隔なく。神隨安國と。平く所知食ける。云々の所に。唯天津日嗣の。然坐々のみならず。臣連八十伴緒に至迄。氏姓を重みして。

子孫八十續。其家々の職業を受繼ひつゝ。祖神等に異ならず。唯一世の如くにして。神代の任に奉仕れり。と云れしは。實に君臣の大義を述べられたりし者なりけり。と云れたるは。實にさる言其を。借記には。始に天照大御神之命以。豊葦原之千秋長五百秋之水穗國者。我御子正勝吾勝々速日天忍穗耳命之所知國。言因。賜而天降也。とある。此は天日嗣を授奉らせ賜ふ處なる故に。他神と更に議らせ玉ふ迄も非る所なる故に。天照大神より。直に大命を傳へさせ賜へる趣にて。此文は第一一書に同じ。其より其御天降の神議に至ては。爾高御產巢日神天照大御神之命以云々。又天照大神之命以。と並舉奉れるなり。故記傳にも。凡てかゝる詔命を云に。此二柱神を。かくの如く列ね奉たる所もあり。又天照大御神を先に。高御產巢日神を次に。奉たる所もあり。又高御產巢日神を略て。たゞ天照大御神のみを擧たる所もあるは。天照大御神は表にして。高御產巢日神は。裏なるか如くなればなり。然云故は。高御產巢日神は。高天原を所知食君主には坐さす。故表なるか如し。此神を次に列天照大御神を。伊邪那岐伊邪那美大神の詔命によりて。始て高天原を所知食君主に坐々て。其天日嗣を傳へて。御子命を天降奉たまはむとするをりの詔命なればなり。故表なるか如し。此大御神を先にもあげ。又一柱たゞ高御產巢日神のみを擧て。此大御神。然はあれども。高御產巢日神は。天地の初發の時より。高天原に成坐て。故此神を先。世に所有る物も事も生成は。悉く此神の産靈の功徳によるか故に。今如此る詔命をも。相並て詔ひ。然るをたゞに。外家の羽翼とやうのみ説せるは。又皇御孫命の遠皇祖とも。崇奉給ふなり。是皇

祖とするも。異なるか如し。さて此神を。皇孫命の皇祖と申すをも。たゞに外祖父に坐故とのみ思ふも。産靈の義を知らざるなり。萬物も事も。此産靈より成生は。此神は皇孫命の皇祖なるのみに非ず。凡て萬姓萬物萬事の。御祖に坐々なり。天照大御神は然らず。たゞ皇孫命の皇祖に坐なり。此差。書紀の諸注に。右の意を得たるもの。一もなきは如何そも。と云れ。平田翁又此意を演て。皇御孫命御天降の事の起は。右に云るか如く。天照大御神と。素戔嗚大神と御議坐て。早く定給へる事にもあるを。此に始て。天照大御神の御心と詔ひ。此後は專と高皇產靈神の執行給ひて。調へる事になん有ける。然るを。神代紀の正書は。初に天照大御神之命以。と云事は。一所もなく。初終とほりて。高皇產靈神の特に。入御神の詔命ならずは。え有まじし。幽契のあるをや。また第一一書は。初に天照大神勅。天稚彦。曰。云々と有て。高皇產靈神の御名は。一所もなし。此も非傳なり。すへて此天降の事は。大御神の御命より起りて。高皇產靈神の事執り玉へる。古事記の旨を正しかりけり。と云れたる。孰れも然る論なりけり。

然彼地多有螢火光神及蠅聲邪神。復有草木咸能言語。故高皇產靈尊召集八十諸神而問之曰。吾欲令撥平葦原中國之邪鬼。當遣誰者宜也。惟爾諸神勿隱所知。僉曰。天穗日命是神之傑也。可不試歟。於是俯順衆言。即以天穗日命往平之。然此神伎媚於大己貴神。比及三年。尚不報聞。故仍遣其子大背飯三熊之大人。名武三熊之大人。此亦還順其父。遂不報聞。

彼地云々。此は御言にはあらねど。天上にての御議なれば。此國土を外にして。彼地とは記せるなり。重胤云。荒振神御言向の起はしも。此には高皇産靈尊。其天神御子を。天降し奉らせ給はむと所思しけるに。彼地に。多に荒振神の。所得て荒ひ居る事を。豫て所知食て。先其撥平させ給はましく所思して。云々の御政御坐ける趣なり。然るに第一書には。天照大神勅天稚彦曰。豊葦原中國。是吾兒可王之地也。然慮有殘賊強暴横惡之神者。故汝先往平之。と見えて。此には其斥候として。天穗日命を天降させ玉ひし事を漏して。天稚彦か。謂ゆる高津鳥の殃に依て。死ると引續きて。直に天忍穗耳尊御天降の御事あり。是時勝速日天忍穗耳尊。立千天浮橋。而臨睨之曰。彼地未平云々。陳不降之狀。と有て。此より征伐の御使を。更に降さるゝ趣なるか。大抵は記と同しくて。其事の前後せるのみなり。第二書には。始より天穗日命と。天稚彦の事とは無くして。天神遣三經津主神使平三葦原中國。時二神曰。天有惡神。名曰天津彥星。亦名天香々背男。云々とある。其は此下に。大己貴神國避の後に。於是二神誅諸不順鬼神等。と有る細書に。一云と擧られたる事なれば。此に云ふ荒振神の列には非ず。第六一書に。及至奉降皇孫火瓊々杵尊於葦原中國也。云々。書者如三五月蠅而沸騰之。と有て。此正書の狀は。別なるに非ずといへとも。其始は天忍穗耳尊を。天降し奉らせ給ふ御政なりければ。瓊々杵尊に係て書されたるは。事の略きに過て。其實を失ひ給へり。と云ふし。其中に。第一書のみは。其正しきを得たる狀なれども。其も亦事の前後せる差有に依て。條理の全くは通らざりける者なり。又此に。彼地多在螢火光神蠅聖邪神。復有草木成能言語と有も。其始天神の御許にても。然る巨細なる事共所知食ざりしを。天穗日命

を。國體見に被遣たるか。天下を見巡りて。復奏し玉へるに依て。天神にも所知食けるを。此運ひに至ては。古事記に傳は其は後の事を前へ上せて傳たる由。下以天穗日命往平之。の所に云を見て知へし。此運ひに至ては。古事記に傳はる趣なむ。實に首尾相契合て。甚分明しかりける。天照大御神之命以。豊葦原之千秋長五百秋之水穗國者。云々。思金神令思而詔。此葦原中國者。我御子之所知國。言依所賜之國也。故以下爲於此國道速振荒振國神等之多在。是使曷神而將言趣。と見えたる。其始天照大御神の。天忍穗耳尊を。天降し奉らせ玉へるは。本より天神御子の所知食へき。大御食國たるに依て。荒振國神の。障申さむ事の有へしとは。思ほしも寄せ玉はさる御事なるか故に。御一己の大御心を以て。取行はせ玉へる事。上に注るか如し。天忍穗耳尊も。其御心にて御在坐か故に。何の疑ひも御坐ず。天降らせ給ひけるに。甚く喧擾きて有しかは。還上りて申させ給へるに依て。皇大神と共に。高皇産靈神の相加はりて。政ごたせ玉へるなり。此よりは取分て。其神の物爲させ給ふなり。其に就て。此に殘賊強暴横惡之神有と。所聞食しより。天安河の河原に。八百萬神等を集へさせ御在坐て。思兼神を謀主と爲て。其言向させ玉はむ狀を。神議らせ玉ひ。其群議に依て。天穗日命を先巡察使に降し玉ひ。次には天稚彦を征伐として。使はし給ふに至れるなり。と云り。○螢火光神。此訓は。本のまゝにても通ゆれど。なほ記傳に云れたるか如く。次なる蠅聲邪神を。サハヘナスと訓るに對へて。ホタルナスと訓へきなり。萬葉十瑩。成髣髴聞而と有は。如螢の義なるに准らふへし。那須は。如くと云意なり。第六一書に。夜者若熒火而喧響之。書者如三五月蠅而沸騰之。と有て。熒火此云褒倍。と注され。又出雲神賀詞

にも。晝波如五月蠅水沸支。夜波如火瓮光神在利と見え。又常陸風土記香島之宮條に。晝者狭蠅音聲。夜者火光明國。と有を。伴信友説に。光字疑瓮字訛。光瓮字相似。當作瓮也。と云る如くにて。火瓮明國と有しにて。右の例共。異ならざるなり。然れば此に謂ゆる螢火光神と云も。如く燧火と傳れるも。譬は其心々にて。見立る者にし在ければ。其言別にして。其物一なりしなりけり。偕此説の古きは。私記に師説曰。以神之感光。喻螢火光者也。と注し。口訣に螢火光神。及蠅聲邪神者。晝夜亂飛。小威之惡神。と云ひ。纂疏には螢乘夜間。蠅見晝日。表彼邪氣無止時也。などあり。○蠅聲邪神。一書に如五月蠅而沸騰之。注に五月蠅此云左隱倍とあり。記に狭蠅那須皆滿とあり。此本書にあるべきなり。記に狭蠅那須皆滿とあり。記傳云。狭蠅は五月ころの蠅なり。然るを佐都岐といはて。佐とのみ云は。田植る農業を。凡て佐といふ。其苗を佐苗。植る女を佐少女。植始るを佐開。植終るを佐登と云か如し。さて又其業する月を佐月と云。其頃の雨を佐亂。亂は久しく雨ふるを云。源氏物語に風雨を空の亂と云り。と云なり。かゝれば狭蠅も。田植る頃の蠅と云意の稱なり。其頃殊に此蟲は多かる故に。名に負へるなり。とあり。允恭紀に蠅散。又萬葉に五月蠅成驟騒などあるか如く。多くの邪神ともの。荒ひたつを云なり。○草木成能言語。一書に。草木を木株草葉とあり。木株は祝詞に木根立とあり。一體の木立の事にあらす。所謂枉の事なり。草葉は。祝詞に草能可岐葉。又垣葉に作る。此垣字を朝野群載には破と書り。又祝詞に片と書るをも合せて思ふに。本居翁の説の如く。唯稀小なる草の一葉まで。と云なるへし。然るを此に草木と

あるは。例の漢文體に約めて書れたるなり。さて草木の言語は。纂疏に。所謂磐石草木。成能強暴也。一謂鬼神依託也。と注して。漢籍左傳を引せ賜へるは。然る事にて。邪神の態として。事間はぬ岩根木株。草片葉をすら。能言語やうに。率したる由なり。天穂日命の返事には。青水沫も。事問へる由みえたり。さて記には。萬物之妖。悉發と云ることあり。此は素戔嗚尊の泣いさち玉ふ時の事にて。彼と此と。時は異なるれども。其事の状は全く同じ。此は即こゝなる草木言語。又一書なる磐根木株云々とある事等に當れり。是物言ましき物の言は。妖性を云なり。萬物とあれば。如此る事の妖とも。なほ種々有けむを。草木云々などは。其中の一ニを擧て。語傳へたる古言なり。大殿祭詞に。磐根木立知。草能可岐葉乎毛言止氏。とある。磐根の物言し事は更なり。有と有る擧に。能と殊更に取出て。木根立知。草能可岐葉乎毛。とは云るなり。の草木の類は。悉く皆言語りしかば。枉又は接け發りたる稀少なる草に至るまでも。と云ふ意なる故に。能と殊更に取出て。木根立知。草能可岐葉乎毛。とは云るなり。と云れたる。然説なり。○故。皇産靈尊召集八十諸神云々。記云。爾高御産巢日神。天照大御神之命以。於天安河之河原。神集八百萬神。集而。思金神令思而詔。云々とあり。思金神の事。此には漏されたるに就て思ふに。此諸神等の中に。思測の知慧深き。其神の在て。萬事を悉に知て御坐すか故に。其知られん所。遺すことなく申せと詔へるなり。さて八十諸神は。第六一書にも八十諸神とあり。此同じ事を。崇神紀に八十萬諸神とあり。この八十諸神の諸を。本にヨロツと訓來れるは。外に例なし。永和本には八十萬諸神とあり。但し一書に。夫木集永仁大嘗會歌に。あまてらす日かけの手次かけまくも。かしこく守れ八十の諸神。○撥平。記には言向とあり。言を以て賊を平治むるなり。言向の字に就て記傳に。牟氣は牟加世にて。背

ける者を。此方シムルカハ向意コトの言なり。背向セムカは此裏にて。彼方カミ向なり。平字を書て牟氣ムキとのみも云り。此方シムルカハ向は即歸服なり。と云れたるは信かたし。○惟爾ヒカハク。第二一書にも。惟爾ヒカハク二神亦同侍ニ殿内ニ云々とあり。私記に。禰加波久波以末之と訓り。續古今集に。願はくは花の下にて春死む。其二月の望月の頃。とあるなど。詔アトへ求むるなり。○神之傑也。傑秘閣本にイサヲとあり。竟宴歌にもしかよみたり。勇雄イサヲの意なり。此神はしめは。不忠誠ニか如く見えしかと。三年過るまで。大國主神に媚附ヒて。漸々に彼神の御心を和し玉ひ。遂に報命たまひしは。まことに傑れたる神にぞ坐しける。其由其由は下あり。○可不試歟。明應本コ、ロミタマへと訓り。然れどなほ本の訓によりて。試ミサルヘカラメヤと訓へし。然訓む時は。所謂反語の例にて。此神を除ては。他に試る神無しと云事に成て。上ニ是神之傑と有に合せて。其心深くきこゆればなり。なほ下に云。○俯順。平田翁云。俯は依の誤か。○倭媚。記には媚附とあり。倭は面幣理なり。通音通音。續紀卅詔に。對カヒテ天方無禮ヘキナキ面幣利無久云々。面幣利毛オモヘリモ無禮キナク之天云々。解云。面幣利は面の氣色にて。俗にいふ顔ぶり。顔色なり。應神紀に有。不悅ヨロコビ之色マオモヘリ。天武紀に若有マツロハ不服ハオモヘリ色ヘリなどあり。と云り。媚は字鏡に嫵媚也古夫と見え。靈異記にも。媚コビとあり。偕大己貴神。此國を是天神御子の御爲に。造固め置して。奉らん御心なる上は。荒振神ヒトシナミと等並ヒトシナミに撥平ハラヒムケムなどは。思ほしも寄ぬ事なるか故に。一向に御心を執申し玉へるに依て。媚附ヒとは云しなからに。姦人ヘツラヒオモヒの阿諛ヘツラヒオモヒるなどとは。本より日を同じくして。云へからざる事共なり。口訣に。天穗日命

阿ニ大己貴神造國大功ニと云り。さることなり。なほ此事は次に委く云へし。○比及三年は。必しも三歳の數に拘はらず。大凡に三年程も。といふ意なり。一書の八年之間も。これに同じ。○尙不報聞。記傳云。加幣理言とは。使人の還りて。申す言と云意にて。加幣理は。其使に係る言なり。と云り。此言の意は既に上巻にも云り。さて穗日命の。思慮シヨ潭トカく左右サダばかり給ふ年月の經行しは。きことに無ニ止事トことともありけるを。天上にては。三年になるまで待給へとも。還來坐ぬ故に。遂に返事申さで。止ぬる者のごと。思はれまつりしなり。しか三年過る迄も。此國に坐しなれば。既く其間にも。かつく和し給ひけん故に。倭媚ヒとは云るなり。其は未返事ミヘンせぬ程は。其志趣知られされは。たゞに不忠マコナラズか如くぞ聞えけん。この事はなほ次に云り。○大背飯三熊之大人亦名云々。本に亦名以下八字。大書したるは例にたかへり。纂疏本見林本に。細書せるに従りつ。御名義大背飯の訓は。秘閣本にオホセヒノとあり。私記に於保世美方と訓るはいか。次に云へし。さて此神の亦名を。天夷鳥命ヒナトリノミコトとも。武夷鳥命ウシトリノミコトとも。武日照命ヒナトリノミコトとも。建比良鳥命ヒナトリノミコトとも申し。また天鳥船神ヒナトリノミコトとも。健三熊之命ヒナトリノミコトとも。稻背脛イナセハキとも申せり。其は平田翁云。此神は殊に別名多くて。紛らはしきを。悉く擧ていはし。崇神紀に武日照命ヒナトリノミコト。一云武夷鳥ヒナトリノミコト。とあるを。記の御詔別段に。建比良鳥命とある。武夷鳥といふ那を良と訛れるなり。また紀に大背飯三熊之大人オホセヒノミコト。亦名武三ヒナトリノミコト。と見え。遷却崇神詞には。健三熊之命と有て。考に大背飯三熊之大人とある神は。即夷鳥命ヒナトリノミコトと同神の如く聞えたるに。又以三熊野諸手船ヒナトリノミコト載ニ稻背脛イナセハキとある。三熊之と。熊野と。大背飯と稻背脛と。よく似たるをも思へし。波岐ヒナトリノミコトは比ヒナトリノミコト。然れば

本は一神にて。天夷鳥命なりけんか。傳々にて。さまざまには轉しなるへし。と云て。稻背脛と云をも。夷鳥命と一神とせられたり。さてまた天鳥船神と云は。夷鳥命の亦名なる由は。内山眞龍か出雲風土記解に。古事記に。此國を平給ひに。天降坐る神の名。天鳥船神は。穗日命の子とはあらねど。神賀詞を合せみれば。正しく穗日命の御子と思はる。此神の名の。如此さまく傳はりたる中に。古事記に鳥船神と云るは。船の御功に依て。負玉ふ御名と聞ゆ。三保埼にて。事代主神を問せ給ふ文に。故以三熊野諸手船。載使者稻背脛とあるを。記には遣天鳥船神。徵來八重事代主神とありて。鳥船神は神壽詞によるに。天夷鳥命と同神ときこゆれば。書紀の大背飯三熊之大人は。使者稻背脛と。記の鳥船神と同神にて。其功によりて。御名は數々あるなり。さて熊野諸手船に乗て。三保埼に至て。事代主神の諾否を問玉ふを。御使の名に負なるへし。と云るは。いと委き考なり。此等を思ひ集めて。みな一神の別名なることを曉るへし。近江蒲生郡馬見岡神社に傳はる古祝詞。又彼社記には。天夷鳥命を天鳥船神と云ふに。若くは其體を美て稱へしにもあるへし。また式に因幡國高草郡天穗日命神社。天日名鳥命神社。阿太賀太都備御熊命神社云々。また安二年三月の下に。在河内國天夷鳥神云々ともあり。されは。此御名の大背飯は。稻背脛と同意にて。三熊は熊野諸手船によれる御名なり。此事は。次に云。○遂不報聞。平田翁云。御父天穗日命の。大己貴神に媚附て。彼神の御心を取給ふ事に従ひ。共々に祐て。其事を謀れる故に。此神も返事申さざるなり。然れども。御父子と云に。天神に忠誠ならず。然るに非る。深き思兼をめぐらして。大己貴神を知し。大八島の現事顯事を皇孫命に。事なく避奉らしめ玉はむとにそ有ける。と云れたり。其は出雲國造神賀詞に。高

天能神王高御魂神魂命能。皇御孫命爾。天下大八島國乎。事依奉之時。出雲臣等我遠祖。天穗比命乎。國體見爾遣時爾。天之八重雲乎押別氏。天翔國翔氏。天下乎見廻氏。返事申給久。豊草原乃水穗國波。云々荒國在利。然毛鎮平天。皇御孫命爾。安國止平久。所知坐之米牟止申氏。己命兒天夷鳥命爾。布都怒志命乎副天。降遣天。荒布留神等乎。撥平氣。國作之大神乎毛。媚鎮天。大八島國現事顯事。令事避支。とありて。記傳に。抑此天穗日命の故事を考るに。記紀と遷却崇神詞とは。皆大旨同じきに。たゞ出雲神賀のみは。其趣甚異なるは。師の祝詞考云。穗日命は大名持神に媚附て。三年に至まで。復命申さすと。記紀などにはあるを。此神賀詞にかく云るは。國造の遠祖なる故に。宜く云なせるにやと。思ふ人も有なむか。然にはあらず。此傳事。右の二書には漏たるが。此詞に遺れるなり。若二書に見えたる如く。遂に返事申さずは。天若彦に亞たる罪も有へきに。然はあらず。天神祖の詔に。大名持命の祭をなさむは。穗日命なりと詔ひしは。よく彼神を媚和志し故なり。さて天に復命て。終に天夷鳥命。布都怒志命を天降して。大なる功を成るも。もはら穗日命の思兼によれり。と云れつるを。委しき考なりける。今又委く考るに。先初に。此神を天降し遣しは。次の天若日子の如き。征伐の御使には非ず。只彼神賀に云る如く。此國の體を見て。其狀に隨ひて。宜きさまに謀はしめむとにそ有けむかし。重胤云。國體と云は。後に謂ゆる巡察使の如くなむ有ける。其例は景行紀二十五年に。遣武内宿禰令巡察北陸及東方諸國之地形且百姓之消息とあり。巡察の事は。實に重任なるか故に。思兼神より謀を奉りて。諸神の中より傑神と。殊に拙て。天穗日命をば。天降し遣はされたるなりけり。と云り。其故は。彼天若日子を遣はしは。弓矢な

と賜ひし事あるを。此神には然る事もなければなり。若征伐ならは。最初に此神を遣す所に。弓矢などの事は有へきわ  
は。其は既に天若日子の處に出つれば。さて復奏たまひしは。三年も過後の事なれば。記などには。其間甚  
略けること本より然あるへきなり。さて復奏たまひしは。三年も過後の事なれば。記などには。其間甚  
久しく還りたまはぬ程を言て。即次の天若日子の事に移れる故に。其後に。此穗日命の復奏玉ひし事  
をは。まきらかして。傳へ脱せるなるへし。借後に。雉名鳴女を遣はす時に。只天若日子の事を問  
しむる由のみ有て。此穗日命の。猶久しく還らぬ所以を。問はしむる事は。見えざるを思へは。其  
以前に。既に返事申玉ひし事知られたり。かくて彼神賀に。善比命は返事申て後は。天に留まりて。  
降玉はぬ趣に云るも然有けむ。其故は記上卷此神の子孫の氏々を擧たる處に。天善比命。此出雲國造  
之祖也。とはなくて。天善比命之子建比良鳥命。此出雲國造之祖也。とあるも。出雲に降りて。大國  
主神の祀を主りし始祖は。夷鳥命をなれるなるへし。と云れたる。まことに然る言なり。

故高皇產靈尊更會諸神。問當遣者。僉曰。天國玉之子天稚彥是壯士也。宜試之。於是高皇產靈尊賜天稚彥天鹿兒弓及天羽々矢。以遣之。此神亦不忠誠也。來到即娶顯國玉之女子下照姬。因留住之曰。吾亦欲馭葦原中國。遂不復命。

亦名高姬。亦名稚國玉。

故高皇產靈尊云々。重胤云。彼螢火光神。蠅聲邪神の如き。此國に在ゆる荒振神の本説は。天穗日神の復奏し玉へるに因て。天神にも然る細かしき事共をは。初て所知看けるに。此に天稚彥を遣し給へる程は。其荒芒たる消息を。未知看ざりし故に。第一一書に。天照大神勅天稚彥曰。豊葦原中國。是吾兒可王之地也。然慮有殘賊強暴横惡之神者。故汝先往平之。と推量に詔玉へる事。右に然慮と有を以知へし。記御天降段始。天穗日命を遣し玉ふとて。神議在します所なる。天神の御言にも。故以下爲於此國。道速振荒振國神之多在。是使何神而將言趣。と有る以爲の言も。正しく其荒振神の狀をは。見認玉へるには非る事なるを。合せ曉るへし。然るに此正書には。天神の御言に。然彼地多有螢火  
本より。然巨細に所知食ける趣なるは。簡易に書さるるとして。後の事を前へ及されたるな  
るへし。借此に載られすと雖も。第一一書及記の趣は。此謀思衆神の思慮に出たるなり。故天神の天稚彥を。天降し遣し玉へるは。天穗日命御父子を。國體見に遣し玉へりしか。復奏し玉はさるに就ては。此國に殘賊云々神有て。甚く喧響るに阻まれて。二柱神共に。遂に復奏申さるなめりと所思して。右の二神に拘はらず。征伐の御使として。天稚彥を降して。其荒振神等を撥平させ玉はむとの。御政に御座か故に。弓矢を賜へるにて。伊勢風土記に。天日別命に標劍を賜ひ。崇神天皇十年四道將軍に授印綬と有も。兵器を印綬と爲て玉へるにて。軍防令に。凡大將出征皆授節刀とある類これなり。然して此に天稚彥是壯士也。宜試之。と有る壯士は。天穗日命の神傑を。巡察使に遣はされたるに對へて。此武神を征使と爲て遣はさむと。選申されしなり。宜試之と有は。此國の動靜未定らざるに依て。先此神を



遣して。其所置を見給ひ。其消息に依て計はせ玉ふへく。議白せるにて。先の天穗日命に。可レ不試  
 歎と。限りて申せるとは異にて。少か危ふむ意味無には非ずなむ有ける。果して此神忠誠ならざりけ  
 り。此神亦不忠誠也と有る亦字は。天穗日命に響きて快からず。此神者と有らま欲し。と云り。○  
 僉曰。記には問諸神等云々。爾思金神答白。とあり。○天國玉。記に天津國玉神とあり。熱田本秘  
 閣本にも。アマツと訓り。従ふへし。○天稚彦。名義。何となき稱辭なるへし。式出雲國天若日子神社  
 二あり。○宣試之は。重胤云。上に注るか如く。天穗日命に可レ不試歎と有は。此任に當りては。其  
 神より外に任玉ふ可き神無しと。限りて申せるを。此に宣試之と云は。此神より餘に遣すへき神の。  
 無には非れとも。先此神を遣して。其消息に就て治め給へと。少か危ふむ意を含めり。但然危ふむ神  
 をして。遣はされむ事を。議奏せる事は。如何なる状態には在れとも。未天穗日命の。復奏し給はざり  
 し以前の事にし有ければ。未此國の消息も詳ならずりし程の事なるか故に。此神を遣はされたる上に  
 て。御め玉ふ道は有なんと。謀り豫まして奏せるにて。是思兼神の思慮の。始終に宜しきを得る所以  
 にもむ有ける。と云り。○天鹿兒弓。天羽々矢。記に天之麻迦古弓。天之波々矢とあり。一書には。  
 天鹿兒弓。天真鹿兒矢とあり。記傳云。此記下に雉を射たる處には。天之波士弓。天之加久矢と云る  
 を。書紀には本書一書とも。雉を射たる弓矢も。初に所賜と同名なり。かくて又下に。天忍日命。  
 天津久米命の。天降らす時に。取持るをは。天之波士弓。天之眞鹿兒矢とあるを。書紀には天梶弓。

天羽々矢とあり。是等を相照して考るに。眞鹿兒弓と波士弓と。一にして別物に非ず。波々矢と眞鹿  
 兒矢とも。一にして別ならず。鹿兒とは。鹿兒を射る由にて。弓矢とも其用を云る名。波士は木名。  
 波々は羽の狀にて。これらは其體を云る名なり。かくてこゝには。麻迦古弓と。弓には用名を云。波  
 々矢と。矢には體名を云て。下には其を打翻して。弓に體名。矢に用名を云る。弓と矢と。互に體用  
 の名をちかへ舉て。同物なる事を暗に知せたる。古文の巧おもしろし。さて鹿兒とは。和名抄にも。鹿其  
 子と云なれど。此はたゞ鹿の事にして。其子を云には非ず。たゞ鹿をも鹿兒と云は。馬をも常に駒と云。  
 猪をも章能古と云。猪一名家とあり。と同例なり。さて古にも獵に。小獸及鳥などを射るには。小き弓矢を用ぬ。  
 猪鹿など大なる獸には。弓も大にして強きを用ぬ。矢も長きを用けん。故鹿兒弓鹿兒矢と云は。大な  
 る弓矢の稱なり。さて今征伐の使にも。さる大弓長矢を給はむは。もとよりの事。重胤云。倍新る征戰の言  
 ちは如何と云に。常に弓矢を用るは。山狩野獵をして。猪鹿を取るをば。主と爲る事なるにて。征戰は背叛く者の有る時に臨みて。用ふる  
 物なるか故に。其常なる方に依て。其名を定めて。鹿兒弓鹿兒矢とは云るにそ有ける。海宮遊行章に。海幸の鈎に對へて。山幸には弓矢を云  
 るを以て。弓矢の用の。常と云時は。猪  
 鹿を射取る爲なる事。此を以知へし。次に波々矢は。羽張矢にて。絹布の類の幅を言きて。波婆と云も。同例なるを思ひ  
 はあるへく。羽の廣く大なるを云なるへし。と云り。○此神亦不忠誠。亦は天穗日命のいまた復奏さざる  
 故に。彼神を忠誠ならずと思ひるに對へて。此神も亦と云るなり。されど重胤云。天稚彦と。此穗日  
 神とは。將軍と斥候との如き差別あるか故に。上にも云る如く。事の狀の一には。成まじき所なるを  
 知へし。此を一つにして見る故に。此神をしも忠誠ならざる如くに云ふ感はしき言は。出來れるにそ

有ける。さるは本より。大己貴神。此國を天神御子の御爲に。造堅めさせ置して。奉らむ御心に御在し坐す上は。荒振神と等並に撥平などは。思ほしも寄ぬ事なるか故に。一向に御心を執申させ玉へるに依て。媚附とは云りしながらに。姦人の誦諛るなどとは。本より日を同じくして云へからざる事共なりけり。天神御許にては。然る差別まてには及はせ給はず。大己貴神に於ては。異義本より有へくも思ほしたらさりければ。唯荒振國神を。撥平させ給はむ御心坐か故に。其子三熊之大人を引續きて。天降し玉へるを。天上にて其神の思ひしとは。案外の事なるか故に。其父の事に順ひて。共に計らへては得有ましかりけるを以て。其事に係列はれし程に。次には天稚彦を征伐として。降し給へるに。引代りて。天穗日命三熊之大人は。國體を見畢て。復命申させけらし。上にも引る記傳に。天穗日命の復奏し玉ひしは。三年も過後の事なれば。此記などには。其間甚久しく還玉はぬ程を云て。即次の天若日子の事に移れる故に。其後に。此天穗日命の復奏し玉へる事は。混らして傳へ脱せるなるへし。然後に雉を遣す時に。唯天若日子の事を令問る由のみ有て。此天穗日命を令問る事は。見えざるを思へは。其以前に已に返事申玉ひし事知られたり。と云れたるは。委しき考なるか上に。若天穗日命の久しく留り玉はましかは。天稚彦が此後に降れるに。然る恣なる所行共は。爲しめ玉はさらまし物をや。此を以て次に天穗日命に當て。天稚彦か事に。此神亦不忠誠也と云る。亦字の大に義を誤る事を曉りて。其心すへきものになん。○顯國玉は。大國主神の亦名にて。此時已に國土

經營の御功業を畢させ御坐て。天下蒼生に。專恩賴を幸はへおはします御名にて。記なる御父大神の御言に。意禮爲大國主神。亦爲宇都志國玉神。と詔ひ依し玉へるを。此時已に成竟玉へる御名なり。偕此は記と同傳なるに。こゝに命とも神ともなくて。別神の如く聞えられた。なほ傳の異なるにはあらず。此紀には。火産靈。罔象女。埴山姫など。神とも命ともなき例あまたあれば。此も其らの例と見てありぬへし。上なる天國玉。天稚彦も。其例なるへし。○下照姫。記云即娶大國主神之女下照比賣。亦名稚國玉神とあり。さて此神は。記に大國主神娶下坐胸形與津宮神。多紀理毘賣命。生子阿遲鋸高日子根神。次妹高比賣命。亦名下光比賣。とあり。記傳云。抑下照比賣は。父神の御名の大國玉に對て。稚國玉と負たるは。女神ながら父神を輔けて。國經營に大なる功を有けむ。されは當時威勢も有けむ故に。今天若日子此國を得むと欲ふ心から。此神をも娶けらし。と云り。下照姫と申名義は。允恭紀七年に弟姫容姿絶妙無比。其艷色徹衣而見之。是以時人號曰衣通郎姫。とある義にて。艷色の身外に。見度れる謂なるへし。萬葉十八多知婆奈之之多泥流爾波爾云々。十九春花紅爾保布桃花。下照道爾云々などは。花の氣韻の其蔭に滿たるを云なれども。下照の意は此に同じ。記に高比賣命と申すは。地神本紀に。高照光姫大神命と申す。高照光は下照と申に異ならず。下照は。催馬樂の歌に。玉ひかる下ひかる。新京朱雀の垂り柳。とあるか如く。物ありて其下傍に光り滿たる意にて。なほ上下の下ののみにもあらず。表に對へては裏の意もあり。されは下照は。上より下を照す意。高

照は高きより低きを照す意なるを。合せ思ふべきなり。倭國葛上郡雲梯社此社今巨勢河合村と云に在とあり。式に葛上郡大倉比賣神社一名雲梯社とあれば。亦名大倉比賣神とも申せるなり。或書に見えたり。○吾亦欲馭葦原中國と有は。重胤云。下照姬命は。稚國玉神とも申して。御勢の盛大に御坐し坐す許に。留住しかは。其任に此神の上に立て國を御むと。負氣なき心の起りし状なるに合せて説く事也。亦字は何れに對へて云なるらむと考るに。上に此神亦不忠誠一也と有は。上章第六一書。大己貴神の興言に。夫葦原中國本自荒世云々。然吾已摧伏莫不和順。遂因言。今理此國。唯吾一身而已。其與吾共理天下者。蓋有之乎。と有か如く。其大神の天下を統へ持たせ御坐しかは。其神の馭給ふ國を。吾亦馭めむと云るにて。天神の御爲にも。國神の爲にも。甚忠誠ならざる心を起しつるなりけり。記には慮獲其國と見えれば。其舅とある大己貴神をは。賺し拵へむとてこそ。其御婚には成たりけらし。是天神の御命を過てるなりけり。然云所以は。上に注る如く。天神には素より。大己貴神の御上に於ては。少かも疎給ふ大御心の御坐ざるを。天穗日命を國體見に遣し玉へるが。其復奏の遲きに依て。國神の荒ひ共有むかと所思して。此に天稚彥を征伐として。天降し玉へるなり。然して大己貴神の御許にては。天神に背奉る御心御坐し坐ざるか故に。征伐の御使をは受させ玉ふ御心坐々ざる事。第二一書。經津主神武甕槌神の行向ひ玉ひし所に。疑汝二神非是吾處來者。と申玉へるを以。知られたり。谷重遠説に。天稚彥既與敵國結婚と云れども。大己貴神の國土を造固め坐して。大國主神と成らせ玉へるは。私の御事にては且ても御在坐ざりければ。天神の御爲に。御敵と申さむ事

は。甚しき強説なるを。古より人皆得曉らざるか故に。其論悉く妄なるに過す。といへり。

是時高皇產靈尊恠其久不來報乃遣無名雉伺之其雉飛降止於天稚彥門前所植湯津杜木之杪所植此云多底婁。杜木此云可豆選。時天探女天探女此云阿摩能見而謂天稚彥曰奇鳥來居杜杪天稚彥乃取高皇產靈尊所賜天鹿兒弓天羽々矢射雉斃之其矢洞達雉胸而至高皇產靈尊之座前也。

怪其久不來報。重胤云。怪は第六一書に。高皇產靈尊勅。昔遣天稚彥於葦原中國。至今所久不來者。蓋是國神有強禦之者。と見えたる。蓋以下の御言に當れるなり。此時漸に。天神に疑ひ所思す御心の。起らし御坐けるなり。此時は。天穗日命父子の神等。已に國體見て。復命し玉へる間なりければ。大己貴神の。世に比類無き功神にて。渡らせ玉ふ事をは。聞食させ玉ふ上は。其神の強禦はせ給はむと云るは。思ほしも寄せ玉はぬ筋にて。此初に謂ゆる。螢火光神。蠅聲邪神の類の。荒振神等か。猶天稚彥に強禦ふに依て。然なむ復命の遅引なれる者かと。所思したりけらし。右の蓋是國神有強禦之者の勅言は。次に血染其矢。蓋與國神相戰而然歟。と詔へる所に。相照應ふ所にて。即其

天稚彦を。怪しませ玉ふ大命なる者なり。返矢の天上に届る所以は。此に在る者そ。忽卒に見る事勿れ。○無名雉。重胤云。記には雉名鳴女と有を。記傳に。名鳴を那々伎と訓れたれども。其國生段畫成の下に。訓<sub>レ</sub>鳴云<sub>三</sub>那志。と有に従ひて。此と同じ。雉<sub>キツナ</sub>那々志賣と訓へきなり。借無名と云に。古來種々の説有と雖も。一として取へき者無し。無名と云は。天<sub>ヒコ</sub>日鷲と云ひ。金色<sub>トビ</sub>鷲と云ひ。頭八咫鳥と云などは。各形狀に別なる。號くへき所有を。此は然る目立つ者にては。宜しからざるを以て。然さて人の異しむましき爲に。唯尋常の雉を。遣はされし事と聞ゆめり。記傳に。二の考あり。二。借此無名雉を。二度遣はされしと見ゆ。第六一書に。乃遣無名雄雉云々。故復遣無名雌雉云々。其無名雉そ。此無名雉。記に所謂雉名鳴女には當れる。其末に亦其雉不<sub>レ</sub>還。故於<sub>レ</sub>今諺曰雉之頓使本是也。と有れども。右の一書には。其先に遣はされし。無名雄雉の方に。此世所謂雉頓使之縁也と有て。頓使の係る所大に差有り。と云り。借頓使と云事は。第六一書の下に云。○伺之。天稚彦か有状を。伺視しめ給ふなり。さて御使に。鳥を遣はされしは。何なる故にか知られねと。磐余彦尊の兄猾かところへ。八咫鳥を遣はされし事など。似たる事なれば。古此類その状を伺せ給ふ御使には。多く鳥をつかはされしにそあらん。と葦牙に云れたり。○門前は。記傳云。此國に淹留<sub>ト</sub>て。住居家のなり。さて此家は。何國なりけん。知かたし。出雲國にも。とあり。されと此家は。美濃國なりと云る説あり。下に云り。や有らむ。

○所植は。立るなり。凡て木草は。立てある物なる故に云り。木立などいふも。同じ。記高津宮段。

淤斐陀<sub>オヒタ</sub>豆流波<sub>マユルハ</sub>毘呂<sub>ヒロ</sub>由都麻<sub>ユツマツ</sub>都婆<sub>トハ</sub>岐<sub>キ</sub>。神武紀。多智<sub>タチ</sub>曾<sub>ソウ</sub>摩<sub>マ</sub>能<sub>ノ</sub>。仁德紀。多知<sub>タチ</sub>瑤<sub>サ</sub>箇<sub>カ</sub>踰<sub>ユ</sub>屢<sub>ル</sub>云々<sub>ヤツ</sub>椰<sub>ヤツ</sub>素<sub>ソ</sub>摩<sub>マ</sub>能<sub>ノ</sub>紀<sub>キ</sub>などの多知も同じ。みな植りてあるを云なり。○所植此云云々。本に所字なし。今は永享本信友校本にあるに依て補ふ。○湯津杜木。記に湯津楓とあり。記傳云。湯津は五百箇にて。此は枝の繁きを云。五百津真賢木。百枝楓。百枝杜樹。五百枝賢木。などある類なり。萬葉三に。五百枝刺<sub>イホ</sub>繁<sub>エ</sub>生<sub>ニ</sub>有<sub>ヒ</sub>都<sub>ツ</sub>賀<sub>カ</sub>乃<sub>ノ</sub>樹<sub>キ</sub>乃<sub>ノ</sub>などよめるをも思ふへし。また湯小竹などある湯も。同じく五百にて。繁きと云り。さて和名抄に。楓兼名苑云。楓一名楨。和名乎加豆良。爾雅云。有<sub>レ</sub>脂而香謂<sub>ニ</sub>之<sub>一</sub>楓。桂兼名苑云。桂一名稜。和名女加豆良と。かく牝牡ある中に。楓は郭璞注に。楓樹似<sub>ニ</sub>白楊<sub>一</sub>。葉圓而岐。有<sub>レ</sub>脂而香。今之楓香是也。とありて。賀茂祭に葵と共に用るかつら是なり。桂は今昔物語に。天曆御時に。五條西洞院なる桂宮門前に。大なる桂木ありけるよしみえたり。此桂漢籍に謂ゆる肉桂と呼ものなり。但し今世に多夫<sub>タフ</sub>と云木あり。處によりて。タモモも。タモモも。其狀見分難きまて。桂に似たり。古は此をも桂と呼しなるへし。右の如くなれば。楓と桂とは近き類の木には非ず。甚異なるを。和名抄に同類の如く。牝牡を分て出せるは。元より同類には非されども。名の同じくて。混はしき故に。中昔にかりに牝牡と分ち云しなるへし。さて此にあるは。楓か桂かと云に。記に香木とも書き。字鏡にも。橋とあり又古書中昔の書まで。人の門又庭などにも在しこと。又彼桂宮のなを思ふに。桂の方なるへしと云れたるか如し。以上。記傳を甚く。橋めて採れり。然るに重胤云。桂は本草和名に。杜桂一名木桂。一名桂枝一名桂心。また本草に杜桂云々。即肉桂也。と見えれば。漢土にては。杜桂男加都良なるを。

如何にしてか。此には女加都良とは云らむ。其上楓は葉なども嫩なりければ。牝字を用て然るへきを。桂は幹の状も強々しく。葉も厚く堅かりければ。牡字實に當れる状なるを。和名の互に異なるは。其抄を書さるる時に。配損はれしなるへきにこそ。當昔然る事を誤るへきに非るを。類聚名義抄に。桂をメカツラ。又カツラと訓たれば。其よりは古き誤なるにこそ。然して右の楓桂共に。牝牡の言を去る時は。唯加都良なり。然斗り種類の異なる物に。何を以て。同名を負せたるらむと考るに。此にも海宮にも。杜木はしも。門前に所植る木の状なりければ。古には。必人家の這入の門外に。此二樹を左右に並植るなどの所由有か故に。牝桂牡桂などの稱を別てるに。其木名にも。門面の言を以て。呼し者には非るか。故古事記に。楓と有は。右に云牝桂なり。香木と有は。牡桂なるを。取交て其二共に。門前に並立る加都良なる事を。明されたる者と所見たり。然して此に。杜木又杜樹と作れたるは。記傳に。字鏡に杜毛利。又佐加木。と有を思ふに。彼今云ふ多夫の木は。殊に瑞々しく。甚能榮ゆる木なれば。上代に此をも榮樹と用ぬ。又神社などにも。殊に多く有けむ故に。即毛利にも此字を用ひしなるへし。萬葉十に。志良加志にも白杜樹と作るは。加志をも古は榮樹に用たり。此彼合せ思ふに。杜木と書るも。桂の方なりけり。と云れたる如く。桂の一方に就て書されたるか。又は推古紀に難波杜。天武紀に高市杜と有などは。森と訓なるを。説文に森木多貌と有る義を取て。楓に在れ。桂に在れ。枝葉の扶疏す方に。用られたるにて。牝牡の加都良を。並植る義を思はれたりし者と

こそは。所思たりけれ。新撰萬葉集下卷。戀わひぬかけをたにみし玉桂。ことは根さへにほりてすてむ。と有も家側の桂なり。又後つひに何爲とてか玉桂。こひするやとに生まさるらん。と有も。右に同じきは。門外に桂を植る。證とも云へくや。借私記に。案杜與桂相近可爲誤也。加之杜字都無加津良之訓也。と有は。却に僻事なること。右に云るを見て知へし。又杜を和字なりと云説など。皆淺はかなり。と云れたり。○杜木此云可豆蓮の下。本に也字あるは衍なり。口訣本丹鶴本纂疏本などに。なきによる。○天探女。和名抄鬼魅類に。日本紀私記云。天探女阿萬乃佐久女。俗云。安萬佐久女。萬葉三。久方乃天之探女之石船乃。泊師高津者淺爾家留香裳と見え。津國風土記に。天探女乗磐船到于此。以天磐船泊故號高津。云々と有り。然るに代匠記に引る風土記には。難波高津は。天稚彦か天降りし時。屬て下れる神天探女。磐船に乗て此に至る。天磐船の泊る故に。高津と號く云々と云り。右の如くは。天上より降れる神なりと雖も。第一一書に。時有三國神一號天探女。と有れば。天上の神には非ず。本より國神にて在しか。天上より降れる稚彦に従ひ居たりし故に。天の言を冠て。天探女とは云るなり。右の歌にも記にも。尋常の船の泊るか如く云成るを見れば。天上より降りりとも定めては云難きを。其上天神より。天稚彦に弓矢を賜ひて。征伐の御使として降さるるに。女神の隨はむ事も似けなし。國神と有る傳を以て正しとすへし。さて名義は。佐具は。記傳に。口訣に天探女者從神。讒女也と云ひ。或人の探女者探心多邪思也と云る。此意なるへし。佐久自理

と云事。佐具賣の名義に叶へし。と有る佐久自理は。源氏細流に。賢しく指過したる心なり。と注せり。又花鳥餘情に。鐫字を佐久自理と訓り。記傳に。今世の諺に。天之佐古と云は此名なり。其も左右に人に悖ひて。心悪き者をなん云める。と云れしは然る説なり。○奇鳥。一書に鳴聲惡鳥云々。記に鳴音甚惡云々とあり。私記に安也之支止利と有に據て訓へし。本にメツラシと訓たれども。此雉は此國に。本より在るなりければ。其を稀見と云には非ず。彼人語を以て。天神の詔命を委曲に宣れるを。怪しと爲るなり。例は雄略紀五年。天皇校獵于葛城山。靈鳥忽來。其大如雀。尾長曳地。而且鳴日努力々々と有も。人語を成して。嗔猪の逐來れるを知らせたる。其事を以て。靈鳥とは云るにて。此の奇鳥の趣に同じ。神武紀に。天皇の兄磯城を討玉ふ時。兄磯城不承命。更遣頭八咫鳥召之。時鳥到其營而鳴之曰。天神子召汝。怡弄過怡弄過。兄磯城忿之曰。聞天壓神至。吾爲慨憤一時。奈何鳥鳥若此惡鳴耶。乃彎弓射之とあるも。人語を成して。兄磯城を誘ふさまを知らせたるは。全く此奇鳥の鳴聲をなしたる趣に同じ。記に天神の御言に。汝行問天若日子狀者。汝所以使葦原中國者。言趣和。其國之荒振神等之者也。何至于八年。不復奏。一書にもかく。とありて。降到居天若日子之門。湯津楓上而。言委曲如天神之詔命。とあれば。此鳥か御使の事を云るを聞て。己か不忠ぬ心に應はさる故に。惡みて奇鳥。また鳴聲惡鳥とも。云るなり。○乃取高皇產靈尊所賜天鹿兒弓天羽々矢。重胤云。第一一書にも。天神所賜云々。記にも同じさまに。其玉へりし天神の御事をしも云は。

此天稚彦を征伐の御使として。天降し遣はさるる符信と爲て。賜へりし物にし在ければ。荒振神をこそは。射て取へきに。此雉の爲に。此弓矢を始て用ふと云は。其天降着しより以降。少かも其御使の事を仕奉らすして。國神の首渠と成て。此國を取めむと爲る方をのみ勤めて。其怠惰れりし狀を。細かしく云ずて聞しめ。其天神の玉へりし弓矢を用たるか爲に。其矢の天上に至れる事。所以ある事を。知しむる所なりけるか故なりけり。若て此物を取持て。天神の御使を射ると云は。實に不忠誠なる所作にして。天神の御罰を得奉り。遁る可らざる所以に在り。且天上に其矢の至れる所以。正に此に在り。心を潜めて思ふべくこそ。と云り。○高皇產靈尊之座前。第一一書には。此所を遂至天神所處と見え。記に逮下坐天安河之河原。天照大御神之御所と見えたり。○至也。重胤云。其矢の直に射放てる。即天上に至れる事はしも。天稚彦か彎ふ勢の強きに依て。然るには非ず。其弓矢はしも。此に天稚彦乃取高皇產靈尊所賜天鹿兒弓天羽々矢云々と有は。此に應く所にて。其天神の賜へりし矢なるか故に。時刻を移さず。速に天上には至れるにて。其射手の力にては無く。其矢に靈有か爲め。然有し者なりけり。此は天神より。荒神をしも討平させ給はむとて。賜はせる弓矢なりければ。天神の荒魂。必しも副御座を以て。斯る信驗は有けるにて。此とは事も異れども。彼日本武尊の。賊の爲に野火もて焼れんと爲給ひし時。御佩かせる御劍自抽て。傍草を薙攘へるか爲に。却りては賊を焚滅し玉へるなど。神物の威靈はしも。斯る所に在る物になん。此事を思へらは。天地の相去て遠き此許にて。天稚彦か射たりし矢の。忽に天上に至

れりし事を。何かは疑はむ。其上此に蓋與三國神相戰而然歟。と云御言あり。記にも或天若日子不誤命。爲射惡神一矢之至者。不中三若日子。云々など有は。本より天神の。初其を玉へる時より。御靈を副させ給へるならずは。國神と戰へる矢の。如何に天に至る事あらん。下なる返矢の所に。中矢立死と書され。遷却崇神祭詞にも。又遣志天若彦毛。返言不申氏。高津鳥。殃爾依氏。立處爾身支。と有を以て。其矢の往來はしも。甚々劇しき事なりしを。正に知へくなん有ける。と云ひたるは。まことに然る説なり。

時高皇產靈尊見其矢曰。是矢則昔我賜天稚彥之矢也。血染其矢。蓋與國神相戰而然歟。於是取矢還投下之。其矢落下則中天稚彥之胸上。于時天稚彥新嘗休臥之時也。中矢立死。此世人所謂反矢可畏之緣也。

我賜天稚彥之矢也。重胤云。第一一書も同文なるか。此我は。高皇產靈尊。御自の御事を詔へるなり。記傳に。上に或は天照大御神と此神と。二柱を並舉げ。或は此神をは略きもしたるは。二柱に亘る事には非れはなり。と云れたるは然る事なり。次に。抑此矢の事は。御子命を天降し奉玉ふへき事の

中なからも。枝事なる故に。天照大御神は關り玉はぬなるへし。と云れたるは諾難し。抑此に皇御孫尊に。天下國土を事依し。授奉らせ玉へる大命を初奉り。其御天降の時に。天璽を授奉らせ玉ふなど。天統の御事に係りたる。凡ては天照大御神の大御政なりと雖。其御天降の御事に就て。荒振神等を言向させ給ふ御政と。大己貴神に國土を避奉らしめ玉ひ。又其神の上に控させ玉ふ御事共は。專高皇產靈尊の所知看へき所以有り。所以に先に天稚彥か天降れる始に。弓矢を賜はしたるも。此大神よりなり。此に就て其御使を射たりし矢の至れるも。此大神の御座前なり。又其に依て。其矢を返下給も。其神の御手よりなり。此を以て國土征伐の御政の出も。此に在れば。争か此を枝事なとく龜略には見らるへき。と云れたり。○蓋與三國神相戰而然歟は。又云。其矢の血染たる由を。疑はせ玉ふ御言なり。記に或天若日子不誤命。爲射惡神之矢至者。と有る御疑も。此に等しきは。所以有事なりけり。然るは天稚彥か。國にて荒振神と。如戰たらんにも。其矢の天上に届ると云事は。決めて有まじき事なるに。然詔へるは。初天稚彥に弓矢を賜はれる時よりして。其大神の御靈を託させ玉ひ。若射向ふ敵の有なむには。此弓矢に副玉へる神威を以て。功成しつへく。神量置し故に。此弓矢に就ての舉動はしも。必する事に控させ玉へりけん御心を過たすして。其矢の此に至れるなりければ。先其に就て。此御疑は御座し初させ玉へるなりけり。同じ條理の事ながら。第六一書。時高皇產靈尊勅。昔遣天稚彥於葦原中國。至今所以久不來者。蓋是國神有強禦之者。と有り。其便を得ずして。疑は

せ玉へるなるを。此は其物を見て。其成行きを推量り。疑はせ玉へるにて。實には國神と相戦ずて。此に其矢の反來る事を。諸神に示し玉へる者にて。いはゆる反語なるなりけり。と云り。○胸上。第一一書に高胸と有。訓注に多歌武娜婆歌とあるに依て訓へし。記傳に。高胸坂は。仰に臥たる狀の坂如して高きを云なり。と云れたれど。この事次に云。○新嘗休臥之時也。新嘗は寢臥すへき時にあらぬを。かくあるはいかにと云に。重胤云。記に寢胡床と有に取て。説を成すへきなり。其胡床は。大嘗宮に謂ゆる神座なるにて。大嘗祭儀式大嘗宮條に。正殿一字。構以黒木。葺以青草。略。鋪地以束草。所謂阿。以播磨實。加其上。實上加席。既而掃部寮以白短御疊。加三席上。以坂枕。施疊上。内藏寮以布幌懸戸。略。下有て。式の趣も此に同じきか。其席と有が古の胡床なりける。其委き狀は。建武年中行事神今食條に。掃部頭參りて神座を敷く。南枕に敷く。先一丈二尺の疊。其上に六尺の疊四帖。枕の方二帖は裏あり。其上に九尺の疊七帖。其上に八重疊敷く。九尺の中一帖を少か東に引出て。打掃の宮を置く。坂枕は八重疊の下に枕に敷く。内侍參りて。御衾を八重疊の上に奉る。御櫛御扇側に置く。御香後に置きなり。内侍退きて。神殿に入御有り。神坐の東に。巽向に半帖を敷て。御坐とす。主上御面を笏を正しくして。著せ玉ふ掛有り。此掛は人知と書させ給へる如く。此御床の帖に。坂枕を敷く。御頭方を高くし。御後方を低くして。此神坐即大嘗を供りて。神を臥させ奉らせ玉ふ料なり。其席と云は。大なる豊樂院御坐の主。然して其大嘗にて。十一月卯日天照大神を。請奉らせ玉ひて。當

年の新穀を初て奉らせ玉ふ。大御祭に御坐て。其翌辰日。豊樂院にて開食させ玉ふは。新嘗にて渡らせ玉へるが。其にも坂枕等の御事御在坐き。儀式装三飭豊樂院御座一條に。御床子一脚。長八尺廣五尺。高錦端龍鬚御帖二枚。長八尺廣五尺。下敷御疊十五枚。長各八尺廣各四尺云々。御坂枕二枚。綵色羅編。云々と見えたるを思ふに。古は主上の御も。御坂枕に臥させ玉へるなりけり。偕胡床は。古くは揚座の義にて。中古より一種の器と成れるも。其中の一にて。座るにも臥すにも。家の板敷より。高く上て造れる座を云なれば。其制狀々に在りと心得へし。天稚彦か此の事も。新嘗休臥之時也と云れば。其床上に頭を高くし。後を低くして。其坂枕に休臥たりけんか。いはゆる高胸坂なりしにて。即其的となりて。天神の投還下し玉へる御矢の爲に。亡はれ奉りし者なりけり。和名抄に。胡床云々阿久良とあるも。中世に一樣に定めは。休臥など爲らるへきものにあらず。僅に腰を掛るばかりの器なり。此と云り。此説に據れば。高胸坂の事も明らかなるを以て。古にアキラと云るものは。此に謂ゆる床なりし事と知るへきなり。○立死。遷却崇神祝詞に。高津鳥。殃爾依氏。立處爾身亡支とあり。○反矢可畏云々。重胤云。口訣云。反矢可畏之縁也者。軍陣箭入時。敵射反其矢。則失利。以山鷄。蜂鷄。鸚。羽。所作箭用爲秘密也。と云り。此説に依て。通證に。野必大曰。本邦自古以鷄爲箭羽。凡禊産屋及病家。以墓目鏞。射邪鬼之法。必用鷄尾箭。或武官箭鏞表指箭。鷄尾交鷹鷄羽。是取鷄性毅而耿介。鬪不知死。能驅邪氣也。今按蜂鷄亦取其雄武。鷄神武天皇弭見瑞。鷄日本武尊化白鳥。皆詳見日本紀。初學記。鷄羽射鷄之箭皆拂國箭也。と注されたる。其も然る事には在れど



も。予か見る所は大に異なり。此時の雉頓使と。並へ擧て。古より遍く世人の諺に云來れる事。此世人所謂と有を以て著明きが。此は掛まくも甚も可畏き。天皇に射向奉る時は。其反矢の御刑戮有て。立處に家を亡なひ。身を滅はずと云ふ。皇祖天神の御定制御座を以。世人其反矢を可畏と云傳へて。天皇朝廷の。威神き稜威を。凌犯すへからざる諺と。爲つる者なりけり。平家物語奈須與市扇的條に。高倉院嚴島御幸の時。三十本切立。明神へ神納有し。紅に日の丸の扇なり。平家都を落し時。神主佐伯景弘。此扇を取出し。此は帝の御施入。明神の御秘藏なり。日は故院の御情。帝業の御守たるへし。此扇を持せ玉ひたらは。敵の矢は却て。其身に中り候へし。とて祝言し進らせける。云々と有は。當昔猶返矢可畏と云ふ諺を。世の人口に云事なりし故に。取立て申せりしものと見えたり。然れば。此天稚彦か逆事せし。此反矢を本として。何れの兵器を以ても。天皇に敵對し奉れる者の報。正に如此く有る。皇祖天神の御定。是に在るへき御掟なる者なりけり。崇神天皇十年紀に。於是各爭先射。武埴安彦先射彦國貴。不能中。後彦國貴射埴安彦。中胸而殺。と見えたる。此事を古事記に。其廂人先忌矢可彈云々。此矢合の時。始用る矢を。忌矢と云は。忌貳を居て祭れる弓矢と聞ゆるか。此に彦國貴命より。其武埴安彦に乞て。先忌矢を彈たしむるは。天皇の御楯と仕奉る將軍なるか故に。彼無道の矢の中ると云事は。決に無き事と思定て。疑無心より。云せられし者なり。果して其矢。中る事を得ずして。彦國貴命の射玉ひし矢の外さす。一發にして。射殺し申されし。是正しく反矢の御

事を。擬ひ行はれし者と所見たり。と云り。此説最めつらしけれと。いかゞあらん。なほよく考ふへし。

日本書紀通釋卷之十五

飯田武郷謹撰

天孫降臨  
草續

天稚彥之妻下照姬哭泣悲哀聲達于天。是時天國玉聞其哭聲。則知夫  
天稚彥已死。乃遣疾風舉尸致天。便造喪屋而殯之。即以川鴈為  
持傾頭者及持帚者。一云。以鷄為持傾頭者。又以雀為春女。一云。乃以川鴈為持  
傾頭者。亦為持帚者。以鷄為三尸者。以雀為春女。以鷄為三哭者。以  
鴈為三造綿者。以鳥為三穴人者。凡以三衆鳥任事。而八日八夜啼哭悲歌。

達于天。記に下照比賣之哭聲。與レ風響到レ天。とあり。かく哭聲の直に天上まで達えしは。全ち風の  
まにくと。到れりしものなり。○聞其哭聲。哭は記玉垣宮段に。叫哭云々。叫哭死とあり。記傳云。  
萬葉九に。菟原壯士伊仰天叫於良妣云々。書紀にも叫哭をオラヒナキテと訓り。又雄略卷に呼號。  
孝徳卷に啼叫などもあり。淤羅夫は。大聲を揚て哭叫ふなり。哀しみの甚しきをりの態なり。○知  
夫天稚彥已死。記傳云。凡て人の死りぬるを哀しみて哭には。其人の此世に存りし程の事をも言續  
け。又萬葉二柿本朝臣人麻呂妻死之後。泣血哀慟作歌に。爲便乎無見妹之名喚而。袖曾振鶴。と詠る如







へて。令行るは。全く古の哭者の餘風なるものなり。

記傳云。谷川氏の嘗聞。紀熊野若家有死者。備饌舌婆子。令之哭。告鄉黨。隨價高低。有哭泣輕重。此風俗を聞て。

上代の事想像られたりとも有る。右の記には雉爲三哭女とあり。○鴉は。能高く飛よしの名なるへし。和名抄

泣婆と云物の事なり。と云れたり。

に。本草云。鴉。一名鴛。和名爾雅注云。鴛一名鴛。喜食鼠而大目者也。漢語抄云。久曾止成。とあり。○造綿者

は。纂疏云。謂制下斂死者之衣者。とあり。安倍本に此處の書入に。造綿者師說謂令以綿漬水沐浴於死者之人。耳。と云るも。古き説なるへけれど。いかゞあらん。平田翁は。屍の搦かざら

む料に。棺内の空處を。上代に。綿してそ填めけん。其綿は多く。平田翁云。鴉は其背するごとくして。綿を解に使あるに。と

いる事なれば。それ造るものを云にやと云り。此説信かたし。

れるか。と云り。さて尸者造綿の二は。記にはなし。○鳥も。鳴聲にとれり。萬葉十四。鳥とふ大

おそ鳥のまさでにも。來坐ぬ君を許呂久とそなく。許呂と加良。和名抄。唐韻云。鳥。孝鳥也。爾雅云。純黑

而反哺者謂也。鳥兼名苑云。一名鴝。字亦作鴝。和名加良須。○穴人者。私記に志々比止々須と有て。下

に死人食物具人也と注し。釋にも。穴人私記曰包丁之類也と見えたり。雄略紀二年に。穴人部を置

し事あり。姓氏錄。穴人朝臣阿陪朝臣同祖。大彥命男彥春立大稻與命之後也。と見えたる。膳臣の同流

なり。此に謂ゆる穴人は。右の例にて。穴を料理て。尸に奠る役に任したる者なり。さて鳥を役に任

せるは。平田翁云。此鳥よく死たる獸の肉むらを食へはなり。と云り。記には翠鳥爲御食人ヒトリとあり。

此は穴人とは異なる傳か。又一か。○凡以衆鳥任葬官類之也。とあるに依て有なむか。今云。粟田土

は知られぬと。姑く纂疏に稚彥有雉禍。故以衆鳥任葬官類之也。とあるに依て有なむか。今云。粟田土

麻呂説に。神代に鳥の禍にて死たる者は。かく鳥ともに行はしめ。獸の禍にて死たる者は。獸に負せて行はしめし事。有けんも知かたし。今世に病犬に喰れたる者。死る時に物食ふ状も。吠る聲も何もさながら犬の狀になりて。死ぬること有は。奇しき事なるに就て思ふに。天

維彦が高津鳥の殃によりて死たるは。雉に喰れたるには非されとも。射たる雉の血の付たる矢に。中りて死たれば。雉に喰れたるも同かるへし。斯てもし死る時に。鳴聲も何も。雉の如くになりて死たるには非ざるか。もし然らば。即て雉なれば。鳥とも負せて。葬事を行はせしにも有へし。犬に喰れたる者の。奇しき狀をなすに就て。試

に云也と云り。此は纂疏の説を助くへき説なれば。因に記し出づ。凡て神代には。尋常の意を以ては。測り難き事多かる。と云れつる。信に然ることにて。測かたき事にはあれと。佐藤信淵か言に。鳥獸と云中に。鳥

の風に乗りて。虚空に翔るを思ふに。本より天に生て。天に屬き。獸は地に生て。地に屬るものと思

はる。然れば。此なる衆鳥ともは。風神に従ひ降りて。天稚彥か屍を天に致しけむ故に。其衆鳥を喪

事に任たるにや。凡て鳥は。風神に従ふ物と思はる。と云り。此説面白く聞ゆ。と云れたり。借葦牙

云。右の鳥とも負せし名にて。上代の葬のさま。大かた知らるるを。今其名たに絶てなきは。おしな

へて葬の事は。佛さまになりたる故なるへし。されと。右の熊野の如く。山里島國などに。猶殘れる

事もあるへし。と云れたり。さる説なり。○八日八夜。記傳云。八日は八夜に對ひたれば。耶比と訓

へきか如くなれとも。なほ耶加と訓へし。中卷倭建命段歌に。迦賀那倍豆。用通波許々能用。比通波登

袁加袁。これ夜に對へても。日は伊久加と云證なり。さて此加は日數を云言にて。彼御歌の。迦賀那

倍豆も。日々並而にて。日數を並へ計ふるを云なり。加とは氣を通はし云る言にて。氣は經日數の長

きを。此記又萬葉の歌に。多く氣長と云。又毎日朝爾爾食爾と。多くよめる氣是なり。さて其朝爾爾

爾を。或は朝爾爾日爾ともよめるを以て。氣は日數なることを思ひ定めよ。かくて氣は來經の切まりた

るなり。來經と云事は。倭建命段の歌に見えたり。さて日數を計へて幾日と云には。夜も其中にこも

れるを。此の如く。八日八夜など分て云も。古語の文なり。此は八日の間。夜も昼も云意ならむと。思ふ人も有ぬへけれど。左に引。鎮火祭詞なるは。其意なき例をおもふへし。  
 鎮火祭祝詞にも。夜七夜晝七日。山城風土記にも。神集々而。七日七夜樂遊。とありと云り。さて殯の日数を。八日八夜と云は。此のみにて。天孫本紀の。饒速日命なるには。處<sub>ニ</sub>其神屍骸。日七夜七。以爲<sub>ニ</sub>遊樂。と見え。靈異記に。栖<sub>ニ</sub>輕卒也。天皇勅留。七日七夜。誅<sub>ニ</sub>彼忠信。と見え。又大伴屋<sub>ニ</sub>栖古連の卒る所に。天皇勅之。七日使<sub>レ</sub>留誅<sub>ニ</sub>於彼忠。など有る。此等は七日なり。齊明紀に。以<sub>ニ</sub>天皇喪。殯<sub>ニ</sub>于飛鳥川原。自<sub>レ</sub>此發<sub>レ</sub>哀。至<sub>ニ</sub>于九日。と有れば。其趣に依て定むる事にて。在しをらんを。後には何時となく。一七日には。定れるにこそあらめ。○啼哭悲歌。重胤云。右の以衆鳥任事は。葬官なり。此に啼哭くは。此次に謂ゆる親屬妻子の爲る事なり。さて悲歌をカナシミシノフと訓り。私記には。此二字を志乃不。金澤本にはカナシムとのみ訓れとも。猶本に従ふへし。偕歌の字に。悲哀の義は非れども。此を記に遊也とある。其は記傳に遊とは。管絃歌舞の類を云て。樂字に當れり。と注されて。紀に謂ゆる歌舞を奏する是也。此時に當りて。歌舞を爲す事は。其死者を慕ふ歌を作り。其を歌ひ舞事は。即其人を悲哀する義なれば。其意を得て訓るなるへし。口訣本には。此二字をカナシミウタフとよめり。なほ上に引る靈異記に。誅<sub>ニ</sub>彼忠信。又誅<sub>ニ</sub>於彼忠。とある誅を。一本に詠に作りて。志乃婆志牟と訓み。又哭詠作歌曰の詠を。志乃比氏と詠るなども。此に歌字を訓むと。同じ意味なるへし。記傳に。書紀には唯八日八夜悲歌のみ云て。樂の事を記されざるは。御國の古禮を忘れて。一向に漢様に書成されたる者也。悲

歌のみにては。古意に背ける者をや。と云れしは。然る言の如くなれども。此歌字に似てしも著ぬ。シノフの訓あるは。其慕ふ爲に樂とは云ざれども。他に事有る由を知らせたる者と。見ても有をむや。然尤られたるは。通證に。悲歌者猶<sub>ニ</sub>後世挽歌之類也。と注されしなど。就ての説とみゆ。されど其歌舞の事の止て。僅に挽歌のことを歌ひし時の狀に當たるは。注の誤なるにて。紀にはシノフと云義に。用られたるにはたかへり。さて。歌舞の事は。上に擧たる如く。允恭天皇四十二年に。天皇の殯歛の御事に就て。歌舞を仕奉りし由見え。天武天皇朱鳥元年にも。其殯宮の御事に就て。國々國造種々歌舞を奏と有は。謂ゆる風俗の舞を奏せるなり。其殯宮にて有りしは。持統天皇元年に。納言阿部朝臣御主人誅之。中。樂官奏樂。二年にも。於是奉<sub>レ</sub>奠奏<sub>ニ</sub>楯節舞。と見えたる。其を私記に吉志舞也。と注されたる。皇國にて出來れる樂なり。さて記傳云。喪にかく樂せしは。何の所以そと云に。まつ人の死たるは。彼天照大御神の天石屋に隱坐て。世の闇夜に在れりしに類たる故に。其時の故事をまねひて歌舞て。其人を復此世に還りたまへと。招禱る意より起れり。其は鎮魂祭儀にも。彼故事をまねふ儀あるにてさとるへし。と云れたれど。然らず。喪に樂の事することは。唯死たる人の魂を。なくさむるまでの業にこそあらめ。本より死たる人の。顯世に歸るべきものならねは。上代といへども。其を招禱るわさあるへくもあらし。天照大御神を。例に引奉るはあたらす。大神は顯御身にまじくして。天石窟に隱坐せればこそ。出給はむことを。招禱奉りしものなれ。また鎮魂祭の事を引れたるもいかなり。此も亡體を離れたる魂を。招き鎮る祭にはあらず。顯世に坐々なからに。魂の放れ行む事を恐みて。招禱る祭なるをや。思へし。

先是天稚彦在於葦原中國也。與味耜高彥根神友善。味耜此云。阿賦須岐。故味耜高彥根神昇天吊喪時。此神容貌正類天稚彦平生之儀。故天稚彦親屬妻子皆謂吾君猶在。則攀牽衣帶且喜且慟。時味耜高彥根神忿然作色曰。朋友之道理宜相吊。故不憚汗穢遠自赴喪。何為誤。我於亡者則拔其所帶劍大葉刈。亦名神戶劍。以斫仆喪屋。此即落而為山。今在美濃國藍見川之上。喪山是也。世人惡以生誤死。此其緣也。

味耜高彥根神。記に大國主神。娶下坐。智方。與津宮。神。多紀理毘賣神。生子阿遲須高日子根神。次妹高比賣命。亦名下照比賣命。此之阿遲須高日子根神者。今謂迦毛大御神者也。とあり。此御名。記には此處にのみ。阿遲須云々とあれども。餘は悉く阿遲志賀云々とあり。されど此紀また出雲風土記。神名式など。みな須夜とありて。志賀とある事なし。名義。味は可美と同意にて稱名。式に。攝津國東生郡阿遲須相は父大國主大神とくもに。神鉏取らして。巖を斫り。土を平けなど。國土を作り給ひし御功績を以て。負へる御名なり。高彥根は尊稱なり。さて此神の御事。出雲風土記神門郡。また仁多郡の下に出たり。記に迦毛大御神とあるは。神賀詞に。大穴持命云々。己命乃御子阿遲須伎高孫根乃命乃御魂

乎。葛木之嶋能神奈備爾坐云々と見え。式に大和國葛上郡高嶋阿治須岐託彥根命神社。地名神大月。女相昔新嘗。是なり。四坐は何神を祭るかしらす。並云。なほ此神を祭れる御社は。式。出雲風土記。續紀。土佐國風土記等に見えたり。○友善は。記傳云。神功紀に。善友。伊勢物語に。昔男いとうるはしき友ありけり。などあり。凡て友の交の睦しきを。宇流波志と云り。萬葉十八に。宇流波之美須禮とよめるも。睦交るを云り。さて此二神の交遊は。天若日子の。此國に降りて後よりの事なるへし。書紀の越も然開ゆ。下照比賣の母兄神に坐は。ゆかりも甚親きなり。式に出雲國出雲郡に。阿遲須伎神社。天若日子神社と。並載り。とあり。○吊喪。平田翁云。吊は問と同言なり。訊問等の字を。登布とも。登夫。延て登夫良比と云は。押を渙會夫良比と云ひ。引を比許豆良比など云に同じと云り。○容貌。秘閣本にカホカタチと訓るに従ふへし。平田翁云。容貌をも。カタチとのみ訓るは。言たらず。凡て書紀に面貌形容などは固にて。も。カタチとも。カホカタチとも訓まで。容姿。形容。形貌。貌容などあるをも。師はみなカホとのみ訓へきよし言れつれど。カホとは。處に據て稱はば事共あり。と云り。○儀。第一一書に。光儀とあるをも。古本共にヨソホヒと訓り。重胤云。佛足石歌に。多麻乃與會保比とあり。身を裝ふ事に起りて。飾り整ふる状を云なるか。凡ては威儀を取繕ひて。形容をなす者なれば。轉してスカタと云事に用ゐるなり。崇神紀に。威儀をスカタと訓み。允恭紀にはミヨソホヒと訓り。と云り。○親屬妻子。重胤云。宇我選は。紀中族。同族。安雨子弟。皇極。同姓。齊明。をよめり。夜加選は親族。景行。また族。同骨族。武烈。儻。眷屬。皇極。をよめり。空穗祭使に。父母氏族一度に亡ひて。藏開に。盜人の族はと有など。父母の外をも。ヤカラと云状な



り。楮右に引る其中に。親族の字は。萬葉三に。問放流親屬兄弟。九に親族共射歸集。と有などには。宇我邏と云に用ぬて有れば。何方にも亘るを。其言には正しき差別有る事なり。令條に謂ゆる。父母兄弟妻子を。六親と云限は。宇我邏なり。字書に親指三族内と云ひ。至親曰親と注せる是なり。夜迦邏は。外家遠族の類を云て。字書に戚曰三族外と云ひ。傍親曰戚。と注せる是なり。武郷云。田中頼廣此にいとよく叶り。従ふへし。 楮此親屬を。官本及丹鶴本共に。父母宇我邏夜迦邏と訓る事にては在れども。父母は已に宇我邏と云者にし在ければ。言の重複れるのみにて詮なし。楮委しく分云ふ時は。右の如くなれ共。通證に親屬泛謂三親近之類屬也。と注されしは。此の旨を得られたるなり。と云り。私記に宇我良也加良と訓るよろし。○吾君猶在。平田翁云。吾君云々は。妻子等の言なり。師云。香紀にナキと訓を付たるは。古へる稱も有つらめと。能なるも見えす。例も無れば従かたし。仁徳天皇段歌に。阿賀勢能成美とよめり。シナキは。勢那君の轉れるにや。○武郷云。私記に此二字の訓を如し字とあれば。今もしかよみつ。據て按ふに。シナキは。次なるシナズ云々より。誤りて轉りし。さて此妻子ともは。天若日子。未葦原中國に降らざりし以前の妻ともなり。とあり。葦牙云。一わたりと思へは。さはかりの事は。あるまじき如くに思はるれと。此は天稚彦。此國にて死たる事を。天にて聞て。其屍を持行たる處なれば。又此國より。同容貌の神の來座たらむには。まことに死しは其神には非しと。思ひ惑ふへきことなり。と云り。さる言なり。さて猶在を。私記に只奈須奈保萬之介利と訓り。○攀牽衣帶。攀牽の訓。熱田本にトリカ、リとあるに従ふへし。平田翁も云れし如く。萬葉四に。衣手にとりとこほり泣子にも。まされる我をおきていかせむ。二十に。から

衣すそにそり附なく子らを。おきてそきぬや面なしにして。などある。此の狀によく似たる歌なり。○且喜且慟。記には皆哭云々。哭悲也とあり。されど死たると思へる人の。死すて有けりと。思ひ惑ひて。取懸たらむに。皆哭といひ。哭悲といふ文はあたらむ。必此紀の如くなるへし。○朋友。記傳云。凡て登母とは。官職にまれ。何にまれ。一部ともなふを云。某伴某伴と云是なり。登母賢なと云も此意。又交り親む人を。友と云も同意なり。加伎も一黨に相結へるより。云る名ならむ。部曲をカキノタミ。民部をカキへと云るも。同じ義なるへし。○赴喪。赴字本に起に作る。今纂疏本永享本文明本鎌倉本ともに依て改む。爾雅に 赴至也 喪字。本に哀に作る。類史環翠軒本に喪に作る宜し。依て改む。但し其本にも起喪とある起字は惡し ○誤我於亡者。記に比三穢死人とあり。○所帶。本に所字無し。永享本に據て補ふ。○大葉刈。平田翁云。記には大量と書り。共に大波加理と。波も加も清て訓へし。記傳に。書紀に刈むは。彼は我を濁るへけれど。此記には量字を借て書れは。清てよ。さて名義大及刈なるへし。と云り。刈は大波詞に。むへしとあれど。我俄を清音に用おし例下にもあり。泥むへからず。 ○神戸劍。記には神度劍に作れり。内山眞龍の説に。天津菅麻乎本茹斷。末茹切氏。などある刈に同じ。○神戸劍。記には神度劍に作れり。内山眞龍の説に。神戸は出雲の國神門郡の地名を以て。劍名に負せたるにて。後に出雲國に。刀劍の良工を出せること往々見えたるも。みな上代より。此國に名劍のありしか故なるへしと云り。さもあるへし。さらば戸の下。之を添て讀むへく。また越前國敦賀部天利劍神社と申御坐り。此に依らは神利劍の意なり。これに依らは之を添て讀へし。今定めかたし。○此即落而とは。其研仆たる喪屋を云。落而は天より

華原中國へなり。此は天上にての事と爲る傳なれど。記に據て此國にての事と見たらんにも。ことにさばりあらぬよし。重胤説あり。次に云。さて神代には。かゝる類いと多し。大和國なる天香山。伊豫國なる天山。丹後國與謝郡なる天梯立などの類。猶多かり。人の世の意以。あやしむへきに非ず。○爲山。爲字は化字の義に見るへし。重胤云。帝王編年記に。霜速比古命男。多々美比古命。是謂夷服岳神。女比依志比女命。是夷服岳神之姊。在於久惠峯也。次淺井比咩命。是夷服岳神之姪。在淺井岡也。是夷服岳與淺井岳。相競長高。淺井岳一夜増高。夷服岳怒拔刀劍。殺淺井姫之頭。墮江中而成島。名竹生島其頭乎。と云事の見えたるは。刀劍を以て姫神の頸を斬たるか。江中に墮て一島と成れる傳なるか。此は同國にての事なるに。墮江中と云り。又久惠峯は麓峯と云事なり。彼此合せて思ふに。此の其喪屋を斬伏せ玉つとも。虚空に覺散し上たらんには。佗所に至りて必墮下るへかりければ。此文は紀なる二共に。天上より降れる意に見すても。必然るへくそれほえたる。此事は。色葉字類抄。又竹生島縁起にも出たるを。殊に委しきか故に。右の如と云り。○美濃國は。記傳に。名義眞野なるへしと注されたるは。然る説にて。當國に某野と云る地名多し。先和名抄郡名に。大野有り。郷名に多藝郡立野。不破郡野上。眞野。本巢郡美濃。山縣郡片野などあり。○藍見川之上喪山。此地の事は。其國人三浦千春か著したる。大矢田神蹟考に委きを。此に其説を抄て云はく。天稚彦の下照姫と相住て居りしは。何れの國と云事傳なく。又これを考たる書もなし。記傳に。天稚彦か門は。此國に淹留りて住居家なり。さて此家は何國なりけん知かたし。出雲國にもや有むとあれど。是はた

と推量の説のみなり。まことは天稚彦の住處の跡は。美濃國武儀郡山口郷。大矢田村。極樂寺。笠神村などの地に亘りて。廣袤六七十町程の内なること。今正しく其舊蹟ありて著く。河村内郷が喪山考に。論へる趣きをも摘て。爰に記す。まづ美濃國郡上郡の山々より流出て。末は伊勢尾張のあはひの海に入大川あり。其川いと長く。上にては郡上川と云。下にては長良川とも。墨俣川とも云り。此川岐阜よりは。五里ばかり河上にて。武儀郡の内。東岸は上有知村。西岸は前野など云る。多くの村々のあたり流るゝ間を。今も藍見川と云り。是より二三十町隔たりて。大矢田村と云處に。喪山の舊蹟あり。藍見川之川上といふへき地理になん有ける。大矢田村は。山によれる里也。其處に天王山とて。天王社を祭れる高山あり。其麓につゞきて小き山を喪山推山と云りといふ。山のさまは。さしも高からず。廻り四町ばかりも有ぬへし。これ神代の眞蹟にまきれなき事は。喪山考にも委しく論はれたり。さて此喪屋を伐倒し玉へるを。紀にては。天上の事とし。記にては此國の事とせり。按に此は此國にてありし事にて。天稚彦の喪屋は。即其住居れりし家のあたりに。設し物なるへし。されは今喪山のある。大矢田村のあたりぞ。天稚彦か住居也けん事。おのつからしむる。偕此村を。大矢田と云事も。矢に因れる名なるへし。其邊に矢落街道と云もあり。返矢の落來りし古跡と知る。又雉射田と云處もあり。大矢田村なる天王山に。麗しき社あり。本社は午頭天王と申す。祭神素戔鳴尊と。天稚彦神と。二神にますよし。古縁起に記せり。おもふに西國は大國主神いませは。みづからは東國を治めむとて。下照姫と共に。此美濃國に遷り住て。まづ此あたりを領居たりし成へし。此地天稚彦の住處の跡にしあれば。其神を祭れるは。いと上代よりの事とおほし。さて天王の祭禮は。六

月十五日と。九月八日と兩度あり。其九月なるは。世に異なる祭式にて。稚彦か故事を摸したる祭と知られたり。其は九月祭禮の日。神輿山を下りて。御旅所祭場と唱ふる處へ。神幸あることなるか。其日遠近の里々より。詣集へる人も。小き矢を持って。其祭場に立こみ。神幸を待程に。土人山上より神輿を昇まつりて。道程七八丁はかりの間を。走りに走て其處に到るを待受て。神輿に向て。雨の如くかの矢を投るに。此神輿に矢の中りぬれば。禍事なしと云傳ふ。稚彦か天神の返矢に中りぬる故事より。始りし祭としらる。さて大矢田村より。廿町はかり南に。笠神村と云あり。藍見川の西岸の傍なる里也。此村の産土神を。笠神五社明神。又比賣大明神と申て。別當を下照山福満寺と云。此社祭神は。下照姫命。天稚彦命。味鋸高彦根命。御手洗比賣命。比賣命。合五座攝社二座。左は八幡。右は雉射御魂大明神と申す。本社に下照姫命を第一の神とする故に。比賣大明神とも申す。社記に。天稚彦神下照姫神に合て生坐る御子。御手洗比賣命。比賣命と申。二柱ます。下照姫の御子生坐る舊跡を。誕生山といふ。其時神々の集ひ來坐る所を。神洞と云と云り。按するに。記紀に天稚彦子ありし事見えされとも。此舊跡によりて。其事のかく明らか知られ。御名さへ傳はれる。いとくめつらし。と云り。今は西く略きて出せり○惡以生誤死。葦牙云。世に生たる人を。死人にとり違ふる事を忌み棄ふは。此の故事なりといふなり。さてこくは。右に云る如くたれば。誤もしつへけれど。大方には有ましき事と思はるゝを。上代人の直き心に。甚く悲歎時に。よく似たる人を見ては。ふと其人そと思誤りしことも。時々ありしにそ

あらむ。と云り。さも有へし。

是後高皇產靈尊更會諸神。當遣於葦原中國者。僉曰。磐裂。磐裂。此磐裂。此。根裂神之子。磐筒男。磐筒女。所生之子。經津。主神是將佳也。時有。天石窟所住神。稜威雄走神之子。甕速日神。甕速日神之子。燭速日神。燭速日神之子。武甕槌神。

是後云々。葦牙云。出雲國造か神壽詞を見れば。此時既に天穗日命返上り坐て。此國土の狀を具らかに。復奏たまひしなり。と云れたるは然説なり。其文に。天穗日命乎。國體見爾。道。時爾。天之八重雲乎。押。別氏。天翔。國翔。氏。天下乎見廻。氏。返事申給久。豐葦原乃水穗國波。云々。荒。國在利。然。毛鏡平氏。皇御孫命爾。安國止平久。所知坐之米牟止申氏。己命兒。天夷鳥命爾。布都怒志命乎。副天。天降。遣天。荒布留神等乎。撥。平氣。國。作之大神乎。毛。媚鏡。天。大八島國現。事。顯。事。令。事。避。支。とある是なり。重胤もなほ此時の事を詳に云れけるは。已に上に注るか如く。天稚彦を征伐の御使と爲て。天降させ玉へると。天穗日命父子二神の。巡察の事終て。還上らせ玉へると。引替りたる事にし在ければ。今は其神の復命し玉へるにて。天神にも此國土の消息を。委曲に所知食させ玉へるか故に。其神の奏請せ玉

へる隨に。此に經津主神武甕槌神を。天降させ玉ふ御政には至れるなり。然るは其神の御坐し坐ざりし程に。天稚彦を天降されたるには。能も此國の事態を。明らかめさせ玉はさりし故に。却りては物損ひと成て。可惜壯士神を。空しく亡びつるか如し。其天穗日命の見明らかめ玉へる狀は。神賀詞に。天穗日命乎國體見爾遣時爾云々の文有て。其子天夷鳥命に。布都怒志命を副て。天降し遣はさるるに。其治め玉ふ道有る事を聞えさせ玉へり。其荒布留神等乎撥平氣と有は。此始に。彼國多有螢火光神。及蠅聲邪神。復有草木威能言語とある是にて。第一一書に謂ゆる。殘賊強暴橫惡之神と云者なり。此は討て平させ玉ふへく。國作之大神は。其功の大にして。始より此國土をは。天神御子に奉らせ玉ふ御事に於て。辭ませ玉ふ御心御坐ざりければ。此は媚鎮めて。現事顯事を避しめ奉り。神事幽事をは知しめ奉るへくと。計らひ申せるにて。天穗日命の至誠至忠。天地に貫ぬきて。終に其神策を奉られし如く。成就へりし者也けり。偕其大己貴神には。天穗日命の。始より媚附し御坐か上に。次降らし武三熊之大人。亦名天夷鳥命も御坐して。父子二柱にて。和し鎮めさせ玉へれば。豫め國避の御契約は。粗定めりけらし。然るに右の荒振神はしも。大己貴神にこそは。從奉りて。其御治めを仰奉り居たりけれ。其神の國を避玉へらむには。復國作の始に立返るか如くして。天神御子の御勢とは申せとも。容易く治得らるる御事には御坐ざるか上に。今此に大己貴神の。國土を避給ふと云は。又防ぎ拒む神共の起るへき萌し有て。其神の御心にも任せ玉はさる事なりけらし。此は荒振神とは。

格別なる事には在とも。已に此下に。經津主神武甕槌神の。天降らせ給へる所に。問大己貴神曰。高皇產靈尊欲降皇孫君臨此地。故先遣我二神。驅除平定。汝意何如。當須避不。時大己貴神對曰。當問我子。然後將報云々。又古事記に。故爾問其大國主神。今汝子事代主神。如此白訖。亦有可白子乎。於是亦白云。亦我子有建御名方神。除此者無也。と有て。此等は善神の列に在れとも。天神御使より。直に問せ玉ふへき由を申玉へり。况てや其荒振神と云類に至りては。云へき限に非らざる事を曉るへきなり。故第二一書に云々。故經津主神以岐神爲鄉導。周流削平。有逆命者。即加斬戮。と所見たるは。神賀詞の荒布留神等乎撥平氣とある是なり。然して神賀詞には。天夷鳥命爾。布都怒志命乎副天。天降遣天。と有て。武甕槌神の御名を略かれ。記には天鳥船神副建御雷神。而遣と有て。其には經津主神の御名を。漏して傳られたれとも。彼遷却崇神祭詞に。經津主命健雷命二柱神を。降し玉ひしと云る傳あり。若て此には。經津主神武甕槌神の出自をさへに。殊更に記させ玉へるは。甚詳らかなる傳説なり。さて此第一一書には。遣武甕槌神及經津主神。先行驅除と有は。其前後の序第違へる者なり。其は第二一書に。天神遣經津主神武甕槌神。使平定葦原中國と有て。下に是時齋主神號齋之大人。此神今在平東國。楳取之地とみえたる。此齋主神と申すは。經津主神にて渡らせ玉ふ由。春日祭詞に依て明らかなり。然して征戰の事に望みて。其大將軍たる人齋主と爲て。忌を置て。其祭祀の事を執行ひて。征伐に向ふ古法なる事。下に説へし。然る時は。武甕槌神は

此にては。副將軍の狀にて御坐す事。此下に故以即配經津主神。令平葦原中國。と有を以。明らか奉るべき者也かし。と云れたり。儲此に經津主神の御事を載せて。次に時有天石窟所住神稜威雄走神之子云々武甕槌神。と書され。古事記にも。坐天安河々上之天石屋。名伊都之雄羽張神。是可遣。若亦非此神者。其神之子建御雷之男神。此應遣云々。と見えたる。此二傳に就て疑はしき事あり。然るは其稜威雄走神と聞えさするは。四神出生章一書に。拔所帶十握劍。斬軻遇突智。爲二段。此各化三成神。云々と見えたるを。記には其文を結ひて。故所斬之刀名。謂天之尾羽張。亦名云々とあるか如く。伊弉諾大神の御劍の名なり。然るに其一書に。復劍乃垂血。是爲天安河邊所在五百箇磐石也。即此經津主神之祖矣。復劍鐔垂血。激越爲神。號曰彥速日神。云々は武甕槌神之祖也。復劍鋒垂血。激越爲神。號曰磐裂神次根裂神。とありて。同じ劍より化出させ給へる神なれば。武甕槌神のみを。稜威雄走神之子とは申難きかことし。經津主神をも。共に稜威雄走神之子と申すべきなり。此疑いかにと云に。此は此二神。其父とする方を以て。其子とは語傳へしものなり。さるは磐裂根裂神は。右の文に見えたるか如く。劍乃垂血。是爲天安河邊所在五百箇磐石也。即此經津主神之祖。とあるか如く。此神等は磐石を以父とし。劍を以母とまたるなり。故磐裂根裂神共に。其父方の磐石を以て名と爲り。また彥速日神の方は。劍を以父とし。磐を以母とまたるなり。故彥速日煖速日神。共に其父方の劍を以て名と爲り。これ此神を稜威雄走神之子と云る由なり。

さて磐裂根裂神も。劍の鋒の血に依て成坐るよしなれば。鐔と鋒の違ひこそあれ。これも劍を以父とすべきか如くな

れど。此神等は磐石を以父と爲へき。深き由あることにて。五百箇磐石を。經津主神の祖とす。まつ説かれたるなり。なほ此の事は。神代上の一書にも委置り。考合へし。次々に云るを見るへし。又重胤説に。此時の神選には。記の如くに。まつ稜威雄走神を議。奏されしにて。若亦非此神者。其神之子建御雷之男神。此應遣。と有には。決めて經津主神の御名をも。並申されし也けり。然る時は。其天尾羽張神の御答に。恐之仕奉。然於此道者。僕子建御雷神可遣。と申玉へる時に。經津主神は。已に諸神の議にも。先に挙げ申されしかは。此に其武甕槌神にも。慷慨て申されしならん事は。此本文に此神進曰。豈唯經津主神。獨爲丈夫云々。とあるに合せて曉るべき者也かし。と云れたるは然説なるへし。○磐裂根裂神云々。上卷の一書に。此神の序次二あるうちに。後の一書の説此に合り。○磐筒女の下。神字諸本脱したり。必あるべき字なり。○天石窟は。平田翁云。此は記に天安河之河上之。とあるは。かの磐村を疊みて造らせる石窟なるか。また固よりかの河上に在ける。自然の石窟にてもあるへし。と云り。常陸風土記に。自高天原降來大神。名稱香島之天之神。天則號曰香島之宮。地則名豐香島之宮。と見えたるは。其天安河之河上宮。即ち香島之宮にて。天石窟なるへし。佐倉風土記。下總埴生郡。磐村大明神。在四須村。社後地有孔。拜之爲神。在。未詳其神及造建時世。俗言鹿島神之祖父也。若由是。稜威雄走神也歟。正徳五年。社司飯岡氏請進。正一位云。とあり。これは石窟によしあり。○稜威雄走神。記云坐天安河々上之天石屋。名伊都之尾羽張神。是可遣云々。且其天尾羽張神者云々。記傳云。伊都之尾羽張神は。伊邪那岐大神の。迦具土神を斬給ひし御刀の御靈にて。即其御刀の名を。天之尾羽張とも。伊都之尾羽張とも云よし。上に見えたり。考合すへし。さて其處には。神とは云はざるは。直に其御刀をさす故なり。





懸る事也。渡にては腰懸るをも坐と云、常の事そ。然れば据<sub>ニ</sub>其鋒端<sub>一</sub>とあるは。劔鋒に腰を懸坐を云るにて。記とは聊異なり。偕今此神のかく爲給ふは。皆天神の御使の。絶れて奇く靈き威徳ある事を示せるなり。とあり。重胤云。此二神はしも。共に後威雄志神の御子にて渡らせたまへれば。本より劔と同體にて御坐す事。記の建御名方命段に。取<sub>ニ</sub>成立氷<sub>一</sub>。亦取<sub>ニ</sub>成劔及<sub>一</sub>。と云程の御事にて坐か故に。其鋒端をも。假の御坐と爲て。立も居も。御心のまゝに御坐せし。と云れたる。然る言なり。○驅除平定は。かの螢火光神。蠅聲邪神を言向たまふなり。○汝意何如。一書に汝將<sub>ニ</sub>此國<sub>一</sub>奉<sub>ニ</sub>天神<sub>一</sub>耶以<sub>ニ</sub>不<sub>一</sub>。記に汝之宇志波祢流葦原中國者。我御子之所知國。言依賜。故汝心奈何。とあり。其宇志とある神の避奉れば。其餘の邪神ともは。自退くへき理なればなるへし。宇志波祢流とは。大己貴神此時此國を宇志波伎坐て。大人たる神なればなり。○當須避。重胤云。此は第一一書。第二一書に。汝將以<sub>ニ</sub>此國<sub>一</sub>奉<sub>ニ</sub>天神<sub>一</sub>耶。と有に當る所なるか。其大己貴神をして。此國より外に移住しめ玉ふ物の如く。誰しも思ふめる事には在れども。然らず。神賀詞に國作<sub>ニ</sub>之<sub>一</sub>。大神乎毛。媚鎮天。大八島國現事顯事令<sub>ニ</sub>事避<sub>一</sub>支。と有る此を云なり。然るは上に注る如く。此程の御名を。顯國玉神と聞えて。專顯國の君主の如く御坐て。現事顯事をしろしめし御坐しかは。其御任を避せまつりて。神事幽事を所知食しめ玉ふへき意を含めて。仰入させ玉へる御事。神賀詞に照して辨ふへき者なり。即其世の狀を改めて。顯と幽とに事別させ玉へる御政是なり。然るを舊説の如く。此地を避せ奉りて。大國主神と聞えさする御任を。前奉れらむには。其神をして。何れの地にかは。治め玉はむと爲る。甚々心得ぬ。事共なるにこそは有けれ。○不。三島本北野本に否に作る。一書には以<sub>ニ</sub>不<sub>一</sub>二字に作る。即天神の御命を諾ひて。現事顯事を避奉りて。神事幽事を治玉はむや否らずと。和かに問聞えさせ玉へるにて。謂ゆる是神

問なり。○當問我子然後將報。第一一書には。對曰吾兒事代主射鳥遊遊云々。當問以報。とあるに事は同じきなり。記に僕者不<sub>ニ</sub>得白<sub>一</sub>。我子八重言代主神云々。平田翁云。大國主神己命は。産靈大神の敎に違はしと。御心を定めたまへれと。御長子に坐せは。事代主神の心を以て。御答を白さむと言へるなり。と云れたるか如し。記傳の説は非なり重胤云。かくては天神の御命に。逆らはせ給へる如くなれども。然に非ず。豫め御契約はしも。已に天穗日命の天降坐ける間に。成て有る事を。粗二神の知て御坐へかりければ。其事に就ては。今更に聞え上させ玉ふ迄にも非りけむか上に。當昔天下の事共は。皆任ぬさせ御坐けるか故に。其御子事代主神の言を以て。御返事を聞え奉らせ玉はむと成るへし。然して口訣に。問<sub>ニ</sub>我子<sub>一</sub>者。令<sub>ニ</sub>後全<sub>一</sub>也。と注せる其意にて。大神の御上に於ては。少か異しき御心の御坐るならずと雖。其數多なる從<sub>ニ</sub>神<sub>一</sub>の中に。順奉らざる者有る時は。大神の清き御心の隠るゝ事なりければ。其長子と御坐す事代主神の諾否に依て。百八十神も。其御制令の任に仕奉らるゝ事を。思はずか故也けり。其下に見えたる國避の時の御言に。僕子等百八十神者。即八重事代主神。爲<sub>ニ</sub>神之御尾前<sub>一</sub>而仕奉者。違神者非と申玉へるを味ふるに。大己貴神は。國土の大君にて渡らせ玉へは。萬の事は。事代主神を執申させ給ひけむ故に。其神に任ねて。報命の御言を。令<sub>ニ</sub>問玉<sub>一</sub>へりし御事にこそは有けむ。此下にもある。瓊々杵尊の。木華開耶姬命を。御むと爲させ玉へりし御事を。記に爾詔吾欲<sub>レ</sub>目<sub>ニ</sub>合<sub>一</sub>汝<sub>ニ</sub>奈何<sub>一</sub>。答曰僕不<sub>ニ</sub>得白<sub>一</sub>。僕父大山津見神將<sub>レ</sub>白。と有て。其女神の心の底際。仕奉らむとは思ほしな



ら。御父神に垂問奉られて。其處分に任せ給へるに等しく。此にても大己貴神の。自申させ給ふへき御事を。事代主神をして聞えさせむと爲させ給へるなど。同一徹の事にして。其味はひ究り無るへき者なるそかし。記傳に僕者不得白。我子云々と有を思ふに。此時已に大穴牟婁神は年老坐て。多く事代主神に事を讓玉ひて。事代主神傍より物爲させて。其基を固めさせ。そ眞盛に威勢有けむ故に。自の心一にては。御答を得白し玉はさるなり。云々と云れたれども。自諾はせ玉へる事を。給へる神意を。考漏されたるなり。さて此神問の事は。此に大己貴神對曰。當問我子。然後將報。とあるを。第一一書には。云々對曰。吾兒事代主射鳥遊遊。在三津之碕。今當問以報之。とあり。記にも。云々答白之。僕者不得白。我子八重事代主神是。可曰。云々と有て。傳々に少かの異同は有れども。此の御答の。實に如此く御坐へき御事也けり。然るに第二一書には。既而二神云々。對曰。汝二神非是吾處來者。故不須許也。於是經津主神則報告時。云々と有て。上件の傳共とは異也。若くならんには。事代主神など問せ玉ふ迄も非ず。大己貴神と二神との問答にて。然定れる上は。餘神に沙汰し給ふ可くも非る事なる者をや。然る時は何れにか。事の違は有けると云に。右の疑汝二神非是吾處來者。故不須許と云は。凡ての事に。天神の詔命を畏まり奉らせ玉ふ。此大己貴神の。平生の御言の狀に合されは。疑ふらくは。此は後に此所の狀に依て。杜撰したるへからむ事。次々に説へき也。又此に。事代主神に見えざるは。始より傳はらざるか。何れにしても。此にて。經津主神の。還昇らせ玉ふと云事。少々落着かぬ心ならず。と云り。

是時其子事代主神。遊行在於出雲國三穗之碕。以釣魚爲樂。或

日遊鳥爲樂。故以熊野諸手船。載使者稻背脛。遣之。而致高皇產靈尊。勅於事代主神。且問將報之辭。

遊行は。私記に由支豆と訓るに従ふへし。又記の舊印本。遊行をアソヒテと訓れたる處もあれば。さも訓へし。○出雲國と云こと。上に既にあるを。又こゝにも云るはいかゞ。と山陰に云り。○三穗之碕。記傳云。出雲風土記に。島根郡美保郷。所造天下大神命云々。令産神御穂須々美命。是神坐矣。故云美保。また美保。濱一百六十步。西有三神社。北有百姓之家。捕志毘魚。また美保埼云々。神名帳に。美保神社あり。武郷云。名神記に。事代主神也と有。此地は出雲國の東北の極なり。さて記にも此と同く。御大之前とあれど。第二一書には。三津之碕とあり。此も一傳なり。出雲風土記に。島根郡御津濱と云見えたるを云り。又楯縫郡にも。御津碕御津濱あり。なほ一書の下に云へし。○釣魚。記に取魚とあり。和名抄に。漁説文云。捕魚也。和名須奈度利。とあり。○遊鳥を。私記の訓に。トリノアソヒとあり。従ふへし。記にも鳥遊と書り。されど。記に鳥遊とあるはよけれど。こゝに遊鳥とあるは。漢文にも。記傳云。鳥遊は。野山海川に出て。鳥を狩て遊ぶをいふなり。此は海邊なれば。旨と。と云り。さて阿蘇備と云言本は。守部云。記傳に管絃の事を。總てあそひと云とて。仲哀天皇條の。建内宿禰大臣白。恐我天皇。猶阿曾婆勢其大御琴。とあるを引て。證と爲しはたかへり。彼は萬葉十三に。國見所遊。拾遺雜下に。御基あそばし。空

穂物語に。御弓あそはす。榮花物語に。きんを云々。おくの手をあそはし。などある類にて。崇めて御  
 琴彈せ給へと云ことを。あそはせと云るなり。さてあそひと云は。神代紀に鳥遊。崇神紀に姫遊とあ  
 る如く。何事にまれ。娯みて心をやるを云なれば。其重き方にうつりて。萬葉集中にては。酒宴を專  
 といひ。中古の程には。管絃を専らといへり。されは管絃も。遊の中の一にてはあれど。彼引て云る  
 物語書なども。打任かせて。あそひといへるにもあらず。實は糸竹のあそひと云を。省ける詞ともな  
 るを。直に其名とのみ心得て。ひたふるにいひなせるは非なり。神遊と云も。楽しきわさして。神の  
 御心を和め奉るより云て。管絃は其中にこもるにこそ有れ。管絃をあそひと云故に。然唱ふるに非ず。  
 と云れたるにて。心得へし。○熊野諸手船。平田翁云。熊野は意宇郡の地名なること。既に出たり。  
 彼處にて造れる船なるへし。其は萬葉に伊豆手船と云も有れば也。諸手船としも云は。纂疏に言三數  
 多水手操舟也とあれど。數多の水手の諸手に漕か如く。速き由なるらんと云り。又重胤云。諸手船  
 は。先垂仁紀に艇と有を。欽明紀に同船二隻と見えたる。共に波斯布禰と訓み。皇極紀に。大船與三同  
 船三艘とありて。同船母慮紀舟と注されたり。其大船は。和名抄船唐韻云。船傍陌反。揚氏漢語抄云。都具能布禰海中大  
 船也。と有る都具は。都牟の轉なるへし。神功紀帆船をホツムと訓たるも。船は物を積運ぶを以て名  
 と爲るにて。倉は物を居收むる所なるに依て。坐を以て名るに等し。若て其同船を母慮紀舟と訓むは。  
 諸來船と云事にて。小艇は繋合モアヒて榜カキ行く者なるか故に。今も諸國の船人共の云を聞くに。一艘の船の

事を片船と云ひ。其繋合の船をは。諸船と云る是なり。又波斯布禰と云は。早く廻りて事を辨ふる由  
 にて。橋船と云義なるなり。和名抄に。艇遊艇唐韻云艇徒鼎反。上聲之重。漢語抄云。艇乎夫禰。波斯波之布禰。小船也。釋名云。一二  
 人所乘也と見えたる是にて。此に熊野諸手船と云は。使者を急かせ。遣し玉へるなれば。此遊艇の事  
 を云と聞えたり。但諸手船と云義は。其とは異なるよし。次に注るか如し。又ハシフ子と云は。走船  
 にも有へし。大船は帆に任せて遣るを。小船は櫓を擡て。走する者なればなり。諸諸手船とは。兩人し  
 て櫓を擡渡る船の謂にて。右の同船を。モロキ舟と云とは等しからざるなり。先諸と云は。兩手を諸  
 手と云ひ。兩足を諸足と云ひ。兩肩を諸肩と云は更なり。母呂と云は。元來物二有る時に云言なるを。  
 其より多き事には。モロ々々と云。然して手を云は。人を伎ワキに役て。使ふ時に云言にて。崇神紀に物  
 部八十手所作祭神之物。とあるなども。物部八十人なるを。祭神の物を作るか故に。八十手とは云  
 るなり。今も物を聞かする人を聞手と云ひ。物を見さする人を見手と云類は。人を云なるか。聞と云  
 伎ワキ有り。見ると云伎有か故に。手とは云るなり。萬葉廿十九又四十夫木三に。伊豆手夫禰と有な  
 とは。五手船にて。五人して櫓を云なるへし。今も船客の船の大小を量るに。二挺櫓三挺櫓と云て。  
 水手の數を擧て。其船の大小を云る是なり。萬葉十一に。水手船之と有て。船を擡を云に。水手の字  
 を用たるをも。合せ見へきなり。然れば諸手船と云は。二挺櫓建の遊艇を云と知へし。應神紀に。凡水手  
 有は。水手を舟子と訓るなるか。其に水手の字を用ら  
 れたるを以て。諸手は水手の數に因る事を知へし。と云れたり。此説も然るへし。○天鳩船。鳩を以て船の名と  
 爲るは。其船の行く事の。軽く利きを云なるへくや。第二一書に。天鳥船と云も。飛か如く速きを云

るに合せて。釋に兼方案之。鶴船者速鳥之義。速迅之謂也。と注せるは愛たき説なり。然る時は。右の鳩は借字にて。速鳥の語を約めたりし者也けり。其に就て引れたる播磨風土記に。明石驛家有二井一楠樹生其上。時人伐其楠造舟。其迅如飛。一櫂去越七浪。仍號速鳥。此云天鶴船。乃速鳥之義也。一名天鳥船。云々唱曰。住吉之大倉向而飛者許曾。速鳥云因何速鳥と有り。又續紀天平寶字二年三月。舶名播磨速鳥。と見えたる。速鳥は右の如く。其舟足の速き事。鳥の飛か如しと云義を取て。古名を負せ給へる者ならむか。船名を命る事は。右に引る萬葉十一。味鎌之鹽津乎射而水手船之。名者謂手師乎不相將有八方。と有か如く。古より有來れる事也けり。○載使者云々。五十田狹之小汀より三穗の崎まで。海路を船にて遣はしたまひしなり。此海路の事は。眞龍か考に。出雲國は。風土記の頃は。出雲郡と神門郡とは。海を隔て。島根郡秋鹿郡楯縫郡出雲郡と。此四郡の地は放れたる島にて。入海は西の大海まで通りたりしなり。されは今見るにも。出雲郡と神門郡との堺の邊。今道二里はかりが程。平原砂地なり。上代は此處海にて。東西へきれたりし也と云り。稻背脛命の通ひしは此海路なり。○稻背脛。名義。稻背は諸否にて。事代主神の諸否を問へる故に負へり。脛は。丁を余富呂と云如く。使者に立たる故の名なるへし。景行卷に。七拳脛と云人あり。孝德卷にも。八擲脛と云あり。越後風と平田翁云り。此神土記にも。同名の人ありて。其脛長八擲。多力大強。など見えたり。と平田翁云り。此神記には天鳥船神とあり。此は上にも云る如く。名義 内山眞龍か説の如く。かの熊野諸手船に乗て。鳥の如く速行たる由なるへし。記傳に。鳥船は船鳥を下上に誤れるにて。即ち鳥と同名なるへしとあれと。まからず。 また大背飯三熊之大人とも申す由は。

上にも云る如く。背飯は背脛と同言にて。大諸脛なるへし。尙上に云ることをも考合すへしと云り。借此使者は。經津主武甕雷神の。先導の神ながら。此般は大己貴神の遣りし使となりて。さて罷りしか。即て其處にて詔命を演て。事代主神の隠去しよも。其處にての事なるを。記の趣は。遣天鳥船神。徵來八重事代主神。而問賜之時。とあれは。伊那佐之小濱へ徵たるに。其濱にて隱坐しよは。異なる傳なり。○高皇產靈尊。本に尊字脱したり。永享本に据て補ふ。○事代主神の下に。之許二字永享本にあり。それもよろし。○問將報之辭。平田翁云。吾は天神の救教のまに。此國は天神御子に避奉らむと思ふを。汝はいかに報命カヘコトヲと。海路を遣て問しめたまへるなり。と云り。

時事代主神謂使者曰。今天神有。此借問之勅。我父宜當奉。避。吾亦不可違。因於海中造八重蒼柴籬。柴。此云。踏船柁。此云。浮那能倍。而避之。

謂使者曰。重胤云。稻背脛命に語らせたまへるなり。記には其御父神の許に。徵來たまへる趣なるは。別なる傳にては有れども。語父大神。言。恐之此國者立奉。天神之御子と有は。天神の御使を。御父神の使者として遣はされたる故に。其報告をは。直に天神には申さず。父大神に聞えて。其より天神に白上させ奉たまふにて。右に且問將報之辭と云るは。此に在事なり。○我父宜奉避。此御言は。上

に二神の天神の御言を傳へて。當須<sup>マ</sup>避<sup>ヒ</sup>不<sup>レ</sup>と宣へるを。事代主神に移し聞えたまへる。即其御答なり。  
 第二書には。大神所<sup>ニ</sup>求<sup>ル</sup>不<sup>レ</sup> 奉獻と有と。記も同 記に。事代主神の語<sup>ニ</sup>其父大神<sup>一</sup>言<sup>ハ</sup>恐<sup>レ</sup>之<sup>ニ</sup>此國者<sup>ニ</sup>立<sup>テ</sup>奉<sup>ル</sup> 天神之意なるへし。但所<sup>ニ</sup>求<sup>ル</sup>と有<sup>ル</sup>如<sup>ク</sup> うや聞ゆるなり 御子<sup>ニ</sup>と有<sup>テ</sup>。其父大神に。國避<sup>ル</sup>の御事を申し進め給へるなり。○八重蒼柴籬。又云。記に訓<sup>シ</sup>柴云<sup>ニ</sup>布  
 斯<sup>ニ</sup>とあり。私記に。也倍阿乎布之加岐と有<sup>テ</sup>。諸本共に然なりければ。八重垣八重雲などの例にて。  
 八重之とは云さりけるにこそ。倍柴を府聖と云は。記傳に青柴垣は。青葉の柴の垣を云ふ。布斯は字  
 の如く。柴の事なり。中昔の歌には。布斯志婆と重ねても云り。 又今一には目柴と云物も有り。萬葉に所謂目と云物是なり。 倍八重蒼柴  
 籬は。重胤云。柴垣を八重に圍みたるにて。第二書に謂ゆる天津神籬の類にて。今迄は顯身にて御  
 座しを。今は神と成らせ御座て。其神籬の中に。隠れさせ御座す由を。示し聞えさせ玉へるなりけり。  
 記傳に。甕栗宮段に。淡美能古能夜幣能斯婆加岐と有<sup>ト</sup>。此布斯垣と同物也。と云れき。倍垣は柴を  
 以て圍ふが。上代よりの製と見えて。大嘗宮に。八重垣と云有り。儀式に拵<sup>カ</sup>柴爲<sup>レ</sup>垣。押<sup>ニ</sup>棹<sup>ニ</sup>八重垣末<sup>一</sup>。  
 挿<sup>ニ</sup>拵<sup>ニ</sup>椎枝<sup>一</sup>者。古語所謂志比乃和惠と見え。式にも。將<sup>レ</sup>柴爲<sup>レ</sup>垣。押<sup>ニ</sup>棹<sup>ニ</sup>八重垣末<sup>一</sup>。柱將<sup>ニ</sup>椎枝<sup>一</sup>。 古語所謂志比乃和惠。  
 と有<sup>ル</sup>。此等にて。上古の八重垣の状を知へし。倍垣は右の如く。其屋を圍ふ料なるに就て。釋に蒼  
 柴籬者。只海中之屋也。と云るは。意表の説なるか故に。心も留めさりつるを。此第六一書に。其於<sup>ニ</sup>  
 秀起浪穗之上<sup>一</sup>。起<sup>ニ</sup>八尋殿<sup>一</sup>云々。と云事も有ければ。此も其如き狀にて。八重蒼柴籬を拵て。其中に  
 は神籬を建させ御在して。鎮り座るを云るなりけり。記傳十一に。事代主神の御事を。姓氏録には。

積羽八重事代主命と有り。神名帳には。都波八重と有り。其都美婆八重とは。彼青柴の葉を。彌重に  
 積<sup>リ</sup>隔<sup>テ</sup>と。垣と成し玉ふを云ふ。と云れたる。實に謂れたる説なりかし。延喜六年。日本紀竟宴得<sup>ニ</sup>事  
 代主神<sup>一</sup>。藤原朝臣佐高。須女美萬爾。也志末乎佐利豆。奈美能宇倍乃。阿遠布事加幾邇。多比爲須留可那。  
 と見えたるも。此の八重蒼柴籬の事を詠れたるなり。○造は。今新に造たまへるなり。因字に心を附  
 へし。○船柁此云浮那能倍。と云は。船<sup>フナ</sup>船<sup>ハ</sup>同<sup>シ</sup>からず。世に船棚と云ひ。船端と云る是なり。私記  
 にも不奈乃倍とあり。萬葉十七伊麻許曾婆。布奈太那字知底。云々と詠み。和名抄船具に。柁野王按  
 柁。 音也。字亦作柁。和名不奈太那。 大船旁板也。と有る是にて。俗に歩行と云て。船端に架たる板を云なり。其船棚無  
 きを。棚無小舟と云ふ。萬葉一又三。又同古今大歌所歌に。四極山打出見れば笠縫の。鳥こきかくる  
 棚無小舟。など有る。袖中抄に。俗に漿<sup>セカイ</sup>牀<sup>ト</sup>とて。舟の左右に副て。縁<sup>フチ</sup>やうに板を打附たるなり。其を  
 歩行きて。櫓棹<sup>ヲ</sup>を使ひ活<sup>ク</sup>也。舳<sup>ハ</sup>の方に著たるをは。志太那と云ふ。尻<sup>シ</sup>の棚<sup>ハ</sup>なり。小き舟には。此舟  
 棚無きなり。と云るか如し。又漁父辭に。鼓<sup>フナ</sup>柁<sup>ハ</sup>而去<sup>ト</sup>有<sup>リ</sup>は。船端と訓り。夫木八。柁<sup>フナ</sup>に棹<sup>ハ</sup>打<sup>ハ</sup>鳴<sup>シ</sup>  
 篝火の云々。九。柁を叩くも寂し宵の間に云々。三十三。浮寐して枕と頼む柁に云々。此は船棚を船端  
 とも云るにて。即船邊なる者なり。 口訣に。柁柁也。邊之言。と注せる柁也と云注當らざるへし。玉篇に。柁大船旁板也と云ひ。又柁字をも布那婆多と訓るを。淮南子注に。船舷板也と在をも考へし。○武知云。永享本に。此注を浮那婆多とあり。さらば其に因へさか。 ○踏は。記には踏<sup>フミ</sup>傾<sup>カ</sup>其船<sup>ヲ</sup>と有り。此は右に造<sup>ニ</sup>八重蒼柴籬<sup>一</sup>と先云て。此に踏<sup>ニ</sup>船  
 柁<sup>一</sup>而避<sup>ト</sup>と有りて。天逆手を打給ふと云事も無れば。彼記に合せては。注し難き所の狀なりと雖。此も

踏<sup>フミカ</sup>船<sup>フネ</sup>柁<sup>ノ</sup>て。天逆手を拍せ給へは。立周らしたる八重蒼柴籬の中に。隠給ふと見るへきなり。記傳にも。海底に入坐し者の如く云れ。又纂疏に。言<sup>フミカ</sup>踏<sup>フネ</sup>翻<sup>フ</sup>船<sup>フネ</sup>板<sup>ノ</sup>而入<sup>フ</sup>海島也と注させ玉へるは。殊に天逆手の妙用を。知らせ玉はさる説也かし。大海の荒浪の上に。神籬を樹て。御坐すなと云事を疑ふは。顯身の人の上にこそ有けれ。記に經津主神武甕槌神の天降坐時。拔<sup>ニ</sup>十<sup>ニ</sup>掬<sup>ニ</sup>劍<sup>ニ</sup>。逆<sup>ニ</sup>刺<sup>ニ</sup>立于浪穗<sup>ニ</sup>。踏<sup>ニ</sup>坐<sup>ニ</sup>其<sup>ニ</sup>劍<sup>ニ</sup>。ともありて。神等の御上には奇らしと爲さる事なり。淳和天皇天長七年。伊豆國造作島神の。神籬を顯はし給ふ所に。履<sup>レ</sup>潮<sup>レ</sup>如<sup>レ</sup>地<sup>レ</sup>。入<sup>レ</sup>地<sup>レ</sup>如<sup>レ</sup>水<sup>レ</sup>。と有を以ても。何の疑はしき事かは有へき。○避之。記には此所に當りて。隱也と有り。此はかの造りたまへる蒼柴籬の内に。顯世を避坐を云。借しか八重蒼柴籬を。造り給ひしは。上にも云る如く。今新に造たまへるなり。記傳に。乘玉へる船を。青柴垣に化した。さる如く説きたれど。其は誤りなり。るは今。此蒼柴籬を。八重に立周らし。造<sup>レ</sup>構<sup>レ</sup>たまふ事は。皇御孫命に避奉りて。此世を隔ち避り給はむとの御意を。心清く示せ奉りたまふ御業なり。さて記に踏<sup>レ</sup>傾<sup>レ</sup>其<sup>レ</sup>船<sup>レ</sup>而<sup>レ</sup>天逆手<sup>レ</sup>矣。於<sup>ニ</sup>青柴垣<sup>ニ</sup>。打<sup>レ</sup>成<sup>レ</sup>而<sup>レ</sup>隱也。隱也。青柴垣の内に隱坐と云なり。八重蒼柴籬を。神籬の事と知り。其神とあるも。其乗たまへる船を。再用ましき意を示せて。踏傾け。天之逆手を打喝したまへるなり。とあるも。其乗たまへる船を。再用ましき意を示せて。踏傾け。天之逆手を打喝したまへるなり。平田翁云。伊勢貞丈説に。手を拍ことは。神代よりの禮にて退く。其退る時に。拍手なる故に。左加手と云。左加は左加理の省語なり。逆手の逆は。人の前に進むに。手を拍て進み。また退く時も。手を拍て退く。葦原中國。天神御子に讓奉て。天逆手を拍て。隠れ給へるよしなり。と云り。隱也。青柴垣に隠給ふと云詞なり。父大神の。八十限將隱去と言へる如く。現御身は。永く此世を隠れたまふ事を含たるなり。かくて此までの大意。平田翁も云れたる如く。大國主神固より。此國は天神の御子に避奉へき大義をは。

曉て御坐せれと。上にも云る如く。然すかに。御長子事代主神に。當昔天下の事は。皆任ねさせ御けるか故に。それに心をおきて。御自の御心は定給つとも。猶此神に問てこそ。決き報命をは白さめと。稻背脛命を御使者に遣せるなり。此は神も人も。同状なる。いとも止事なき真情にはありけり。故是を以。事代主神預其御心を知しめして。ますく。父大神の御心を。一向に固めさせたまつらむと。己命の聊かも。顯世に心を遣さぬ山を露はし。天神の命を恐みて。此國者立<sup>ニ</sup>奉<sup>ニ</sup>天神御子<sup>ニ</sup>と申しも果す。即其船を踏傾けて。まつかく深く隱坐るなり。借此神を祭れる御社は。式に大和國葛上郡。鴨都味波八重事代主神社二坐。地名神大月。大相嘗新嘗。鴨と云由は。まつ姓氏録に。賀茂朝臣大神朝臣同祖。大田々爾古爾輪神鎮坐記に。別宮小社。葛城賀茂神社。八重事代主命也。鴨宮御宇御世。大田々根子命孫。大賀茂祇命。承<sup>レ</sup>勅<sup>レ</sup>立<sup>ニ</sup>社<sup>ニ</sup>於葛城邑賀茂。奉<sup>レ</sup>齋<sup>ニ</sup>事代主命。仍賜<sup>ニ</sup>賀茂君氏<sup>ニ</sup>とあり。然れば鴨と云は。葛城邑中なる地名になん有ける。と平田翁云り。さて此鎮坐記によりて見れば。神代以來。事代主神も。共に三輪に御坐しを。其御世に葛城賀茂に移奉れるなりけり。又高市郡御縣。座鴨事代主神社。大月次。あり。此は神壽詞に。事代主命能御魂乎。字奈提爾坐。とある御社なり。今雲梯河に。八王子と唱ふる社ありて。舊跡なりと。當國人北浦定政云り。決く此神社なるへくおもはるとは。雲梯村に隣れる四條村に。高市御縣。神社あり。今高縣宮といへり。此雲梯村なる神社。即御縣坐鴨事代主神社なる證なり。高殿村なる大宮。又鴨公森を。此御社なりと云る説は。更によしなし。此事も北浦氏云り。諸説と云は。後に葛城鴨郡。味波八重事代主神社よりうつりて。この社にもいへりしなるへし。又同郡飛鳥坐神社四坐とあり。これを舊事紀に。事代主神坐<sup>ニ</sup>倭國高市郡高市社<sup>ニ</sup>。亦曰<sup>ニ</sup>甘南備飛鳥社<sup>ニ</sup>とあり。此は神壽詞に。賀茂奈流美命能御魂乎。飛鳥乃神奈備爾に坐しかとも。後には賀茂奈流美命をば。異處に移し奉れり。即式高市郡加夜奈留美命神社とある此なるへし。帳考に在<sup>ニ</sup>栢<sup>ニ</sup>森村<sup>ニ</sup>。今稱<sup>ニ</sup>葛神<sup>ニ</sup>とあり。さて夫より飛鳥社は。旨と事代主神を齋奉たりしものと見えたり。天武紀に。吾者高市社所居。名事代主神と詔へる。即此神なり。かの御縣坐鴨事代主神社には非ず。なほ諸國に。此神の御名を稱せる社は。更にも言はず。鴨と云ひ。賀茂と云社の。式

に載れるか多かる中に。此神の社と聞えたるか甚多く。又神祇官坐御巫祭神八坐の中に。大國主神は坐さで。此事代主神の坐事は。記傳に。此八坐神のうち。餘の七坐。いづれも天皇の大御身の上を。守り福へ坐神等なるに。準へて思へは。此事代主神は。記に父大國主神の言に。八重事代主神。爲神之御尾前而。仕奉者。違神者非也とある。此等の所以由にて。殊に天皇の御守神なれるなるへし。天武紀に高市縣主許梅に著りて。吾者高市社所居。名事代主神。立皇御孫命之前後。以送奉云々。且立官軍中守護之。とあるをも思ふへし。と云れたる如し。因に此に蒼柴籬の事をいふへし。式信濃國諏訪郡南方刀美命神社二坐のうち下社にて。年毎の七月朔日の例祭は。春宮と云より秋宮への遷宮なるか。材木を組て。大なる船形を造り。其上は青柴を幾重ともなく積重ねて。其中に人形を立おき。又人も乗て。春宮より秋宮まで大路を引出す。これ決く此の古事に因れるものなり。其は此下諏訪社は。建御名方神。后神八坂刀賣命。事代主命。三神を祭れる社なれば。此七月の祭は。旨と事代主神の方に預れる祭と見えられたるなり。なほ出雲國三保岬の祭禮にも。船中に柴にて室を作れる由。國人云り。何れも神代の餘風なりかし。

使者既還報命故大己貴神則以其子之辭白於二神曰我怙之子既避去矣故吾亦當避如吾防禦者國內諸神必當同禦今我奉避

誰復敢有不順者乃以平國時所杖之廣矛授二神曰吾以此矛卒有治功天孫若用此矛治國者必當平安今我當於百不足之八十九限將隱去矣限此云矩磨塗言訖遂隱

使者既還。山陰云。既字いかゞとあり。○我怙之子。本の訓に。子の下にタニモと云辭をよみ添たり。かくては甚く義理たかへり。故今其辭を削りて訓り。さて怙之子とは重胤云。俗に力に爲る。又は頼みに思ふなど云に等し。さて此所能爲すは。大義理を取違ふるに至るへし。此文の任にては。大己貴神其自答奉らせたまふへき事を。事代主神を以申さしめたまへる意は。容易く避奉るまじきかの。怙みも御坐けるを。事代主神速に避奉らせたまへる故に。御力を落して。此言を申給へる如く聞ゆるなり。心得へし。と云り。實然る言なり。さて記には。此處に健御名方神の。始は背き給ひしか。後に歸順奉りしことあり。此紀には漏したり。されはこの怙之子とあるは。二神を合せて見るへし。次に云。○既避矣。事代主神健御名方神等の事を。合せて申玉ふ物とすへし。故記に僕子等二神隨白。僕之不違。此葦原中國者。隨命既献也。と申給へる所是なり。さて云はゞ。大己貴神の先つ避奉りて。さて後に御子神等を。令避給ふへき事なる者なから。其にては他の從神等も。共々に安からざる故を以

て。事代主神の御許には。直に天神の御使稻背歷命を遣して。其報命の辭を問給ひ。又建御名方神の如きは。二神の追迫給ふ任にして。其歸順ひ奉らるへき時を。下待し御座けるに。思はずか如く。不違我父大國主神之命。不違兄八重事代主神之言。此葦原中國者。隨天神御子之命。獻。と申玉へりければ。其事共を相兼て。我估之子既逝去。と申させ玉へるものとすへし。○吾亦當避は。記に葦原中國者。隨天神之御子之命。獻。と申玉へる是にて。謂ゆる葦原中國の現事顯事を。事避奉らせ玉はむとなり。其は神賀詞に。大八島國現事顯事。令事避支。と見えたる。此文に次て。乃大穴持命乃申給久。云々。八百丹杵築宮爾。靜座支。と有り。○如吾防禦者云々は。纂疏に。大己貴神大造國家。威澤日久。國內生靈。惟命是聆。故曰。如吾防禦。國內諸神必當同禦。とあるか如し。防禦を。本にホセクと訓むは。布世具と同言にて。塞く義なるへし。○國內諸神は。大己貴の御治めを。仰從ひ奉居る國中の諸神なり。第二一書に。天神の大命に宜下領八十萬神。永爲皇孫。奉護。と見えたり。然れば此に云る諸神も。其等を差て申させ玉へるなる事。照し應せて知へきなり。但彼發威強暴なる神にては係らず。其等は。二神に言向させ玉へき由を申し。平國之廣矛を授させたまひ。又岐神を細導として。勸めさせたまへるを思ふへし。と云り。○不順は。紀中に不服。萬葉に不奉仕を。マツロハヌと訓り。麻都呂布は我方に纏はり從ふ義にて。マツロハヌは其反なり。さて誰復敢有。不順者。は。記に僕子等百八十神者。即八重事代主神。爲神之御尾前。而仕奉者。違神者非也。とある義なり。○所杖之廣矛。廣矛は。廣刀の矛にはあらし。記に比々羅本之八尋矛と云もあれば。此も八廣矛にて。槍の長さ

を云なるへし。尺などの長さを。廣どののみ云りしことは。備馬樂歌に。總角やひろはかり。さかりてねたれども云々とあり。此尋許なり。拾遺には。此を平國矛のみありて。廣字なし。○授は。注進狀に獻皇孫とあり。其如くにて。實には天神御子に。獻らせたまふなれども。二神より傳進らせ玉ふ故に。此には授と有て。共に一傳なり。○用此矛云々。平安をマサキクと訓由は已に云り。平田翁云。抑今國を避給ふ際に。此矛を奉りて。かく白給へる義は。此矛を杖。國平給へる故に。亦名八千矛神とも負坐し。勇猛き稜威を振ひて。功成給へれば。皇孫命も是より後。天下を治給はむに。此は惡神の恐畏める矛にしあれば。我如く此を取持して。武き稜威をもて治給はく。平安坐なむものそと。御言を遣したまへるなり。其は此時まで。久しく國を平治め玉へるに。左も右も武道ならずは。邪鬼も怖れす退かす治まりかたき事を。よく覺り坐る故にて。其本を思へば。天皇祖神等の。伊邪那岐伊邪美命に。天璣矛を依し給へるに原つける。神の道にそ有ける。纂疏に。以此矛。卒有治功。一句。王法成立之本也。と云て。或説に。是授治國之要道也。と云るも。共に。故外國々の説の入來ざりし。古の天皇命等の。此道に依坐つ。勇猛き稜威を振ひ坐て。天下の不服人共を。平治めたまへること。申すも更なる中に。景行天皇の御世に。倭建命に東國を平しめ給ふ時に。柞木八尋矛をたまへる。神功皇后の韓國を征給ふ時に。御矛を杖たまへりとあるなど。正に此の由緒に依給へる事なりかし。と云り。而亂云。但刀劔を用ひさせ玉ひて。天下の逆亂を静めさせ玉はむは。本よる者なれば。皇祖天神の神慮はしむ。必此に在へき事なり。又谷重遠説に。廣矛者。大己貴神平生裝齋。人望所畏。故奉授天孫。所以示歸順之驗於國內也。と云れたる。いつれも然る言なり。かくて此廣矛の事は。式に大和國山邊郡大和坐大國魂神社三坐大神とありて。此社の注進狀に。相殿神二座。八千戈神。

御歳神。傳聞八千矛神者。大己貴命以廣矛爲杖。令撥平豐葦原中國之邪鬼。是時大己貴命號曰八千矛神。此矛上古在天皇大殿之内。爲八千矛之神體。御歳神者云々。此に據て思へは。此御社三坐の大國魂神の神體は。八坂瓊に坐し。此事は。上卷大國魂神の下に委云り。 備廣矛は。此に見えたる如く。經津主武甕槌二神に授けて。皇孫命に奉り玉へるを。皇孫命天降坐時に。天璽の御寶に副て。持下り坐る。其を八千矛神と申す御名の神體として。神世より。大國魂神の神體と坐す八坂瓊と共に。大殿内に坐奉り玉へるを。孝昭天皇御世に。本體大己貴神の神教まして。天照大神の神體と。同じ御床に坐奉りしめ給へるを。注進 崇神天皇御世の六年九月に。大和社に祝奉り給へるなり。さて中右記に。永久六年六月。軒廊御下。是大和國大和社。去二月九日戌刻。俄有火。寶殿三字。并御正體燒亡也。とあり。此時には。此廣矛も燒亡ひ給ひにけり。○百不足は。百の數に足ぬ八十と。連けたる枕詞なり。また百不足符。また五十根など。も連けよめり。冠字考を見へし。 ○八十限。下に限此云三矩磨塗と注され。壁は傳の假字なり 私記に也曾久萬豆爾と有り。記には八十垺手に作れり。即海宮遊行章一書に。海陸相通はさる境を。八重之隈と有など。此に同じ。記傳云。手は道なり。萬葉に道之永手と多くよめると。道之長乳齒神と申す御名とを合せて。永手は永道なることを知り。又此の手も。道なることを曉るへし。とあり。八十は多くの隈々あるを云。萬葉に川隈之八十阿。道前八十阿。なども見ゆ。又萬葉二十に。毛母久麻能美知と有る。百隈も八十隈と同じくして。道の隈を多く經て行間を云り。偕其久麻の言は。隠りなる由なるが。矩磨塗と云時は。隈道にて。萬葉一に道

限伊積流萬代爾。二に道之阿回爾云々など有て。道の曲れる所を云れは。八十限道を。八十道隈と心得てむに。同じ事なり。さて重胤云。記に僕子等二神隨白僕之不遠。此葦原中國者隨命既獻。唯僕住所者。如天神御子之天津日繼所知登陀流天之御巢。而於底津石根宮柱布斗斯理。於高天原氷木多迦斯理而治賜者。僕者於百不足八十垺手隱而侍。云々とあり。唯僕住所者云々。而治賜者。と有は。其住所を乞求めさせ給ふ所なり。然るに其宮に住玉ふ可き由を。申させ玉はすして。僕者於百不足八十垺手隱而侍。と申玉へる續きを以思ふに。此は其下に造天之御舍。とある宮に。潜まり鎮らせ玉ふ事を。譬へ申させ玉へるかりけり。八十限有る道を経行く時は。其形の見えず成行くか如くに。現身を幽して。其天御舍たる日隅宮に。鎮り侍らはせ給はむ。と云事なるを。若然らすと爲は。其乞求めさせ給へる宮を除て。別なる所に隠り侍らむと。申させ玉ふへき謂れ無き事と知へし。記傳に。八十垺手は。八十と多くの隈々を経行て云々と云れしは。別なる境に御坐しぬる者と。思成されたりし誤なり。釋に。百不足之八十隈者。先師申云。大己貴神隱去之地也。今之杵築之神宮歟。とは。甚々先見有る説なりけり。 と云り。○將隱去矣。又云。記に隱而侍と有に當れる處にて。神賀詞に。八百丹杵築宮爾鎮坐支。と見えたる。其宮に現身を隠して侍居りて。神事幽事を所知食御坐むとの御事にて。此傳は。其天日隅宮の内に。鎮まらせ坐む事を。申させ玉へるなる事。記には此大神より宮造の事を乞求め奉らせ玉ひて。云々の如く治玉は。我は八十垺手に隠るゝ如く。隠侍らせ給はんとにて。其條理甚よく聞ゆるを。此には其造宮の御事を略かれたる故に。遠き境に就かせ玉ふ物の如く見ゆるは。彼と第二一書と得て訓へき處なるなり。



推古紀歌に。訶句理摩須。阿摩能都蘇訶。また祈年山口神祭詞に。皇御孫命能。瑞能御舍仕奉氏。天  
 御蔭日御蔭登。隱坐氏云々。と見えたるも右に同じ。後釋に。隱とは御殿の蔭に覆はれて。其内に坐ま  
 すを云り。人に見えしと隠るゝには非ず。と有か如し。私記の訓カクレマカナムは。隠れ罷去むと云事なれども。此其  
 處に移らせ玉へるならされは常らず。又金澤本の訓。タチカクレイナムと云も。其と同。と云り。○矩磨塗。記傳云。この  
 凡て此正書には。其造宮の事を略かたりし故に。訓にさへそ然る館訓は交れりける。と云り。○天日宮。鎮まらせ御坐す御事をこそ。宣へるなりけれ。別  
 渥字をテの假字として訓は非なり。テの假字なり。○言訖。天神御子の爲に。聞え奉らせ玉ふへき限  
 の御事を。遺も無く。申置せたまひ畢りぬるよしなり。○遂隱。一書に長隱者矣とあり。これ即上に  
 云る。天日隅宮杵築宮に鎮坐なり。さて杵築は。風土記に。出雲郡杵築郷。郡家西北二十八里六十歩と  
 あり。記傳に云れたるか如く。多藝志之小濱とあるは。古名なりけむを。諸神の杵築玉へる地なる故  
 に。後に杵築と號たりと聞ゆ。和名抄にも。同郡に杵築と出たり。其宮處は。風土記に。出雲御崎山。  
 郡家西北二十七里三百六十歩。高三百六十丈。周九十六里一百六十歩。西下所謂所造天下大神之社坐也。  
 とあり。眞語云。郡家の方程を。一本に正北とあるは合はず。西北二十七里云々は。方程合へり。抄に。此山周凡今十六里有  
 今見るに。山頂も杵築大社の北山嶽に秀たり。高三百六十丈は。此處を度れるならん。抄に。此山周凡今十六里有  
 餘也。古事記宇迦山也。俗呼曰不老山。又鰐淵山是也。西北以三郡家路尺一考之。相三應杵築。今彌山跡。是  
 宇迦第一峯也。と云り。平田翁云。訂正本にも古事記に謂ゆる宇迦山是也と云り。此等の説も。宇迦山の處の師説に。鰐淵山是也  
 と有るを合せて思ふに。連ける山にて。峯の別に立たる故に。名の變れる也けり。但し風土記抄に。熊成時  
 といふも是也。と云るは。誤なり。式に出雲郡杵築大社。大神。同社大神大后神社。と並載されたり。大神大后神とは。彼須  
 勢理毘賣命なり。史に仁壽元年九月。特擢出雲國熊野杵築兩大神。並加從三位とあるより。次々見え

て。貞觀九年四月。出雲國從二位勳七等熊野神。從二位勳八等杵築神。並授正二位。と云きて見えたり。  
 熊野は。素戔嗚大神  
 に坐事。既に云り。

於是二神誅諸不順鬼神等。一云。二神遂誅邪神及草木石類。皆已平了。其所不服者。登天也。倭文神。此唯星神香々背男耳。故加遣倭文神建葉槌命者則服。故二神云斯圖梨能俄未。果以復命。

誅諸不順鬼神等は。上に彼地多有二螢火光神。及蠅聲邪神。復有草木威能言語。とある結なり。一書に。  
 周流削平。有逆命者。即加斬戮。歸順者。仍加褒美。○一云。此星神の此傳は。第二一書に。天神遣三經  
 津主神武甕槌神。使平定葦原中國。時二神曰。天有惡神。名曰天津彥星。亦名天香々背男。請先誅此  
 神。然後下撥葦原中國。とあるに據に。此時の事には非ず。二神の始て。天より此國に降り坐る。虛  
 空にての事なり。其よし一書の下に云。されは此傳は。第二一書を。此に取て心得へし。○誅邪神及  
 草木石類。大殿祭詞に。又大祓遷却樂。磐根木根立知。草能可岐葉毛言止氏とある。言止氏は。即此の誅字  
 神詞等同じ。磐根木根立知。草能可岐葉毛言止氏とある。言止氏は。即此の誅字  
 に當て意得へし。常陸風土記に。天地權輿。草木言語之時云々。和平山河。荒梗之類。大神化道已畢云  
 云。と有て。此の和平も。即草木の言止たるをも含たるか。其山河荒梗之類は。言語へりし草木なる  
 ことを。此彼思合せて悟るへき者なり。○其所不服者唯。平田翁云。葦原中國なる。枉神妖鬼ともは。

皆事趣逐ひたまへれど。中國を放れて虚空にかゝれる。星神なる故に。唯此神耳不順なり。と云り。されど右に云る如く。此時の事にあらねは。此神耳とあるは誤とすへし。○星神香々背男。和名抄に。説文云。星萬物精上所生也。和名保之。とあり。平田翁云。言義未知らず。抑此物の事。諸外國々にて。種々論ふ説とも聞ゆれども。萬物精上所生と云を始。皆推量の説ともにて。古傳有て言へるに非れは。總て信に足らず。其成始は。神國の古傳に本つきて知より外なし。と云れたるか如し。されど。此に星神とあれはとて。今現にみゆる恒星を司りて。其中に住る者とも見えす。按に虚空の中を住處として。光を放ち。妖星となり。後世云る光物。また天狗星な として。天下に禍害を爲す者を云なるへし。一書に天津彗星と云るも。即此土にて。其者を星に准へて名けたるなるへし。名義は。平田翁説に。香々は炫。背は佐衣の約にて。清明き意。と云れたるか如くなるへし。○倭文神。倭文は古書とも。文布とも書り。同物なり。平田翁云。共に斯杼理と訓へし。斯杼理能未とある國は。トの假字なり。和名抄にも。淡路國三原郡倭下。引に。斯豆淤理の約れる言にて。其は天武紀に。倭文此云之頭於。文之止利とあり。また志豆とのみ云る事も。萬葉などに多く見えて。ふ處々あり。倭文を志豆とのみ云るは。此由なるへし。さて其筋やがて文なる故に。綾布とも云り。其は釋紀に。倭文號綾布之類。歟。建久諸祭興行之時。大藏省年預申狀。有青筋文之布云々。と云ひ。常陸風土記に。久慈郡西靜織里。上古之時。織綾之機。未此知人。于時此村初織因名。此風土記文。殊に志知るへき。また釋紀に。倭文神坐。常陸國。依之諸祭幣物内。倭文者常陸國之所濟也とあり。主計式に。明文なり。

常陸國倭文三十一端と見え。新猿樂記に。常陸國綾布とあるも。倭文を云るなどを合考へて。斯豆淤理とは。筋織の義にて。青筋の文ある布を云事。知られたり。今世に阿夜と云は。絹に文あるを云へど。古は然らず。今の謂ゆる絹木綿の類を云り。志豆は穀また麻を以て織れるなること。下に委く云を見へし。さて此を神に立奉る事は。上に引る釋紀に。諸祭幣物内倭文と見え。萬葉集に。倭文幣を手に取持て云々。神社爾底流鏡。倭文にとりそへ乞のみて。と有にて灼し。武郡云。雄略紀御歌に。鹿部覽根能阿媛羅と見えたりは。倭布を以て物の飾と爲し。さて此布は。古専と帯に用たりと聞えて。武烈卷に。大君の御帶の倭文機結垂り。と詠み。事もありし也。 萬葉集に。古に在けむ人の倭文はたの。帯とき替て云々。古の倭文はた帯を結垂など詠り。然れば神に手向る事も。和衣の神衣と並て。御帶の料に献るにそ有へき。或説に。倭文織の帯は。常陸帯と。同物かと云り。此はさも有へし。 後には下さまにて。帯にすること止たるか。萬葉に古の倭文はた帯。古今集にも。古のしつの苧環。なとも詠り。古のと云るに心を着へし。又釋紀にも。倭文號綾布之類。歟。と見えたりは。後には弘く用ぬ事とをれりしなり。さてこそ。正中御飾記にも。其物の知難き由見えたり。と云り。さて又倭文を。荒妙とも云るは。拾遺に。令三天。羽槌雄神。倭文還。織ニ文布一と見えたり。 此織ニ文布は。平田翁説に。下文天。棚機姫神の。神衣を織たまへる所に。所謂和衣と記せるに對へて。此の文布の下にも。所謂荒衣と有へき所なり。太神宮に奉る荒衣。即文布なり。其は伯家部類に。主上大嘗會降神御祝文。と載されたる御文に。青筋乃文布乃。荒妙乃神服。白繪縹布乃。和衣乃神衣。と見えて。下に青筋文布

長四丈。廣一尺二寸。大神宮荒妙同之。と有以著し。取と有か如く。此即荒妙なり。かくて拾遺神武天皇段に。天日鷲命之孫。造木綿及麻并織布古語阿と所見たる。木綿と麻とは。白和幣青和幣に當りて。糸なからなるにも云へれば。此織布は。即布に織たる意なれば。右の文布に當るへし。又其次に。

其裔今在彼國。當大嘗之年。貢木綿麻布及種々物。とある麻布を。古本にアラタへと訓るを以ても。倭文の麻布なる事は知らるめり。

又云。神祇式に。和紗者服部氏とあるに對へて。荒妙衣者麻績其織作。また神祇令義解に。神衣織たまへること。古語拾遺に見えたるは。其子孫として。かく織れるなりけり。さて建葉槌命の織れる倭文を。荒妙といひ。又長白羽命の織れる敷和衣をも。荒妙と云るに付て。同神と云ふは非なり。まつ荒妙と云ふことの本は。其織物の和妙に對へて。荒きを云名にて。殊葉隨印の織玉へる倭文も。麻なれば。荒妙と云むこと本よりにて。長白羽命の織玉へる敷和衣。これまた神服部が。參河赤引の絹糸以て織れる和衣に對へて。麻もて織玉へる布なる故に。荒妙と云むこと。是又疑を待へからず。されば歌の枕詞にも。荒妙と云をば。一種の布とせす。然もて織れるをも云ること。萬葉に見ゆ。名の同しからんからに。さて此神は。倭文連の祖にて。倭文を織始たる故同物と爲むはあやまりなり。況て二神を同體なりなどは云へからず。

倭文神とは云るなり。次に云。○建葉槌神をは。又御名天羽槌雄命拾天羽雷命式三代などあり。名義。平田翁云。古語拾遺に。長白羽命の名の下に。今俗衣服謂之白羽。此縁也とあり。此に依りて考るに。波と云は。布帛をいふ古言と聞ゆ。其は羽槌雄命の羽。服の波。羽衣の羽など。みな是にて。薄くひらめくより。云る言ならむと思はれたり。鳥羽魚鱗などの波。また木葉を波と云ふも。もとは此意より出たる成へし。槌は例の如し。と云り。また按に。羽は速の義か。猛速く坐々由の御名にもあるへし。さるは此神武業槌神に従ひて。星神香々背男と云惡神を。誅たまへるを思ふに。いと猛き神に坐しけむ。式に大和國葛下郡葛木倭文坐天羽雷命神社大月次とあり。さて此神の倭文遠祖なるよしは。拾遺に天羽槌雄神倭文遠祖也。と

ありて紛なし。然るに姓氏錄津國天神に。倭文連。角擬魂命男。伊佐布魂命之後也。天神本紀にも。天伊佐布魂命。倭文連等祖と見ゆ。

また河内に倭文宿禰。角擬魂命之後也。又大和に倭文宿禰。出自神魂命之後大味宿禰也と見えたり。此等を合せて。建葉槌神の。神魂命の御裔なる事を知へし。角擬魂命は。神魂命子なるよし。姓氏錄に見えたり。但大和國のは。中を省きて。出自と末とを擧たるなり。大味宿禰は。建葉槌神より幾世ばかりの後なりけん。栗田寛云。神魂命の子角擬魂命。その子伊佐布魂命。その子建葉槌命にやあらん。猶よく考へしと云り。安房國忌部系圖と云ものに。天日鷲命子津見命。次に長白羽神。次に武羽雄命と次第たり。此は明疑しき系圖ながら。因に

出置つ。よ。さて天武紀十三年十二月。倭文連賜姓曰宿禰と見ゆ。然れば。大和河内の倭文氏は。此時より宿禰となれりしなり。さて式に。常陸國久慈郡に靜神社名神とあり。和名抄に。當郡倭文神あり。此を常陸誌

に。靜神社手力雄命。那珂郡靜村。とあり。然れば今は那珂郡に屬るなり。さて此祭神は。二十八社鎮座記に。今屬那賀郡。在靜村。舊名靜織里。在久慈郡以西云。今呼爲靜者。逸織字耳。祠山上祀手力雄命

也云々。高房明神在社院。所祭建葉槌命とあり。栗田氏云。此神今も靜村に鎮坐すを思ふに。風土記の故事は。決く此神社に。機織切といふもの。また鹿島神宮の攝社にも。高房社と云ありて。此も建葉槌神命なりと。其神宮に

を奉るは。此故なるへし。また鹿島神宮の攝社にも。高房社と云ありて。此も建葉槌神命なりと。其神宮に傳へたり。なほ此外にも。式に倭文神社は。諸國にあまた見えたり。○故二神登天也は。前にも

云る如く。此時の事にはあらぬを。此に出したるか故に。葦原中國悉に平けたぬる際の事として。二神の登天は記したるなり。されど此は混れたる傳なるへき事。一書の下に云へし。○斯圖梨能俄未。

本に能字なし。永享本にあり。補ふへし。或。應神紀麻呂取音は濁音なれど。紀中清音にも用ひし例あり。既にも。○刈此云。我里。と。我をも清音に用ひたる例あり。永享本には加字に書り。果以復命。第二一書にも。故經津主命以岐神爲郷導云々。有逆命者。即加斬戮。歸順者仍加褒

美。と見えたる。是そ二神の終の復奏の時也ける。此傳と記とは。大己貴神の御事訖て。直に復奏させ玉へる者の如く有れとも。其にては。上に皇祖天神の。葦原中國に殘賊強暴神有りと詔ひて。征伐の御使を。追次て降させ玉へる。結とは成ざるなり。

附 錄

造喪屋殯之

鈴木重胤云。上代殯斂の較略をいはく。先四神出生章一書に。到殯斂之處云々。殯斂と云事の。以前に已に在し事を知へし。若て記須佐之男命の。大穴牟遲神を試させ玉ふ所に。云々其妻須世理毘賣者。持喪具而哭來。と有を見れば。喪具の制。已に在し事明らかなり。喪葬令義解に。謂葬具者。帷帳之屬是也と有て。屍を覆ふ料と通ゆ。若て綏靖紀に。留心於喪葬之事と有は。其式見奉知へからずと雖。神武天皇七十六年三月天皇崩。明年九月葬於傍山東北陵と見えたるは。其三月より翌年九月に至るまで。殯宮に令坐て。仕奉らせ給へるを。留心於喪葬之事と書されたるなりけり。其後の御世々々なるも。此に准らへて知へし。儲景行天皇の崩御らせ御坐ける御事に就て説有り。喪葬令に。葬具及遊部とある。下の義解に。遊部者終身勿事。故云遊部と見えたるを。釋に遊部隔幽顯境。鎮凶癘魂之氏也。と見えたり。鎮凶癘魂と云は。其祭を爲して。神と人の隔を能鎮るなり。所以て喪事の御事無き時は。別に仕奉るへき職無きか故に。遊部と云なり。釋に古記を引て云く。遊部者。在大倭國高市郡。生目天皇之苗裔也。所以負遊部者。生目天皇之孽園目王。娶伊賀比自支和氣之女爲妻也。と有る。生目天皇は。垂仁天皇の御事也。學は説文に庶子也と有て。謂ゆる御落胤なり。此は其御母の寄出自支和氣は。其重からざりし故などに依て。御子の數に列まへられ奉らで。紀には載られざるなり。伊賀比出自未詳ならず。比自支は。土城にて。屍を收る棺は。人城なり。棺を置く屋は荒城なり。其殯斂の事終

て陵となす。此土城と云しなるへし。然れば比自支と云は。殯殿の始より。陵墓に收る終迄の事を。取擬ふ職なりし故に負る氏にて。土師などの例にてそ有けらし。神名式に。伊賀郡比自岐神社見えたり。凡天皇崩時。比自支和氣等到殯所。而供奉其事。仍取其氏二人。名稱禰義余此也。禰義者。負刀並持之。余此者持酒食并刀。並入内供奉也。唯禰義等申辭者。輪不使知人也。と所見たる。是上古殯宮に仕奉る式なり。禰義と余此とは。踐祚大嘗祭式に。拔穗使の時。稻實卜部 禰宜卜部と云二人を遣はされて。稻實卜部は。供物を奠る事を主り。禰宜卜部は。神祭の事を掌るに似たり。上古は神社に仕奉る状も。殯宮に仕奉る状も。等しかりし事。此を以知へし。借禰義と云は。次に禰義等申辭は。輪不使知人也と有は。常に云ふ禰宜祝の状にて。職員令神祇官祝部。義解に。謂爲祭主賛辭者也。と有に別ならざるなり。敏達天皇十四年天皇崩。是時起殯宮於廣瀨。と有る所に。大臣大連等の誅する事見えて。其程より漸に。外國狀に移ろひ行しかは。此程なところ網果けぬ。若て其負刀持之と有は。兵器を奉るなり。此一の余此は縁にて。御許近く仕奉る謂なるへし。酒食を奉るは。神祇の祭祀に。御酒と御饌を奉るに等しく。刀は禰義の捧るは大なるにて。余此は小なるか。今考へからす。孝徳天皇大化二年に。喪葬の分に超たるを。誠させ玉ひて。奠三過と有を見れば。上世には。甚々慇懃に奠る事にそ有けらし。持統紀元年。嘗于殯宮。此日御青飯。と有る青飯を。ヒジキオホノと有に就て。通證に。據訓則雜鹿尾菜之飯歟。と注るは然る事なから。今一にアラキオホノとも訓た

れは。青飯なりしからに。其をヒジキノ御物と云て。殯宮より外には奉らざる物なりしか。但其製様の如きは。今知へからず。後及於長谷天皇崩時。而依之。比自支和氣。七日七夜不奉其食。依此阿良備多麻比岐。爾時諸國求其其人。或人曰。圓目王娶比自岐和氣女爲妻。是王可問云。仍召問。答云然也。召其妻問。答云。我氏死絶。妾一人在耳。即指負其事。女申云。女者不便負兵供奉。仍以其事移其夫圓目王。即其夫代其妻。而供奉其事。依此和平也。と見えたる。長谷天皇と申すは。纏向日代宮に御坐しかは。其山脈の續けるを以。然稱奉れるなるへし。即景行天皇の御事なり。依之。比自支和氣の擊字心得す。誤字なるへきなり。七日七夜不奉御食と云は。右に謂ゆる禰義と余此とに。仕奉る氏人無か故に。怠れりしなり。推古紀に。奠靈とある是なり。天武天皇朱鳥元年九月天皇崩と有て。起殯於南庭云々。是日肇進奠即誅之。と有れば。殯歛の事に及ふまては。奉らざりし事にや。持統紀元年此御殯の事に就て。於是奉膳紀朝臣真人等奉奠。々々。膳部采女等發哀。と有れば。内膳司より。奉る事と成れる也けり。其二年十一月に。奉奠と訓り。依此阿良備多麻比岐云々。非職の人の仕奉る時は。幽顯の境を隔て。其凶穢魂を鎮奉る作法を。知ざるを以なり。即其夫代其妻。而供奉其事。依此和平給也。と其御魂の御荒ひを。和平し鎮奉れる由なり。爾時詔。自今日以後。手足毛成。八束毛遊。詔也。故名遊部君。但此條遊部。謂野中古市人歌垣之類是也。云々とあり。然れば垂仁天皇三十二年。皇后日葉酢姬命の薨坐し所に。於是野見宿禰進曰。夫君王陵墓。埋立生人。

是不良也。中則遣使者云々。是土師臣等主天皇喪葬之緣也。と有て。古より比自支和氣は。喪葬の事を總掌りたりけり。此に至りて。土部臣の職を爲りて。其遊部の氏人は。唯禰義と余此とに。仕奉れりしなりけり。土部臣は。令の諸陵司喪儀司を。相兼たるか如くなりしなるへし。仲哀天皇九年。天皇崩御らせ坐ければ。於是皇后云々。殯于豊浦宮。爲無火殯。と有て。其殯宮の場にては。必庭燎を擧る習はしなりし事。和名抄葬送具に。門燎。周禮云。喪設門燎。俗云。顏氏家訓云。喪出之日。門前燃火。と有を。此には其天皇の崩御し御事を。天下に令知玉はさる所なる故に。遊樂の事は。常にも御神事なとに有る事なれば。人其差異を見分へきに非ずと雖。庭燎は其と著き事なるに依て。此に制止させ玉へるか。例とは異りつる由を以て。無火殯の號は起れるにてそ有ゆへき。仁德紀に。菟道稚郎子の薨玉ふ所に。時大鷦鷯尊聞太子薨。以驚。云々乃且伏棺而薨。於是大鷦鷯尊。素服爲之發哀。哭之甚慟。と有る。且伏棺而薨と有は。其時已に棺に收め。殯宮に安置奉りて在し也。允恭天皇五年七月。先是命葛城襲津彥之孫玉田宿禰。主瑞齒別。天皇之殯云々。殯宮大夫玉田宿禰云々。と見えたる。其玉田宿禰をして。殯を主らしめ。殯宮大夫と任し玉へるは。雄略紀に所謂視喪者の類にて。殯宮の事を主り。葬事を行ふ長官と所見たり。允恭天皇二年天皇崩坐けるに。於是新羅王。聞天皇既崩。驚愁之。貢上調船八十艘及種々樂人八十。是泊對馬而大哭。到筑紫亦大哭。泊難波津。則皆素服之。悉捧御調。且張種々樂器。自難波至千京。或哭或泣。或歌舞。遂參會於殯宮云々とあるは。新羅より來りて。天皇の殯宮に仕

奉れるが。皇國に已く屬るなりければ。我か禮式を以て仕奉れるなり。其對馬と筑紫にて。大哭けるは。欽明天皇三十九年。天皇遂崩于内寢云々。殯于河内古市云々。新羅云々。奉哀於殯。と有て。此より後の紀共に。舉哀。又奉哀。又發哀。又發哀。又哀哭と有て。ミ子奉流と訓るは。即我古禮にて。此天稚彦の事に。以鷦鷯爲哭者。と見え。記に雉爲哭女。と有る事の遺訓なるか。此第一一書に。弔喪大臨。又仁德紀に。發哀哭之甚慟と有は。人情の忍はせ給ひ難き處より。眞に哭泣玉へるにて在を。此は其擬ひを爲る事なり。又張種々樂器。て京に至れる事は。繼體紀二十四年に。毛野臣被召到于對島。逢疾而死。送葬尋河而入近江。其妻歌曰。比羅野歌。輔輿輔能朋樓。云々とみえたる。右に同じ。或哭或泣。或歌舞。遂參會於殯宮。と有は。古くは此天稚彦の事を。記に如此行定。而日八日夜八夜以遊也。と見え。天孫本紀にも。日七夜七。以爲遊樂。哀泣。と有は。未外國の沙汰无き上古の事なるに。如此禮式の備はれるなれば。本より皇國に臣伏して。正朔を奉る新羅にし有れば。此の古式に據れる事云も更なり。記傳にも引れたる後漢書に。皇國の事を。彼國にて記せるに。其死停喪十餘日。家人哭泣。不進酒食。而等類就歌舞爲樂。云々は。我か仲哀天皇より以上に。彼國の往來未无りし上古の風なる者をや。敏達天皇十四年。云々は時起殯宮於廣瀨。と有て。此時に初て誄を奉ること見えたり。日本靈異記に。雄略天皇御世の人。小子部栖輕か事を記せる所に。栖輕卒也。天皇勅留。七日夜。誄彼忠信。と所見たれば。此より以前に已に在し事也けり。又推古天皇御世。大伴屋栖古連公の卒りし所に。天皇勅之。七日夜。使留誄於彼忠。とあるも。誄の例なるを。用明天皇元年於殯庭。誄曰。云々と見ゆ。右

の令釋に引る古記に。凡天皇崩時者。比自支和氣等。到<sub>二</sub>殯前<sub>一</sub>云々。禰義等申辭者。輪不<sub>レ</sub>使<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>人<sub>と</sub>ある。其禰義の申辭と云るぞ。上代の誄なりつらむを。今茲に至りて。漢様の誄の風に易れるなるへくや。續紀第四十詔に。復後之藤原大臣爾。賜<sub>レ</sub>天在留<sub>志乃比已止乃書爾勅天在久</sub>とあるを。解に志乃比已止乃書とは。御紀敏達御卷より。卷の末々に。誄をシノヒコトタマツルと訓る是也。此字累擧<sub>二</sub>其平生實行<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>誄。而定<sub>二</sub>其諡<sub>一</sub>以稱<sub>レ</sub>之也。又哀<sub>レ</sub>死述<sub>二</sub>其行<sub>一</sub>之辭也。など注したる。皇國の志乃比已止も其意なり。借<sub>レ</sub>又孝德天皇二年。凡人死亡之時云々。或爲<sub>二</sub>亡人<sub>一</sub>斷<sub>レ</sub>髮刺<sub>レ</sub>股而誄。如此舊俗一皆悉斷。と有をみれば。貴人のみならず。古は下様まで誄せしと見えたり。と云れたり。推古天皇三十五年天皇崩云々。九月始<sub>起</sub>天皇哀禮。と云は。此御世までの喪事はしも。皇國乍の古風なるを。更に佛を交へて。怪き哀禮を定て。改換りたるなむ。此御時に在へくして。思ふに。此より以前に。其二十九年に。聖德太子の薨坐時などに。始りける其御葬式に。用初られたる者にして。此時の大臣蝦夷などの所作なるへし。其舒明天皇十三年天皇崩。殯<sub>二</sub>于宮北<sub>一</sub>。是謂<sub>二</sub>百濟大殯<sub>一</sub>。と有て。大殯の名出たるを思へは。和漢梵の式相混雜へて。其哀禮の甚大に成れる者と所見たり。何以知そならは。皇極天皇二年に。山背大兄王及子弟妃妾の。自經て死給時に。五色幡蓋種々伎樂。照<sub>二</sub>灼於空<sub>一</sub>。臨<sub>二</sub>垂於寺<sub>一</sub>。衆人仰觀稱嘆。と云事あり。但我古にも。幡を喪具に用る事は有しなり。常陸風土記に。黒坂命之輪輜車云々。葬具儀。赤旗青幡交雜懸殿云々。時人謂<sub>二</sub>之幡垂國<sub>一</sub>。後世便稱<sub>二</sub>信太國<sub>一</sub>とあり。黒坂命は。神功應神の御

世の人なり。此を以。上古の風なる事を知へし。已に神代に。用<sub>二</sub>鼓吹幡旗<sub>一</sub>。歌舞而祭矣。と有る。又山城風土記に。御子の天上に上坐て後の事を。賀茂舊記本朝文集に。取<sub>二</sub>與山賢木<sub>一</sub>。立<sub>二</sub>阿禮<sub>一</sub>。垂<sub>二</sub>種々綵色<sub>一</sub>。云々とあるも。現身乍らの事には在<sub>レ</sub>とも。其狀は殯禮に異ならざるを考合へし。其立<sub>二</sub>阿禮<sub>一</sub>と云ぞ。所謂阿禮幡なりける。此を以て上古より。喪事に幡旗を用る事を知へし。右件は。推古天皇より上代の殯斂の較略を云るなり。上古漢梵の風を雜へざる儀式ともなれば。其趣を得ること。必此中に在へきなり。と云れたるは。いと委き考なれば。載せて附録となしつ。

日本書紀通釋卷之十六

飯田武郷謹撰

天孫降臨  
章續

于時高皇產靈尊。以眞床追衾。覆於皇孫天津彥々火瓊々杵尊。使降之。  
皇孫乃離天磐座。且排分天八重雲。稜威之道別道別而。  
天降於日向襲之高千穗峰矣。

眞床追衾は。釋紀私記に。衾者臥床之時。覆之之物也。眞者褒美之辭也。故謂眞床追衾。一書文。追字作  
レ覆也。訓讀相通之並用。今世太神宮以下諸社神體。奉レ覆御衾。是其緣耳。とあり。或説に衾は臥裝なり  
と云るは。檉の波久裳と聞ゆるを思ふに。然も有へし。さて衾は。記萬葉などにも。數多見えたり。  
雅亮裝束抄云。御ふすまは。紅の打たる。袖くびなし。長八尺五寸の物なり。くびの方には。紅の練  
糸を。ふとらかによりて。二筋をちへて。横さまに三針きぬを縫ふ。と見えたり。古代の衾のさまな  
るへし。○覆は。一書に裏とあり。平田翁云。天降り給ふ途の程を痛はりて。其被を以て。暖に柔や  
かに。裏み著せ奉り給へるなり。須勢理毘賣命の御歌に。むし被柔か下に。暖をしなせ。萬然るは。邇々藝命是時は。  
葉四に。蒸被和か下に臥れ睡。など詠るを思ひ合すへし。



幼穉く御坐し故なり。何を以然は知れると云に。此御天降のこと。始忍穗耳命に詔負せ給へるに。降りなん装束せし間に。邇々藝命生坐つとも。忍穗耳命既に降り給ふ雲路にして。生坐りとも有るを。即父命に替て降り給ふと有れば。其降り給ふ時。なほいと幼く御坐せること。言も更なり。と云れり。此事に據て。栗田寛説に。儀式大嘗の神御に寝具を供へ。天皇の御にも同く寝具あり。また諸社の神坐にも。衾あり枕あること。往々見えたるは。みち上古の禮ときこえたり。此寝具を供ふことは。天孫降臨の時。眞床覆衾の遺風にやあらむ。と云り。さも有へし。○離天磐座。記に離天之石位と書り。記傳云。位は坐と同し。久離草は。座居の意なり。又人の坐處のみならず。物を居る處なども。久離と云り。又倉敷なども同意なり。石は堅固きよしなること。既に云るか如くなれば。たゞ高天原なる大殿にて。此尊の坐ます御座を云なり。とあり。離は其座より起し玉へる義なり。オシハナチのオシは。次の排三分天八重雲一の排に同く。勢ある事に添云り。さるは年久に。住馴まし坐ける御座を。今はと清く避難ち奉りしさまを。形容せるなり。一書に引開天磐戸ともあり。○天八重雲。記には天之八重多那雲とあり。記傳に。多那は棚引にて。虚空に覆ひ亘るを云と云り。○稜威之道別々々。道は借字にて。知波夜夫流の知。また稜威の都とも通ひて。勢の烈しき意なり。偕知和伎とは。分通り坐さまの。稜威のするときを云る形容言なり。○日向襲之高千穗峯。此山名。一書には日向襲之高千穗添山峯ともあり。添山の事。女に云へし。日向は。景行紀に。十七年三月幸子湯縣。遊子丹裝小野。時東望之。謂左右曰。是國也。直向於日出方。故號其國曰日向。

也。とある此なり。襲は熊襲と云る地にして。古くはこれも。同紀十二年に。議討熊襲云々。朕聞襲國云々。十三年に悉平襲國とあり。此にて。襲國即熊襲なることを知へし。熊氏録に。天孫降臨とあり。彼熊襲帥ともい建かりし故に。熊襲とは云なり。熊とは猛きを云名なり。高千穗は。彼國風土記に。白杵郡内知舖郷。天津彦々火瓊々杵尊。離天磐座。排天八重雲。稜威之道別々々。而天降於日向之高千穗二上之峯。時天暗冥。晝夜不別。人物失道。物色難別。於茲有土蜘蛛。名曰大錯小錯。二人奏言皇孫尊。以尊御手。拔稻千穗爲糲。投散四方。得開晴。于時如大錯等奏。搯十穗稻。爲糲投散。即天開晴。日月光。因曰高千穗二上峯。後人改號知舖。と見えたり。高千穗山の事。記傳にも云れたるか如く。其とおほしき山二處ありて。いとまきはし。其一は。今も高千穗嶽と云て。風土記に見えたる。日向國曰杵郡なる是也。和名抄にも。日向國曰杵郡智保郷あり。此山は日向國の北の極にて。豊後國の堺に近し。其あたりを。今も高千穗庄と云。今一は諸縣郡にありて。霧島山といふ。此山は日向國の南の極にて。大隅國の堺なり。右二處ある中に。高千穗峯は。此の霧島山の方なり。襲と云も。即此山なり。襲とは。六人部是香か高千穗峯考に。本來此嶽の奇嶮なる状を。讚へたる言にて。武都云。按に會はソリ。ソビユル。ソホリなどのソにて。進りかなるを云詞なるへし。釋紀に山嶽重之義とあり。此山を如此讚言より。其邊の地名をも襲といひ。其襲人は勇猛剛強かりしかは。其を讚て熊襲國ともいひ。後には郡名と成て。大隅國贈吹郡と成れるを。其贈吹郡に。此西霧島山は有なれば。東霧島は今は日向諸縣郡に屬たれど。贈吹郡の堺には近かり。日向襲之高千穗とあるは。此

山ならては符はさるなり。彼白杵郡は日向にして北の極にして肥後國に近き地なれば。製とあるに符はず。もとより製と  
いふへき。嶮岨山にもあらざるをや。○武郷云。既く此事宇佐託宣集に。人皇第一主神。日本磐余彦  
御一年十四才之時。昇帝釋宮。受執印籙。還來日州辛國城蘇於。彼風土記なる傳は。白杵なる高千穂を。實の楳  
峰。是也。蘇於峯者。霧島山別名也。とありて。霧島山即蘇峯なる證なり。 彼風土記なる傳は。白杵なる高千穂を。實の楳  
日の高千穂なりとして。記せる文にはあれど。此傳の發起れる本元をつら／＼考るに。眞の高千穂嶽  
に鎮坐つる。高千保社の沿革の上より辨されは論し難し。さるは續後紀承和十年九月下に。日向國無  
位高千保神。三代實錄天安二年十月下に。日向國高千保神とある社は。太古より今の霧島山の瀬戸尾  
といふ處に。鎮坐せりしを。村上天皇御宇。今の社の在る。大隅國贈於郡田口村と云處に。遷坐し奉  
りしよし。此社記に見えたれば。彼承和天安の頃には。未彼瀬戸尾に鎮坐つるか故に。國をも日向と  
いひ。社號をも高智穂とは呼つるなり。さて此社田口村に遷されつる後は。常に山の名を霧島と唱へ  
もし。東霧島社。峯霧島社。といふ社もあるに對して。霧島社とは呼ふ事となりて。いつしか社號の  
唱も變りつるなるへし。かくて白杵郡に。二神明神といふ社のあるは。太古邇々藝命御天降の時。御  
從駕神等。さては其苗裔の人等の。此白杵あたりを領居たまへりしがありて。其處に二上なる山の  
ありしより。彼皇神の靈を迎奉て。高智保二上社と齋奉りたりけむ。彼社を高智保社といふより。其  
邊の村を智保郷といひつるか。後には高千穂庄とさへ。呼ふ事とはなれるなるへき。肥後國阿蘇郡なる智保  
郷。日向國妻神社の内  
に。高千穂宮と云かあるなとも。原はかゝる謂  
より名にも負ひ。齋とも祀りつるなるへし。 されとも。其傳の混つるも。や／＼上代よりの事なりしかは。風土記  
に記せる延長の頃に到りては。既に郷名と成つるは。本よりにして。眞の高千穂の稻穂の故事をさへ。

此處の事として記すはかりには混ひつるにて。和名抄にも。此白杵郡に知保郷名見え。今も延岡にて。  
高千穂庄と云總號とそ成れる成へき。然れとも白杵の方なる高智保は。製といふはかりの峻嶮き形も  
なく。常に細雨のそほふると云景色もあらざるか故に。製とも添とも稱ざるは。さすかに眞の高千穂  
には非るか故なり。かく考定てのち。塵添壙囊抄に。風土記を引て。皇祖哀能忍者命。日向國贈於郡。  
高茅穂楳生峯に天降して。是より薩摩國關駝郡竹屋村にうつり給て。云々とあるか。假字にこそ引直し  
たれ。其本書は。和銅上奏の古風土記なる事。和銅六年に。日向國の贈駝郡等四郡を割て。大隅國を  
建られつるを。此風土記に。其贈駝郡とあるにても著明なれば。古風土記には。此霧島山を。高千穂  
楳生峯と云擧たりしこと。疑なかるへし。かくて。實の高千穂の嶽を。後に霧島とのみ唱ふ事と成れ  
る本末は。此山の峯と麓とに。此山の靈神を齋祭れる社をも。其神々しき神威の事實の上につきて。  
霧島社 霧島岑社と唱て。齋祭りつるより。其社號に引れて。彌打まかせて。山をも霧島とのみ呼事と  
成はてつるまゝに。後に其麓なる村をも。西霧島 東霧島などとは成はてて。此處には。高千穂の名は  
亡か如くそなれるなるへき。かく云故は。此山古書ともは更なり。續紀延暦七年に。大隅國贈於郡。曾乃峰上。火炎大熾云々を見  
えたるは。其頃までは曾乃峰と呼びつる進ひあらざるを。上に引る承和四年の紀に到り。霧島峯神  
とも霧島といふ號は。先此二社の上にもはらひひ馴て。遂に山の總名とは成れるなるへし。思ゆればなり。 と云れたる。然る説な  
るへし。さて記傳にも云れたる。此山常に登り詣る人多きを。暴に霧の起りて。大風吹出地動き。お  
どろ／＼しき音して。闇の夜の如く暗かりて。路も見え分ぬはかりに爲こと有て。ともすれば。此霧

におほれ風に吹放たれて。亡<sup>ナ</sup>なる者もあり。然るに神代の故實と云て。謂ゆる先達なる者。人に放て。手ことに稻穂を持せ行て。もし此霧起ぬれば。其を以て拂つゝ行けは。暫か間に天明りて。事故なしとそ。と云れ。また襲峯一覽に。山中に自然生稻。今に生て。昔より不<sup>マカス</sup>蔭稻と云傳へたるか。其陸稻の一種。世に限りなくほひこりて。年々野岡に作り出る事おひたし。と云れたるなどによれば。かの白杵の高千穂の下なる粃千穂の古傳も。還りて襲の高千穂なりし傳の。混亂つるなれば。これまた一の徴とすへし。和銅上奏の古風土記は。いよゝ霧島なるへき徴にあらずや。と云れたり。然るに其山を。高千穂峯と云より及ぼして。其二郡に亘りて。高千穂と云ふ地名にて有し如くなん思えたる。其は記に。日子穗々手見命者。坐高千穂宮伍百捌拾歳。御陵者即在<sup>ニ</sup>其高千穂山之西。と所見たる。此宮の事。記傳に。薩摩國人云。彦火々出見尊の宮は。大隅國桑原部宮内と云地是なり。式に同郡なる鹿兒島神社も。此尊を祀れり。今は八幡宮と申すと云り。と見えたる。其宮内村は。國分郷なる由なりければ。此邊まで古は。高千穂の地也し也けり。贈於郡に岩尾と云地名あり。乳母神社と申すも御坐す由也ければ。其高千穂峰を取圍みたる地をば。凡て然云りしを。其地に高千穂神社を祀りて。乳母神社と云より。千種と云地名は。其地に遺りつらん。又記白檮原宮段に。神倭伊波禮毘古命。與<sup>ニ</sup>其伊呂兄五瀬命。二柱坐高千穂宮一議云。と有る高千穂宮は。又右の彦火々出見尊のとは別也。神武天皇の年少時の大御名を。狹野尊と稱奉れるは。地名を以號奉れる者也。白尾國柱云。狹野神社。日向國諸縣郡。高原郷滿澤田村。佐野原の地に在り。奉<sup>ニ</sup>祀瓊々杵尊。合<sup>ニ</sup>祀木花開耶姬命。彦火々出見尊。豐玉姬命。葦不合尊。玉依姬命。東

掖宮神武天皇。吾平津媛。西掖宮經津主命。武甕槌命。各神像を安置す。神武天皇此地にて降誕有し故に。狹野とは云ふなるへし。八田知紀説に。神武天皇の降誕坐し所は。高原郷狹野の地にて。同所神徳院の南に當りて。小高き所にて。良<sup>ヤ</sup>廣く平かなるを。大宮の址也と云傳へたり。と云り。然る時は。愈其神武天皇の御坐ける。高千穂宮はしも。決て此狹野神社の地なるへき事。申すも更也ければ。古に高千穂と云ける地の方境。廣大なりし事。此を以知へき者になん有ける。と云り。また國柱云。日向國諸縣郡高原郷。霧島峯神社。今東御在所<sup>ヒカシコウヤシヨ</sup>兩所權現と號く。東とは。西霧島に對云ふ。御在所は御坐所にて。此地高千穂宮の舊跡に係るを以なり。此麓に御井川と稱ふ靈泉有を。忍穗井の址と云傳ふ。即錫杖密院の庭に當れり。と云るは然も有にや。但右の高原郷は。和名抄に。諸縣郡財部郷ある。此なるにや。右の霧島峯す。と云へども。式の例。其神社何坐とある。其必一所には非るも有れば。本は霧島神社には。二座を祀たる。其片方を云なるにや。又同人説に。高千穂宮の舊址は。即霧島嶽の麓にて。即諸縣郡都城と云所なり。此は本は島津庄の地にて。南郷中郷北郷と云て。三方に分れて。中郷の内に。昔宮丸村郡島と唱來し所の在しを。永享年中城を築きて。即都城と號けしより。遂に一郷の名とは成しなりと云り。また式に。日向國諸縣郡霧島神社。同人云。高城郷東霧島村に在り。此地は高城郷と。都島郷との界なり。奉<sup>ニ</sup>祀伊弉諾尊。相殿瓊々杵尊。木花開耶姬命。彦火々出見尊。葦不合尊。玉依姬命。神武天皇。六座を從祀とす。續後紀承和四年八月壬辰。日向國諸縣郡霧島峯神預<sup>ニ</sup>官社。三代實錄。天安二年十月二十二日己酉。授日向國從五位下霧島神從四位下。と有は。共に當社の御事なり。然るに右にも云る如く。別に霧島峯神社と申すあり。同人説に。奉<sup>ニ</sup>祀伊弉諾尊。伊弉册尊。相殿六坐。天照大神。忍穗耳尊。瓊々杵尊。彦火々出見尊。葦不合尊。磐余彦尊。脇宮菊

理媛命。續後紀に謂ゆる。霧島岑神是なり。今思ふに霧島神社と。霧島岑神社と。二社御坐は。右の承和と天安との記されさまの別なるに依て。別に一社を設たりし者の如くも見ゆめり。又大隅國式外高千穂神社は。同人云。此地贈於郡郷田口村に在り。今西霧島宮と云ふ。西とは諸縣郡高城郷に。東霧島宮有に對云なり。奉祀正殿。瓊々杵尊。彥火々出見尊。葺不合尊。神武天皇。以上四神各爲一座。東少宮右腋。國常立尊。高皇產靈尊。伊弉諾尊。天照大神。以上四神合爲一座。西山王左腋。大己貴命。國狹槌尊。惶根尊。神皇產靈尊。伊弉冊尊。素戔鳴尊。正哉吾勝尊。以上七神合爲二座。以上六社權現と稱す。社記云。上古は今の宮地より。東一里十町。瀬戸尾にあり。延曆中山上炎上の後に。村上天皇御宇。今の地に遷坐有り。と云り。按に瀬戸尾に在し時は。高千穂宮とも云しにや。凡皇御孫尊を祀りて。高千穂と稱せし例は。日向國兒湯郡都萬神社の内に。高千穂宮有て。皇御孫尊を祀るにても知へし。續後紀に。承和十年九月甲辰。日向國無位高智保皇神。奉授從五位下。三代實錄に。天安二年十月二十二日己酉。授日向國從五位上高智保神從四位上。とあり。此は郡名を記さるれば詳ならずと雖。瀬戸尾は。東峯と西峯との間に在し時は。日向の國內なりければ。其にそ有つらむ。と云るは實に然る説なり。然れば同じ高千穂峯の神には御座せども。一所は霧島神とし。一所は高千穂神と爲て。上古より祀來れるならんを。八田知紀は。右の國柱か説を諸はすて。尙高智保神は。白杵郡智保郷有からは。其ならむと云るは。伊知地季安か文にも。建久八年日向國田嶋。於白杵郡。書高知尾社八町。と有に驚きたる説なり。彼にも此地名を各移せるからは。高千穂神と云も。なごかなからざらむ。已に贈於郡の内に。智尾名と云は。千穂名を訛りたるへく。其地の乳母神社は。千穂神社なるへさまのなるを也。と云れたり。さて高千穂の高は。地名にあらす。萬葉に角山を高角山。城山を高城山と云るか如く。附言ふ言にて。みな山の高きを云るなり。續後紀に地名にも。宮號にも成しなるへし。

峯を多氣と訓るは。記傳に。多氣は萬葉に高とも書る意にて。高き山を云なり。とあり。○天降。記傳云。今皇御孫命の此山にしも。降着坐りしことは。一書に。猿田彦神に。天鈿女復問曰。汝何處到耶。皇孫何處到耶。對曰。天神之子則當到。筑紫日向高千穂穗觸之峯云々。果如先期。皇孫則到。筑紫日向高千穂穗觸之峯。とあれば。元より然るへき所由ありし事なるへし。武郡云。此事は一書の下に云へし。萬葉二十に。比左加多能。安麻能刀比良伎。多可知保乃。多氣爾阿毛理之云々とあり。さて此峯に天降坐て。即高千穂宮造りし玉ひて。其地に住坐々ける事を。此紀また記にも。漏されたれと。こゝに重胤云。第一一書に。猿田彦神の。此高千穂峯を定めて。此に皇御孫尊を。啓行奉らせ玉へるは。已く其初國所知食す大宮所を。豫め見立置せ玉ひて。其地に進め申させ玉ひけむ御事。申すも更なり。然るに紀記の傳共を見るに。此地には御坐著せ玉へるのみにて。直に吾田長屋笠狹之碕に行幸て。其地に留らせ御坐す趣なるは。其始終を括り書されたりし者にて。實には其猿田彦神の設備られし任に。其高千穂宮に住せ御座けむかと思ふよしあり。其は中臣壽詞に。皇御孫尊天降著せ御坐て。直に天上の御水を乞に奉らせ玉へる狀に。聞えたるに。大同本記に。一傳を書して。其終に即時日向高千穂宮乃。御井崇居焉。と有は。右の壽詞なる天八井の事に當るへし。然る時は。皇御孫尊の天降り御坐て。高天原より授らせ玉へる。齋庭の瑞穂を以。初て大嘗聞食ける。其高千穂なりし事。鏡に係て見るか如し。と云り。この事は。六人部氏既に云おかれたる説あり。それに依られたる物なるへし。

既而皇孫遊行之狀也者。則自楳日二上天浮橋立於浮渚在平處。此云三羽企爾磨。而齋完之空國。自頓丘覓國行去。頓丘。此云毗陀烏。覓國。此云梨陀毗邏而陀々志。到於吾田長屋笠狹之碕矣。其地有一人。自號事勝國勝長狹。皇孫問曰。國在耶以不對。曰。此焉有國。請任意遊之。故皇孫就而留住。

既而云々。重胤云。此件は其より後に。始終住せ御坐む宮都を。定めさせ御坐る較略なりけるか。紀記共に。此間に餘事を載られざるか爲に。高千穂峯は。天降り著せ給ふと申すまてにて。直に笠狹の方に御坐たる狀に見ゆめれとも。此に既而と云は。其事已に終り。此事茲に初れる謂なるを思ふにも。高天原より。行ひ下させ給へる。大嘗の御政は。其高千穂宮の齋庭にてこそ。行はせ御坐けらしと云り。○遊行之狀。高千穂より笠狹の碕に。覓國に御坐るは。平素の幸行とは甚く異なりしか故に。其御消息を申すて。記し出たる語なり。口訣に遊行之狀也者。自高千穂峯至笠狹之碕道。とあるか如し。○楳日二上。これ高千穂峯なり。一書に楳觸之峯とあり。記には久士布流多氣とあり。楳日は。丹後風土記に。與佐郡々家東北隅有速石里。先名三天梯立。後名久志濱。然云者。國生大神伊射奈藝命。天爲通行。梯作立。故云三天梯立。神御寢坐間仆伏。仍怪久志備坐矣。とあり。平田翁云。此久志備を。今は體

言にすゑてのみ言へども。此に久志備坐と有れば。本は用言にて。クシヒクシブルと活く言なり。故楳日二上峰とも。楳觸之峰とも有。と云り。楳日又楳觸は。其山の靈異あるを云稱なり。記に日向國謂三豊久志比泥別。と有も。豊楳日嶺別にて。此靈山に據れる亦名なるへし。二上に。本にフタカミと訓る宜し。訓むはわろし。名義二神なり。兩山相添て。二並ふを云稱なり。さて其を神としも云るは。古は山をも海をも神と云る例。萬葉にあり。卷三に常陸國筑波山を。朋神之貴。山乃儕立乃見果石山とよめり。是男神女神と云二山を。二神と云儕立と云り。卷九には。二並筑波乃。山とよめり。即是なり。また大和國葛上二上山をもよめり。これも峯二あり。今二上嶽とも。二子山とも云て。二並也。また越中國射水郡二上山をよめる歌あり。これら。布多賀美と云山の例也。猶常陸風土記には。筑紫國日向二神之峯。とあるを以て。二上の訓を知へし。○天浮橋は。重胤云。第四一書にも。日向襲之高千穂楳日二上峯天浮橋。と有て。此二の傳の如くは。其高千穂峯より。笠狹之碕に渡らせ御坐す道に。架れる橋なるか如し。然るに記の趣にては。於三天浮橋。宇岐土摩理。蘇理多々斯豆。天降坐于笠紫日向之高千穂之久士布流多氣。と有て。天浮橋云々を。天上より高千穂峯に。天降らせ玉へる間の御事と傳はれり。萬葉十九に。蜻島山跡國乎。天雲爾磐船浮。等母爾倍爾。真可伊繁貫云々。安母理麻之云々。と有て。天磐船と云も。天浮橋と云も。其御坐て通はせ玉ふ御料を云るなれば。何れにしても同じきを。續後紀長歌に。云々天能梯建。踐歩美。天降利坐志々。と詠るに。纂疏に。天浮橋猶言三天梯立。と注させ玉へるも。必承る所有る説にて。天神御子の天降らせ玉へる梯の。此高千穂峯に架れるにて。此より笠狹之碕に遊幸るにて。此梯より御坐

つらむを。記には。天上より二上までの事のみに係り。紀には。二上より笠狭までの事のみに係れるは。互に其片方を略かれし者にて。實は兩度共に。同じ御出立なり。とこそは見えたりけれ。偕大同本記に。皇御孫命詔久。從<sup>レ</sup>何<sup>レ</sup>道<sup>ニ</sup>曾<sup>テ</sup>參<sup>リ</sup>上<sup>リ</sup>志<sup>シ</sup>止<sup>ム</sup>問<sup>フ</sup>給<sup>フ</sup>。申久。大橋波須賣大神並皇御孫命乃。天降坐乎<sup>カシコミ</sup>恐<sup>レ</sup>天。從<sup>リ</sup>小橋<sup>ニ</sup>參<sup>リ</sup>上<sup>リ</sup>支<sup>シ</sup>申<sup>フ</sup>云々。と有を思ふに。此二上の天浮橋と云は。謂ゆる大橋にて。供奉神の降られし小橋は。又別なる地に在し也けり。其大橋小橋の岐は。謂ゆる天八達之衢なり。偕火闌降命。即吾田君小橋等之本祖也。記に阿多之小橋君とあるを。口訣に。吾田小橋者共姓也云々。小橋者彼所<sup>レ</sup>居之名。とも見えられたは。小橋と云地は。吾田の中に在へくして。其吾田は和名抄に謂ゆる。薩摩國阿多郡阿多郷と有る。此地に決めて。小橋は架りて在しならんを。其神名に後小橋命と有も。其二上なる大橋を前とし。其に對へて阿多なりしを。後小橋と云にこそは有ならめ。此等を以ても。天浮橋は。天上より御往來の時に。架れりし梯なるを。後に笠狭に遊行する時に。此橋を介して。武郷云。丹後天橋立の介れた。其地に御坐けるより。天上の往來は絶たりけんとそ伺奉らる。と云り。○自は。楳日二上峯に。天上より降らせ玉へる天浮橋のあるを。又其天浮橋より。笠狭之碕に。乘て移らせ御坐す由也。○立於浮渚在平處。記には。於天浮橋<sup>ニ</sup>宇岐士摩理<sup>ニ</sup>蘇理多々斯豆<sup>ニ</sup>云々。とあり。口訣に。浮渚海濱之平地。とあり。但し記には。天上よりの御事に。宇岐士摩理云々と有て異なり。かくては虚空に。浮渚こゆるなり。もしくは此時の事の始に記して語り傳へしものか。記傳云。宇岐士摩は。地の堅まらずて。浮て泥の如くなる處を云。と云れた

るか如し。口訣に。海濱とあるに泥むへからず。平處は。其浮渚の有る平かなる處をいふ。立とは。八洲起元章に。立<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>天浮橋之上。とある立と一にて。此も天浮橋の上に。立せ御在坐て。其ながら。笠狭の方に幸行る趣なり。さるは楳日二上なる麓の地は。太古は未地も堅まらず。浮渚にてありけらし。さて記に。宇岐士摩理。蘇理多々斯豆は。宇岐士摩理の下に。此なる平處と云を略けるなり。されと蘇理多々斯と云る言の義は詳ならず。平田翁説に。進發しなり。然るは萬葉十七に。越の立山を。白雲の千里を押わけ。天台理高き立山。と詠る言々進りかに。烈しきをいふと云れたり。久保季按云。宇岐士摩理云々の言。古來明解なし。まつ釋紀に。先師申云。非<sup>レ</sup>別處<sup>ニ</sup>歟。皇孫已天<sup>ニ</sup>降<sup>リ</sup>二上峰<sup>ニ</sup>。自<sup>レ</sup>其處<sup>ニ</sup>遊<sup>リ</sup>行<sup>ク</sup>之時<sup>ニ</sup>。立<sup>テ</sup>於<sup>テ</sup>浮渚<sup>ニ</sup>在<sup>リ</sup>平處<sup>ニ</sup>。頓<sup>ニ</sup>丘<sup>ニ</sup>國<sup>ニ</sup>行<sup>ク</sup>去<sup>リ</sup>者也。然則其行路之間。立<sup>テ</sup>浮渚<sup>ニ</sup>平處<sup>ニ</sup>之由也。といひ。松下見林説に。言<sup>フ</sup>浮渚所<sup>ニ</sup>在<sup>リ</sup>之平地<sup>ニ</sup>也。と云へり。此意ならは。浮渚なる平地などいふへけれ。浮渚在平地と云可らず。凡そ用語より體語へ續く例斯の如し。此は浮島ありて。其平なるといふ語なるを省けるにて。浮渚に在る云々といふ義に非ず。と見れば妨なかるへし。蘇理の解は古史傳いと愛し。傍へ行くをソルといふなどを思ふは宜しからず。左右に。記の次第は穩ならず聞ゆ。○齋穴之空國。第二一書に。齋穴<sup>ニ</sup>胸副國<sup>ニ</sup>。第四一書に。齋穴<sup>ニ</sup>空國<sup>ニ</sup>。仲哀紀神語に。熊襲國者齋穴之空國とあり。是其高千穗峯の邊なる。襲國を以て。齋穴之空國とは詔へるにて。神代の語を以て。託奉らせ給へるなり。此御事を。神功皇后元年には。神託<sup>ニ</sup>皇后<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>誨<sup>ル</sup>之曰。今御孫尊所望之國。譬如<sup>ニ</sup>鹿角<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>無<sup>レ</sup>實<sup>ニ</sup>國也。と有て。此鹿角を以。譬させ玉へるは。外は堅固くして。潤澤有る物なれども。中心の空虚なるを以。其不毛の地に比らさせ玉へる御託なり。口訣に。齋穴之空國<sup>ニ</sup>荒芒地<sup>ニ</sup>。纂疏に。齋脊也。脊上無<sup>レ</sup>肉。故稱<sup>ニ</sup>空國<sup>ニ</sup>。曰<sup>フ</sup>齋肉<sup>ニ</sup>也。空國則不毛之地。とあるか如く。此襲高千穗峯より。西方薩摩國の笠狭に至る迄。山脈相續きて。頓丘なる地は。今現に打見たる狀を以ても。脊肉の如く。無實たる地の多くして。國の廣きには似合しからず。山嶽襲重りて。田地の少を以て。其草味なる太古の狀想像へし。薩摩人言に。獸の脊肉を曾士斯と云ひ。庭訓往來に。曾士斯と有も。曾士斯と云事なれば。脊を曾と云なりけり。と云り。なほ曾士斯は脊腹の義なるをも

思へ。○頓丘。毗陀の例は。雉之頓使キツノヒツツカヒとある如く。一向に他を雜へぬ義にて。單と云に少も異ならざるなり。萬葉に直土直佐麻ヒタツヒヒサマなどあるも。土のみ麻のみにて。他物をまじへぬなり。即高千穂穗日二上峯より。山の脈の打延ヒキて。西方笠狹之崎に至るまで。頓物岡ヒメモノ續きなるを。傳はせ御坐ける故に。自頓丘カとは云なり。此字の事に付て。記傳に。書紀に比多袁を。頓丘と書るは。詩經衛風に。至千頓丘。と云事あれは。是を取れるか如く見ゆれども。此は詩經の字を取れるにはあらて。頓はたゞ比多と云言に用る字を書るが。たゞ詩經にも然名のある也。頓を比多と訓事。此餘にもあまたあれは。此も頓丘の文字には拘はらず。比多と云訓をとれるにもあるへし。要と云れしは然る言にて。頓丘は右にも云る如く。山脈の續きて。一向に岡なるを云ひ。襲突之空國と云るは。其頓丘と云へき地の。本より無實たる由を。云る者になん有ける。又記傳に。比多袁は。片岡山など同意にて。片寄れる岡なるへし。と云れたれども。其ならんには。唯に片丘とこそは。書さるへかりけれ。殊更に迂遠なる用させたまはむ。○菟國とは。たゞに國を覓る事のみにはあらて。國々を治給ふに云言也。萬葉二十に。神武天皇の御事を詠て。山河乎。伊波禰左久美豆。布美等保利。久爾麻藝之都々。知波夜夫流。神乎許等牟氣。麻都呂倍奴。比等乎母夜波之。波吉伎與米。云々とあり。此菟國の事に就て。六人都是香説に。此笠沙の幸行は。普く天下を菟國したまふとの。行幸なりしを。他國どもの事蹟は傳はらて。木花之開那姫の事蹟のみ傳はれるから。唯西國のみ知看し狀に通ゆれども。然にはあらざる事。紀の本書一書どもに。菟國とあるは。其住給はむ國を。菟給ふ謂にはあらて。國々のありさま。其處々を領き居

る首帥を。まつろへなとし給ふ上をさして。國覓とはいへる物なる事。神武天皇の東征の御舉をさして。國覓とあるに思合せても悟るへし。さて如此國覓と云言の。天下に係れる言なるにつけて。尙熟按ふに。皇美麻命の。天降てより。高千穂宮に定め敷たまひて。彼水取の故事は更なり。雜々行ひ玉ふ神祭をして。政事なども行ひ玉ひ。さて國覓し玉ふとて。まつ襲肉ヌク、虚國ムナより。笠沙に幸し。其處にも大宮造らせ玉ひ。木華開耶姫に遇給ひ。御子等生れさせ給ひつる後。東國にも巡幸しつる事と。思しき謂は。常陸風土記に。昔祖神尊。巡行諸神之處。到駿河國福慈丘。云々と見えたる。祖神尊は。邇々藝命に坐す事疑なき微ありて。其よし事長ければ。別に委しく云り。大后木華開耶姫命をも卒ぬ。天下を巡幸せるよしなれば。天上より隨從したまへりし。天兒屋禰命。太玉命。天忍日命などの。從駕し仕奉り玉へりし事は。云も更なり。かゝれば笠沙高屋宮は。木華開耶姫の爲に造らせ玉ひて。共に栖玉ひつるにはあれと。尙本都は日向高千穂宮なりしかは。彦火々出見命も。晝不合尊も。なほ此宮を本大宮と。敷坐つるには。違あるまじくこそ。されは神武天皇御代に到りても。古事記に。神倭伊波禮毘古命。與其伊呂兄五瀬命二柱。座高千穂宮。而議云々。と見えたるにて。神武天皇の東征の舉ありつるまでの本都は。なほ高千穂宮なりしなり。と云れたるは。珍らしき考なり。但し瓊々杵尊の。東國までも巡幸しつるその説は。ほかにも思寄れる事もなきにはあらねど。此は尙よく考へし。さて行去は字の如く。通り過て往なり。記傳云。凡て登富流とは。此より彼に行到るを云て。雨などに衣の沾て。表より裏に徹るを。沾登富流と云類の。登富流と同言也。今俗にたゞ經て行を。某處をとほるとは違へり。○吾田は。一書に

は。吾田笠狭之御碕とあり。和名抄薩摩國阿多郷是なり。古は吾田國とも云て。此邊の廣き名なり。重胤云。此次に彼國有美人。名曰鹿葦津姫。亦名神吾田津姫。と所見たりければ。此神名は。此地に因て負坐るなるを。彼國と云しは。古に吾田國と云しにこそは有けぬ。天武天皇朱鳥元年大隅阿多隼人とあるを見に。此時未薩摩國の名は。無くして。阿多と云し狀にて。持統天皇元年に。隼人大隅阿多魁帥とある。隼人は衆の名なり。大隅と阿多とは。二國の名を並云事は。其六年に。遣沙門於大隅與阿多。可傳佛教とある。此にて著き事なり。然るに續紀大實二年に。先是征薩摩隼人。一時云々唱更國司等。今薩摩國也とありて。此時は唱更國と云しを。其紀を撰まる頃に至りて。漸薩摩國と云名に定りたる也。なほ白尾國柱説に。吾田國と云るは。今の薩摩の舊名にて。後に大隅阿多と並云しは。今の谿山。日置。揖宿。類娃の南邊までの地方にて。皆安閑紀の婀娜國の疆域とおもはる。武鄉此婀娜國は。備後國安那郡の事なり。南浦文集に。琉球。那霸。本是川邊郡。と書せしも。語。嗣し所ありと見え。又七島以南の海島も。其管轄に係りしにや。和名抄に。川邊郡にある鷹屋を。阿多郡に收人たるにて。古の阿多郡は。甚大なりしを知へし。東鑑建久三年に。薩摩國阿多四郎宣澄所領。谿山郡。伊作郡。日置南郷北郷と見え。又伊作莊。日置北郷兩地。日島山野河海。檢斷所務の事あり。又阿多平權守忠景。依蒙勅勸。逐電子貴海島。と見えたり。阿多と稱せしは。此等の地に住址せしか故なれば。後々までも大名をば。阿多と稱せし也けり。と云るは尤なる説なり。此吾田は。和名抄に阿多郡阿多郷有る。即其國名の起

なるへき事。云も更なり。名義次に云へし。長屋は。第四一書にもあり。此にては總名の如くなるを。第六一書に。到于吾田笠狭之御碕。遂登長屋之竹島とあり。然れば吾田は國名。長屋は其地の總名。笠狭又竹島は。各小名なる如く見ゆめり。竹島の事は第六一書下に云り。國柱云。長屋は今の長永山と云是なり。この山は。河邊郡加世田郷大浦村にて。長延たる高山なるか。加世田の御碕に横り。辰巳の方は。類娃の枚聞嶽ヒラキと見え。故あるへき地勢なり。武鄉云。地理參考と云書にも。大浦村長屋山當郷。武田。津貫。小湊の三村に係りて。東西三里餘。南北四里餘にて。加世田郷の中央なり。往古は西野間嶽。南久志。東山田。北は宮原村。鷹野神社のあたりまで。支山連接せしを。漸々開拓して。陸田或は。人家となり。其餘も多野間嶽にして。半腹以上の山林也。土人長永山と云へり。さてこの長永。舊は長屋を長江と説り。やかて長永とも書なし。今は字音に轉り呼ことくなりしならん。この長永山は。笠狭の碕に横り。同所なるをもて。長屋の笠狭とは稱しこと。猶襲之高千穂之峯などの例に同じ。笠狭は。一書又記に。笠狭之御碕とあり。河邊郡加世田郷有る是なり。其加世田と云村は。即笠狭より轉りし名にて。又碕とあれば。加世田の地なから。その極の海邊までも。臨觀し玉ふを云なるへし。書紀に。皇孫後遊幸海濱見美人。又曰。其於秀起浪穂之上。起八尋殿云々なども。海邊に係りしなり。其地に接きて。宮崎と云處もあり。武鄉云。口訣に笠狭之碕宮崎也と見ゆ。京之原と云處もあり。さて其邊に野間權現と云社あり。木花開耶姫。邇々藝尊。彦火々出見尊。火明命を祭る。又三柱の皇子。御誕生の跡ありて。三皇子を祭りて。竹屋明神と云と云り。とあり。○其地有一人。一書には國主とあり。○事勝國勝長狹。平田翁云。名意。事勝國勝は字の如く。事に勝れ國に勝れて。威勢ある由の美稱なるへし。と云り。長狹は未詳。



こゝに神といはぬは。自ら號する所なればなり。第四一書に。事勝國勝神者。伊弉諾尊之子也。亦名鹽土老翁ツチノヲヂとあり。此鹽土老翁と申は。記傳には。一柱の神名には非ず。凡て物をよく知識る人を云稱なり。と云れたれと志からず。名義をも其よしに解られたれと信かたし。重胤云。橿原御禊の段に。生坐る底筒男。中筒男。表筒男。三神を。一神と爲たる御名なり。と云り。まことにさる説と通えたり。其説は。第四一書の下に。委く云るを見よ。○國在耶以不は。一書に國在耶。即右に禿國と有に應ふる所なり。此に國在や否らざるやと。問給へるは。此まで經て御坐しける國は。脣肉の空虚地にして。大宮を敷せ坐へきに非りければ。事勝國勝命の。來會給へりし任に。問試みさせ玉へるにて。倭姬命世記に。倭姬命の。大若子命問給久。吉宮所ヨキミヤコロ在哉。白久。佐古久志呂宇遲之五十鈴河上爾。吉御宮所在。白支。云々と有と。語勢の相類たる所なり。○此焉有國は。即大宮處定させ玉ふへき地有り。御對を奉らせ玉へるにて。此吾田長屋笠狹之崎に。啓行ミチき奉りて。述る言と所見たり。○遊之は。重胤云。ミタセと訓る。海宮遊行章第二一書に言ミタセ來。意と訓み。天武天皇元年に。不能ミタセ進行と訓たり。此等を合せ見る時は。美多須は。御到良須と云意の。古言なる者なり。其事勝國勝長狹神の。主領る此吾田國に。御意の隨に到らせ御坐へしと。申せるにて。即其國を奉らせ玉へるなり。第二一書に。是有國也。取捨隨勅。第四一書に。隨勅奉矣。第六一書に。對曰。是長狹所住之國也。然今乃奉上天孫矣。とある是なり。○就而留住。一書に。皇孫因立宮殿。是焉遊息。また故天孫留住彼處。とあり。記云。於是詔ノリ之。此

地者向ヘリ韓國ニヤ。眞マコト來通キタトホリ笠狹之御前ニ。而。朝日之直刺國。夕日之日照國也。故此地甚吉地詔而。於底津石根。宮柱布斗斯理。於高天原。氷椽多迦斯理而坐也。とあり。こゝも如此さまに。嚴重に記すべき事なるを。たゞ就而留住など。こゝもなく記されたるは。まことは一時皇后と。住給へるまでの。大宮なるにはにもあるへし。この事は。六人部氏の説ありて。既に云り。さて此大宮の舊跡は。名勝考云。川邊郡竹屋郷。和名抄。竹屋郷。屋に作る所謂笠狹宮の舊跡なり。竹屋大明神を距ること。午方一二里許に。山田村の界とす。地志略曰。竹屋郷古跡は。絶頂二畦許の地有て。上古柱口の石三。小石多くあり。山田郷にて。竹か尾と唱ふ。是を王子大明神と申すと云云。今按に。尾とは丘の事にて。猶竹屋の岡といへるにひとし。今見るに。一の山岡にて。其巔濶二畦許。平地有て。竹屋大明神の宮蹤と云り。この竹が尾は。蓋無戸室を營られし墟なるへし。さて竹屋郷といへるは。此尾の麓の。裳鋪野と稱る地にて。是笠狹宮の皇居の地ならむ。このもしきのは。竹か尾より。亥方十町許にて。平々たる廣所なり。里人上舞敷野。下舞敷野といふ。舞敷は。裳敷の訛なるへし。上古神降ありし時。神人等か宅地の跡と云處もあり。此より丑寅に丁り。鳥居口と云鳥の字あり。竹屋神社ありし時の。鳥居跡なり。又竹か尾の山下。五六十間許に。竹林ありて。是皇子の臍帶を截りし竹刀を。棄し竹林の遺跡なり。武郡此事は一書の下に云。そもこゝ此地は皇孫瓊々杵命。笠狹御崎に戻しましし時。宮柱太知立て。御座ましける。皇居の墟なるへし。今にも宮里。宮處。京の峯などいふは。其遺稱を存せるならむ。能因歌。此にかさ野とあるは。この事にて。印本にかさ。と誤れり。と云り。

時彼國有美人。名曰鹿葦津姬。亦名神吾田津姬。亦名木花開耶姬。皇孫問此美人曰。汝誰之女子耶。對曰。妾是天神娶大山祇神所生兒也。皇孫因而幸之。即一夜而有娠。皇孫未之信。曰。雖復天神。何能一夜之間。令人有娠乎。汝所娠者。必非我子歟。故鹿葦津姬忿恨。乃作無戶室。入居其內。而誓之曰。妾所娠。若非天孫之胤。必當蠱滅。如實天孫之胤。火不能害。即放火燒室。始起煙。末生出之兒。號火關降命。是隼人等始祖也。火關降。此云三夜能須素。次避熱而居。生出之兒。號彥火々出見尊。次生出之兒。號火明命。是尾張連等始祖也。凡三子矣。

時彼國有美人云々。記に於笠狹御前遇麗美人一とあり。本に美人をヲトメとのみ訓たれど。私記によりて。カホヨキヲトメとよむへし。記傳云。麗を加本余伎と訓は。萬葉十四に可抱與吉と見え。紀に麗。美麗。艷妙。容姿麗美など。みな然訓り。楮山蔭に。此の文を論ひて。かくのみにては。事ゆくりなし。いかなるをりに。問給ふとかせむ。一書に。後遊幸海濱。見一美人。皇孫問曰。とある

様にそ有へき。と云へり。重胤も。此は此國に留住せ御座て後の御事なる由なり。第二一書にも。皇孫因立宮殿。是焉遊息。後遊幸海濱。見一美人。とある此海濱は。記に笠沙御前と有て。別に遊幸の御事御坐る。其時なり。然るに第六一書にては。到于吾田笠狹之御倚。遂登長屋之竹島。乃巡覽其地云々。天孫因問之曰。此誰國歟。云々。天孫又問曰。其於秀起浪穗之上。起八尋殿云々。少號木花開耶姬云々。と有り。此に又問曰と有は。先に宮處を覓に御坐々て。事勝國勝神に。此誰國歟と。問はせ玉へる因に。在し御事にて。別事には非る故に。又字を置れたるにて。其二女の御事を答奉られしは。即其神の言にて。他傳々の趣とは異也と雖。此そ信に然も有けむと所思ゆるなり。然して其長屋之竹島と云は。白尾國柱八田知紀。共に云。今野間嶽と云る是なり。土俗今に傳へて。笠沙嶽とも云り。然る時は。記に於笠沙御前。遇麗美人一と有も。其時の御事なりけんを。事の別なるか故に。更に又後に出せる者と所見たり。若て笠沙嶽を。竹島と云は。彼竹刀の事に依て。高屋と云名の出来たるを。其名の弘かりて。山をも竹島と云るにて。彼海中ならぬにも。霧島など云か如く。一區の地を局りて。島とは云るなり。但孝德天皇白雉四年に。藤原之曲。竹島之門。と有などは別なり。其竹島は。通證に在。藤原之西。別島也。距薩州一百里。與硫黃島相去十八里。とある是なり。思混ふる事勿れ。右の門字。釋には問と作。と云り。尙竹島の事は。一書の下に云。○鹿葦津姬。御名義未思得ず。或説に。薩摩國高城郡名合志。あれは。鹿葦の轉にやと云れり。ひやかた。亦名神吾田津姬。重胤云。次々の一書共には。吾鹿田津葦姬と出て。此國名を以て。御名に負せる事。所以無らじやは。若して其御父大山祇神の當昔御所在。り。先明らかめ申さては。其意通々難か

りぬへければ。今索ぬるに。式に謂ゆる。伊豫國越智郡大山積神社。名神大是其御座所なりしなるへし。然云所以は。右に注る竹島をしも。笠沙嶽とも。野間嶽とも云るを。國柱説に。野間權現祠在野間嶽。絶頂。東宮二坐。伊弉諾尊伊弉册尊。共木像。長七寸餘。西宮五坐。瓊々杵尊。木花開耶姬命。火々出見尊。火闌降命。火明命。並木像。と有て。瓊々杵命を主神と祀て。齋奉れる状なるに合せて。式伊與國野間郡野間神社。名神大御坐すを。三代實錄に。貞觀八年壬三月七日。元慶五年十二月二十八日條。野間天皇神とみえたる。天皇と申す尊號はしも。此瓊々杵尊に始て。稱奉り初たる御事にし有ければ。是を右に所謂野間權現と。御同體には御座なるへき。然して和名抄に。濃滿郡英多と云あり。吾田鹿葦津姬命。又は神吾田津姬命と申す吾田と。其唱一なる事。奇しきまてそ克合りける。右に擧たる第二一書。及記を見るに。御父大山祇神も。其吾田國の近傍に。御座し状なりけれども。斯る甚しき皇神等の御上にては。千里五百里の隔は。隣るか如く。又其往來も。甚容易き御有状なりければ。何かは人の上を以。比らへ奉らむ。然るを國柱説に。阿多郡に。稱三山神の叢祠。凡三四所。並に祭大山祇神。善此阿多の地は。命の領邑にして。至是て。始て職方と成れるにや。と云れど。吾田の事は。事勝國勝神の國主と爲て。主領れし地なるにこそ有けれ。大山祇神に係て。領邑など云へきに非れば。其神吾田津姬命の。御父神に坐を以て。後に其御靈を祀れるもにて。此地を以。大山祇神の所居と申さむ事は。典故に暗き論なるにこそ。又記傳には。大山津見神之女云々と云は。何地にまれ。此神の鎮坐社の御靈の。現壯士と化て。婦人に婚ひて。生玉へる御女なるへし。と云れたるも心得ず。若然らば。其女神の僕不<sub>レ</sub>得白。僕父大山津見神將<sub>レ</sub>白とあり。又は故乞<sub>レ</sub>遺其父云々とをも。其御靈をして。答奉らしめ。又乞求めしめ玉ふ事

とれは。其時々。現形し給ふ如く見えて。如何なり。と云り。此事は平田翁も既に云おかれたりき。 ○木花開耶姬。本に木花の下之字あり。永享本になし。今はそれに從りて削つ。此姫神の御姉を。磐長姫と申す。天神御子の大神壽を。試奉らせ給へらむ爲に。一は磐石に比へ。一は木花に寄せて。御誓言を奉らせ玉へるか。即其御名に定らせ玉へる也。偕木花と云は。何木に在れ。咲く花を云事なる中に。倭姫命世記朝熊神社條に。櫻大刀自神。花木坐。若虫神石坐とある。花木の正しく櫻なるへき證は。御鎮坐傳記に。櫻大刀子神二座。靈華木坐也。大八洲櫻樹始。從天上降居也。と有にて灼然くなん有ける。偕古より櫻を。花木と云しにこそ。開耶は。記に如木花之榮々坐とある。榮と言の相通ふ是なり。花に咲と云も。其榮ゆる義なれば。事は一になん歸へかりける。但記傳十六に。佐久夜は。開光映の伎波を切めて。加なるを通はして。久と云なり。かくて萬の木花中に。櫻そすくれて美き故に。殊に開光映てふ名を負て。佐久良とは云り。夜と良は横に通音なり。偕彌々後には。唯花と云へは。專櫻の事と成れり。其も自然上代の意に叶へり。と云り。かくて此神は。專木の精靈に坐て。亦櫻大刀自神とも申せは。此木花は。櫻を云る事もとより也。此事第一一書の下に委く云。○妾。ヤッコと訓り。此を始として。一書共に。此女神の申玉へるには。妾をも吾をも。然訓ること常也。安康紀に。皇女等對曰。云々今妾等顔色不<sub>レ</sub>秀。など有て。謙遜の御言なり。同言ながら武烈天皇八年に。官<sub>ツ</sub>カサ<sub>ツ</sub>。神。孝德天皇大化二年に。事<sub>ツ</sub>マ<sub>ツ</sub>。と有るは。所謂奴婢なるか故に。女之奴と云也。又萬葉十六に。痛<sub>ツ</sub>メ<sub>ツ</sub>。女<sub>ツ</sub>メ<sub>ツ</sub>。と有は。人を卑め下して云るにて。是は奴ならぬ者を。置れるなるへし。然るを。和名抄に。神和名夜可古。女之卑稱也。と打任せて云るは。右の謙遜の言に依て。不意く書されつるなるへし。女之奴と云。女奴と云すては。正しき婢の稱には當らざるへくこそ。方丈記に。人を頼めは。身他の奴と爲り云々と有か如く。人の下に屬する是なり。

されど。夜都古と云る言の本は。親しみ睦ふ義なること。既に云るが如し。○天神娶大山祇神所生兒也。此文誤あり。平田翁か藏る校本に。天神娶の三字无きは。いと宜し。一書また記の傳ともにも。符へれはなり。されど此校本も。其出處を言ざれば。みたり改めかたし。又按に胡適集と云書に。此文を引るには。妾は天神娶大山祇神女所生兒也。とあり。文意はよく聞えたれど。いかとあらむ。○一夜而有娠云々。重胤云。第二一書には。是後神吾田鹿葦津姫。見皇孫曰。云々と有て。記の趣に同じかるを。第五一書には。其御子を生坐し後に。皇御孫尊の疑はせ玉ひ。此に就て無戸室を作りて。其室中に入り。火を放て焼せ玉へる状態れど。甚く異なり。其一夜の間に。娠ませる由を以て。疑はれも爲つへし。其生坐る後に至るまで。其御事を申させ給はずして。疑を受奉らむ事は。有へくも非りける者なるをや。借記に。故後木花之佐久夜毘賣。參出白。妾妊身云々。是非我子。必國神之子。ナラム爾答白。吾妊之子。若固國神之子者。云々と所見たり。此御疑に。必國神之子と有に就て。思寄らくは。播磨風土記に。宍禾郡雲筒里。大神之妻許乃波奈佐久夜比賣命。其形美麗。故曰宇留加と有る。大神とは。伊和大神を略云るにて。即大己貴神の御事也。さては先に。大己貴神の妻にて御在坐けるか。再嫁かせ玉へる者の如くも見ゆるを。猶思ふに。大己貴神より。天神御子に奉らせ玉ふへく。其御許に養し奉らせ玉へりし御事などの。御座けんを。妻とは傳はれるなるへきか。然てまた。此時生坐る御子等は。火闌降命。彦火々出見尊。合せて二柱神にて御座り。然るに此に火明命あるは衍なり。一書ともを合せて思ふに。焰初起時。生火酢芹命。ホホホ一書と。初火燄明時生火明

命。第三一書とは。一時なり。此に依て。火酢芹命火明命の。一なる事を知へく。次に火盛時生火明命。第二一書と。火炎盛時生火進命。第三一書とは同事也。此を以て。火明命火進命。同神なる事を明らむる時は。火明命は。火闌降命の亦名にて。尾張連の祖天火明命とは。本より別神なる事を知へし。また第五一書にては。御子等四柱なるか如くなれども。此も二柱の傳なるを。其亦名を以。後に別神の如く誤れる事。殊に著明き者也かし。第六一書。第八一書の二傳を。實に混れなき古説とは見えたりける。記に火照命に。此者隼人阿多君之祖。と見えて。火須勢理命に。其裔孫を云はさるは。亦名より二柱と混たるにて。此には火闌降命を。是隼人等始祖也と有り。海宮遊行章に。其火闌降命即吾田君小橋等之本祖也。と有に照し合する時は。火闌降命に。火明命火照命と申す。二の亦名御坐にて。此に鹿葦津姫命の。生奉らせ玉へるは。二柱のみそおはしましける。此のことなほ下に云へし。○未之信。重胤云。此は第五一書に。天孫曰。心之疑矣。故嘲之。第六一書に。皇孫疑之。など有て。此を偽ならむと所思せるも。實に非しと詔へるも。其に怪しませ給ふ御心御坐か故に。纂疏に。皇孫未信者。世間常情。又欲發神異故也。と注させ玉へる。其世間常情と云は。雄略天皇元年に。天皇與一夜而娠。遂生女子。天皇疑不養。とある類を斥て宣ひ。欲發神異とは。此の無戸室に火を放ちて。生給へる事を。第五一書には。其生坐し後に。天孫見其子等。嘲之曰。妍哉吾皇子者。聞喜而生之歎。と有る。此御嘲に依て。女神の慍らせ玉ひ。其御母子共に室に入御坐て。火を放たせ玉ひけるに。事なく

て出させ御坐ければ。其御報に。我知本是吾兒。但一夜而有身。慮有疑者。欲使眾人皆知。是吾兒。并亦天神能令一夜有娠。亦欲明下。汝有靈異之威。子等復有。超倫之氣。故有前日之嘲辭也。とある。此御事に就ての御説なるへきに。實に然こそは有つらめ。但素戔嗚尊昇天の御事御坐ける其始。日神の疑せ坐けるを。其男御子を生奉らせ玉へるに及びて。故日神方知。素戔嗚尊固無惡心。と。瑞珠盟約章第一一書に所見たり。此御意味なりしにこそ。と云れたり。さらは未之信は。故につれなしくりて。さるさまに見せ給へるを。鹿葦津姫の心になりて。記せるものとすへし。○雖復天神。第二第五一書には。雖復天神之子と有て。此は瓊々杵尊の。己尊の御事を詔へるなるが。凡ては皇祖天神の御上にては。御兒神等を生奉らせ玉ふには。夫婦相嫁繼せ御坐て。御子を生成玉ふのみに坐すして。奇異の御所爲を以て。産靈ひ成出させ玉ふ御事には御坐せとも。此は唯一夜假初に與はしとのみにて。娠ませるを。信じからずと不審しみ所思して。先天神の御上を。詔ひ出させ玉へるなり。と云り。復字は少しいかなるやうなれども。此は國神はさらなり。復天神と雖云々。國神に對へて。復と云る義なるへし。○一夜之間の訓。ヒトヨノカラニ。古言なり。萬葉九に。三歳之間爾とあり。私記には。字のまに比止。與乃安比太爾。とよめり。記云。爾詔。佐久夜毘賣一宿哉。娠。是非我子。必國神之子云々。雄略紀に。天皇疑云々。朕與一宵而娠。産女殊常云々。と云事あり。○汝所娠。本に娠字懷に作る。丹鶴本中臣本に依て改む。但丹鶴本に懷とあり。此處の前後。いつれも娠字を書ければなり。○無戸室。和名抄に。日本紀云。無戸室。和名宇豆無呂とあり。虛室の義なり。無戸

と書るは。字の如く出入する戸口のなき室なり。記には。作無戸八尋殿。入其殿内。以土塗塞。これによらは。全室の義にて。平田翁云。宇豆は全拔。全剝の全に同じ。以土塗塞とある如く。俗に丸で塗塞して作りたる室と云意なり。と云る説もあり。記傳云。無戸とは。土以て塗塞きたる上を以て云なるへし。紀には何れの傳に。此は見えず。たゞ無戸室のみあり。これ無戸室といへば。必塗塞きたる室にて。初より出入へき口の。ひたふるに無くて。今世に牟呂と云ものともなるへし。故に塗れることをは。殊に云はざる成へし。有るまじければなり。とあり。又玉勝間云。天武卷に。御窟殿また御窟院などあるも。塗籠たる殿なるへし。總てむろといふは。唯舎と云とは異にして。家内にて。奥方に在て。籠りかなる屋にて。古へは土を以てつきて。寐る處なり。とも云れたり。さてかく。塗塞を給ふ故は。火を避て。外へ通出へき。由なかるへし。搦へたるなり。と記傳に云れたり。○誓之曰。誓の事は上卷に云り。記云。答曰吾妊之子。若國神之子者。産不幸。若天神之御子者。即幸。作無戸八尋殿。入其殿内。と誓の事前にあり。平田翁云。紀に此誓を無戸室に入たる上の事としたる傳は。道理に叶はずとあり。○放火燒室は。記には方産時。以火著其殿。而産也。と見えたり。文の續に依て考るに。御子産生むと爲る際に當りて。其無戸室の内に入せ給ひ。埴土を以て塗塞き。薪を充て。内より火を著て。焼せ玉へるなり。但此は鹿葦津姫命。一夜の間に孕坐し故に。疑はれ奉られしを以。神祇に請して。誓給ひ。其正實を知られ奉らんとて。如此爲させ給へるにて。應神天皇九年に。武内宿禰と。甘美内宿禰に請て。探湯せし事。繼體天皇二十四年。日本人與任那人。頻以兒息。諍訟難決。誓湯など有か如く。誓を爲して。事の虚實を定むる事。上古の風儀なる者なり。○始

起烟末は。始オコ氏起流烟末與理と訓む事には在れども。其にては。其烟の中より。化出させ玉へる如聞えて。聊如何なり。第二一書には。焰ホ初起時共生兒云々。第三一書には。初ホ火焰明時生兒云々。第五一書には。其火初明時云々ある方まされり。○火闌降命。名義。須素里は進む義なり。次に云。諸右に云る如く。次に火明命。記に火照命と有なとも。此神亦御名也。偕此御名。第二第三第六一書には。火酢芹命と作れたる。此は記に火須勢理命。姓氏録に富須洗利命。と有と同一訓へし。第三第五一書には。火進命と作れたる。其は褒須々美と訓へきなり。姓氏録には。富乃須佐利命とも有なり。右の如く有る事なれども。共に進スの言也けり。此御子の生坐事を。第二に焰初起時とあり。第三に火炎盛時。第五にも火盛時。記にも其火盛焼時と有て。焰の初起れるは。火の進むなり。火の盛に焼るは。火の進み極れるなり。何れに取ても。其進スも義に於て。異ならざるなり。偕古には褒能とも。又能を略きて。褒とも云けるなれば。能字を加へも略きもして。申習へる也けり。火は。右に放シ火燒室とある火是なり。なほ記傳に。須素里。須勢理。須佐里。皆同言にて。進と同意なり。萬葉十七越國立山長歌に。之良久母能チヘ知邊乎於之和氣。安麻曾々理。多可吉多知夜麻とある。安麻曾々理も。此山の甚高くして。天に進み登る状なるを思合すへし。俗に人の心の。浮立進むを。そらると云もおなじと云り。然るを。書紀に此御名を。火闌降とも書れたる文字は。撰者の誤にそ有ける。と云れしは誤なり。火進は正字。火闌降は。火酢芹と書れたるも同じ事にて。借訓の字なりければ。此字義に就て云説は。中々なる誤なり。靈異記に。

彌を取曾ツと有は。會意の字なるを以て。闌を須素に借用られたるへく。降を里と訓は。於里の略訓也ければ。此火闌降の字義を求めて。云へきに非るなり。○隼人等始祖也。重胤云。此に所謂隼人等の等字は。大隅薩摩兩國の隼人を始として。五畿内及近江丹波紀伊等の。諸國に在る隼人までを。併せられたる者なり。記傳に。隼人は波夜毘登と訓へし。和名抄にも。隼人司波夜比止乃豆加佐とあり。隼人と云ものは。今の大隅薩摩の人にて。其國人は。絶れて敏捷ハヤく猛勇ムサシき故に。此名あるなり。枕詞  
抄云。日向大隅薩摩の國の俗。皆隼人なり。其猛烈事。年の如し。風土記にみゆ。とあり。景行仲哀の御世のころ。熊曾と云し者も是にて。即其國を熊曾國と云き。又其を隼人國と云るは。續紀二に。大寶二年。先是征薩摩隼人一時云々。唱更ハヤヒト國司等今薩摩國也言云々とある。唱更これ隼人なり。拾芥抄改名所々部に。薩摩國元唱更とあり。職員令隼人司。義解に。隼人者分番上下。一年爲限云々。とある意を以て。其唱更とは書たりしなり。今薩摩國也とは。續紀撰ばれし時の注なり。萬葉三に。隼人乃薩摩乃迫門。六に隼人乃湍門。など云るも國名なり。其を薩摩國とは。後に改められたるなり。さて隼人とは。今の大隅薩摩二國の人を云る中にも。隼人國と云しは。今の薩摩國の域なるへし。大隅は和銅六年に。日向より分れたる國なればなり。さて國名の薩摩と改まりしは。大寶より靈龜までの間なるへし。其故は。右に引る大寶元年の紀には。唱更國とありて。養老元年の紀に。始めて大隅薩摩二國隼人とある。此薩摩は既に國名なればなり。取と云れしは。甚委しき考也。但右に謂つる熊曾は。大隅隼人にて。續紀に出れる。曾乃君是なり。次なる薩摩隼人は。阿多隼人にて。其統二に支れたりし者とみゆめり。其相並へ云説は。天武天皇白鳳十一年に。隼人多來貢

方物。是日大隅隼人。與阿多隼人相撲。見え。其朱鳥元年天皇崩御所に。大隅阿多隼人云々。各誅之と有る。此を大隅之の如く訓は非也。大隅與阿多隼人と云義なる事。上下に照應せて心得へし。隼人司式に。凡大衣者。擇譜第内。置左右各一人。大隅爲左。阿多爲右。教道隼人とある。大衣は。大兄と云事にて。畿内及近國の中より。左右各一人の長に。補されたるを云。次に云を見合すへし。倍其阿多隼人と云は。右に引る大寶二年に所見たる。薩摩隼人はなり。天平寶字八年に。大隅薩摩等隼人相替。と有を以。其然る所以を思定むへし。但右の式文を引て。記傳十七に。大隅阿多とは。其國の人を云には非ず。先祖の出たる地を以て云ふ。と云れたり。其大隅隼人は。姓氏錄大和に。大角隼人出自火關降命之後也とあり。景行紀なる熊襲梟帥。又川上梟帥と云る是なり。熊襲と云は。古へ襲國へ住へりしを以。云稱にて。大隅國郷名也。川上と云は。襲山考に。正長二年十月二日。伊季者。記上小川里山野境云。西境隼人城。乾隅境弟子丸名之類。皆足以證其當時焉。上小川里。舊名會小川。而所謂梟帥居其川上。故曰川上梟帥。其云會小。則會於訛。後分上下。今爲村名。隸國分郷とある是也。然れとも。其に大隅隼人にて。二派有に非るか故に。通して唯に熊襲とは云し也けり。然して其地の長と爲て。代々居住へりしかは。此を以て。君の姓は賜はせたりけらし。天武天皇十四年。大隅直賜姓曰忌寸と見えたるに。續紀に。天平元年云々。加志君云々。同十二年隼人贈於君。又會乃君。ともあり。翌十三年に。前公平佐云々。前公は前會乃公なるへし。天平勝寶元年に。會乃縣主云々。神護景雲三年に。大住直倭上。大住忌寸三行。云々など見えて。會乃公。會縣主は。和名抄

に大隅國贈於郡是なり。大住直。大住忌寸等は。同抄大隅郡大隅郷是なり。其始羅郡少領なる加志君は。同抄に。始羅郡鹿屋郷有は。恐らくは至を屋に誤れるにて。鹿至郷と云つらむかし。白尾國柱説に。止上六所大權現。在贈於郡贈於郡皇久。村志宜理社と云。奉祀彥火々出見尊。豐玉姬命。左瓊々杵尊。木花開耶姬命。右葺不合尊。玉依姬命。社傳云。止上神社は。景行天皇熊襲を討給ひし時。神の稜威を願玉ひし故に。御勸請なり。往古は當社より。東の尾群山の頂に在しを。數百歳の昔。今の處に遷宮すと云ふ云々。正月十四日に。初獵の獲物。野猪肉鹿肉を。三十六本の串に貫き。地に挿立て。牲とし祭る。隼人を誅せし時の故事を傳習すと云ふ。又大隅神社。三の社とも云。本社の島居に在。奉祀火關降命。土人大隅の地主神と稱すと云り。襲山考に。其隣郷國分亦有隼人城遺墟。在於要險所。蓋火關降命以來。神胤隼人所世居也と云るは。實に然る事なる可にこそ。されは上に注る如く。大隅國造は。大隅隼人なりしからに。國造に任され奉り。者なるか故に。右の如く。若又は直。又は忌寸。又縣主などの。姓を玉はりし者なるか。火關降命を。大隅の地主神と申し。或は郡加紫久利神社あり。和名抄に。同郡借家郷有は。借家にては非るか。又高城郡合志郷と云有も。加志と訓むにては非るか。薩摩隼人は。右に注る如く。阿多隼人はなり。其阿多隼人の流。國中に蕃息り住へるから。古く更國と云名は有しなめり。續紀天平元年大隅隼人等貢調物と有は。兩國のなるへさに。加志君の次に。外從七位上佐須岐君夜摩等。久々賣。並授外從五位下云々。佐須岐は。和名抄郷名に。薩摩國鹿島郡在次とある。此地の君なるへし。東大寺文書薩摩國天平十八年正稅帳に。薩摩君福志麻呂云々。又續紀天平寶字八年前公の並に。薩摩君鷹白云々とあり。薩摩公と云は。和名抄に薩摩郡有る。此地の君たるへ

きに。右に引る記傳に。大寶より靈龜までの間に。既に國名と成れは。其一國に亘るなるへき事云も更也。國造本紀に。薩摩國造。經向日代朝。伐薩摩隼人等。鎮之。仁德朝代。曰佐改爲直。とある。其裔なるには。違有ましき也。然れば古に吾田君と云しは。所謂阿多隼人の事也けるを。大寶二年に。薩摩隼人と書れたる。其頃より摩薩君の姓を玉ひけんより。本國には無なりて。京畿に在は。已く別れたりしからに。後まで阿多隼人にて。遺れるなるへし。神代以來。其國の古名をば。吾田國と云し故に。其國の隼人をは。阿多隼人と云けるを。其隼人の本國なるを以て。唱更國と云けるか。後に薩摩國と改りし故に。薩摩隼人とは云事と成るにそ有へき。偕姓氏錄に。右阿多御手犬養云々。山城阿多隼人云々と見えたるに。續後紀承和三年。山城國人右大衣。阿多隼人逆足。賜姓阿多忌寸。とあるは。續紀に。大住忌寸と云姓有に。並へさせ玉へる成へし。又國津日下部。阿多御手犬養云々。此等は何れも。薩摩隼人の部なる者なりと云れたり。其外にも。大ニ見首富須洗利命之後也。和坂合部。火關降命七世孫。夜麻等古命之後也。とあり。此等を引て。記傳に。此等皆隼人の國より上りて。皇朝に仕奉れるか。子孫の京畿に遺り住るなり。と云れたるか如し。但隼人司式には。五畿内と有れども。姓氏錄には。河内國なるは見えず。さて隼人の朝廷に仕奉る職掌は。一書に。火酢芹命。苗裔諸隼人等。至今不離天皇宮牆之傍。代吠狗而奉事者也。とある處に委く云へし。さて記に。火照命。此者隼人阿多君之祖。とあり。火照命は。火關降命の一名にて。隼人阿多君とは。阿多君は隼人なれば。隼人と云る

なり。さて火照命は。廣く隼人の祖と聞えたるに。分て阿多君祖としも云るは。隼人の諸姓の中に。殊にあらはれたる氏にこそ有けめ。と記傳にいはれたり。故此にはひろく。隼人等始祖也。と云る也けり。○褒能須素里。此訓注の能字。記傳に。後の訛訓に耳なれたる人の。さかしらに加へたるなるへし。又姓氏錄にも。富乃須佐利とあれど。是もいか。同書の二見首條に。富須洗利命とあるを正しかりける。とあり。されと頗に訛とも定めかたし。○避熱而居。熱字ホトホリと訓り。第三一書には。避火炎一時とある。火炎をは。ホムラと訓るを。私記に保乃保と有り。第五一書には。火折尊と。彦火々出見尊を。別神と爲て。一には火炎衰時。一には避火熱時と有は。其言の同義なるよりの混れなり。火熱とは。今も云事にて。物に火氣の有無を云とて。火熱の有無と云る是なり。熱はとり。又手足のほとの盛に燒徹るを。ほとほりと云しなり。熱田皇大神鎮坐記に。後號此燧。天火徹と見えたるも。火を打出るは。即火の物に通徹る由の名なり。照徹又は蒸徹など云る類是なり。若て避と云は。火の盛に燃過て。火炎の衰れる時。と云事にて。此火中を避て。他に移らせ給へるには非ず。火鎮時なるなり。○彦火々出見尊。記に天津日高日子穗々手見命とあり。記傳云。此御名は。天津日嗣所知看ての御稱名にて。火によれる事にあらず。故記に。火照。火須勢理。火遠理と。火に因れる御名には。皆火字を書るに。同むつきにて。此御名のみは。穗字を書て別たるを以ても知へし。但し書紀には。或は彦火々出見尊とありて。火折は。火々出見と申す方を。火明など並へて。火の義に取れる傳なり。されと其はもと混つる物にて。正しからず。穗々は。稻穗にて。即字の如く重ね云るか。又大穗にても



あるへし。手は根に通ひ。見は耳と同くて。亦美稱なり。又宇麻志麻遲を。書紀には可美真手とあれは。手と遲と通ふにもあるへし。其も同く美稱なり。とあり。武野云。稻の甚く生茂れるを。今も俗に穠に穂か咲くなると云れば。此御名も穂々出の義にもあるへし。さて見は美稱なり。かくて此尊の。此時火に依て負給へる御名は。火折尊と白す。第二一書に彦火々出見尊。亦號火折尊。第三一書には。火折彦火々出見尊とあり。とあるにて知へし。○火明命は。上に注るか如く。火闌降命の亦御名なるが。尾張連の祖なる天火明命と混ひて。此に出たるは。大なる誤なり。天火明命の事は。第六一書の下に云ふ。 偕此火明命と申す火明は。本阿加理と訓へし。右の第三一書。火焰明時。第五一書に火初明時など有る。即其意の御名也。又記に火照命と申すは。記傳に。火照は初に火の燃起りて。照明れる時に。生坐る故の御名なり。と云れたるか如し。○尾張連。右に云る如く。尾張連等始祖。とあるも。忍穗耳尊の御子の。天火明命と混たる傳なり。されは此氏の事は。一書の下に云。○凡三子。此御子生の事は。上にも云る如く。第六一書に。生火酸芹命。次生火折尊。亦號彦火々出見尊。第八一書に。木華開耶姫爲妃而。生兒號火酢芹命。次彦火々出見尊。とある二の傳。いと正しく。其餘は今此本書。又記を始として。みな誤なり。されはこゝに。三子とあるは。まことは二子なり。又第五一書に。四子とせるなどは。甚しき紛の傳なり。壘囊抄に。日向國風土記云。皇祖哀能忍着命。日向國贈於郡茅穗穗生峯に。天降り坐て。是薩摩國。關馱郡竹屋にうつり給ひて。土人竹屋守女をめして。其腹に二人の男子をまうけ給ひける時に。かの所の竹を。刀に作り。臍の緒を切玉へりけり。と云り。此傳御子二人生坐るよしにて。正

しき傳の殘たるものなり。

久之。天津彦々火瓊々杵尊崩。因葬筑紫日向可愛。此山陵。

久之は。通證の一説に。久之者。治安積年。不知曆數。太古文法也。と云る如く。其曆數の知られざる義にもあるへし。○崩。重胤云。神上理坐須と訓る。古語に天皇の御事を。現人神と申奉り。正身は人にて坐せとも。其皇祖天神の御許より。世に現出させ御坐て。天下を統御め玉ふ。大御神にて坐々か故に。其崩坐す御事を。神上理坐須と申して。實に天上に上らせ坐て。其報命爲させ玉ふ由有を以なり。其最著明きは。萬葉二日並皇子尊殞宮之時歌に。天地之初時之云々。天雲之。八重播別而。神下座奉之。高照日之皇子波。と有は。此の瓊々杵尊の。天降らせ玉へる御事に合せて。其皇子の生出させ坐ける御事を。詠る者也。然して。其崩坐し御事を云むとて。天皇之。敷坐國等。天原石門乎開。神上々座奴。一云。神登。座爾之可婆。と有は。其御靈の天上へ還上らせ御坐を申也。其生坐すを。神下座奉之と云て。皇祖天神に係け。其崩御すを。神上々座奴とも。神登云々と云て。皇祖天神の御許に。上坐す由に云るは。古傳に依て。死生の事を云貫れたる者になん有ける。借景行紀に。日本武尊化二白鳥。從陵出之云々。記にも。亦自其地更翔天以飛行。と有て。此は白鳥の狀に化て。正しく天に翔上らせ玉へるなり。又高橋氏文に。不思保佐々流外に。卒上太利止聞食迷之と見え。盧川御魂毛

聞<sup>キ</sup>太<sup>タ</sup>戸<sup>ト</sup>止<sup>ト</sup>云<sup>ク</sup>々<sup>々</sup>。と有<sup>ハ</sup>は。天上<sup>ソラ</sup>に昇<sup>ノ</sup>るには。虚<sup>ソラ</sup>より爲<sup>ス</sup>る者なる故<sup>ニ</sup>に。然<sup>シテ</sup>令<sup>シ</sup>宣<sup>フ</sup>玉<sup>ヲ</sup>へりし也。又<sup>モ</sup>鎮<sup>シ</sup>魂<sup>ノ</sup>歌<sup>ニ</sup>に。御<sup>ミ</sup>靈<sup>カ</sup>上<sup>リ</sup>。靈<sup>カ</sup>上<sup>リ</sup>罷<sup>マ</sup>坐<sup>リ</sup>し神<sup>ハ</sup>は。今<sup>コ</sup>そ來<sup>キ</sup>坐<sup>ス</sup>る。云<sup>ク</sup>々<sup>々</sup>とある。ミタマガリタマガリと云<sup>ハ</sup>は。死<sup>ス</sup>る事<sup>ヲ</sup>を云<sup>フ</sup>に。此<sup>レ</sup>は天神<sup>ノ</sup>本<sup>ノ</sup>紀<sup>ニ</sup>に謂<sup>フ</sup>ゆる。由<sup>ユ</sup>良<sup>ク</sup>々<sup>々</sup>止<sup>ム</sup>布<sup>ツ</sup>瑠<sup>ル</sup>部<sup>ヘ</sup>。如此<sup>シテ</sup>爲<sup>シ</sup>之<sup>ヲ</sup>者<sup>ハ</sup>。死<sup>ス</sup>人<sup>ノ</sup>反<sup>シ</sup>生<sup>ス</sup>矣<sup>ト</sup>。とある義<sup>ヲ</sup>を述<sup>ベ</sup>たりし者<sup>也</sup>。なほ萬<sup>ノ</sup>葉<sup>ニ</sup>一<sup>ニ</sup>。天<sup>ノ</sup>所<sup>ニ</sup>知<sup>ル</sup>流<sup>ル</sup>君<sup>ヲ</sup>。又<sup>モ</sup>高<sup>ク</sup>日<sup>ノ</sup>所<sup>ニ</sup>知<sup>ル</sup>奴<sup>ヲ</sup>。と有<sup>ハ</sup>など。御<sup>ミ</sup>靈<sup>カ</sup>の天上<sup>ソラ</sup>に昇<sup>ル</sup>らせ玉<sup>ヲ</sup>ふ事<sup>ヲ</sup>を。詠<sup>フ</sup>るなり。又<sup>モ</sup>天<sup>ノ</sup>宮<sup>ノ</sup>爾<sup>ル</sup>。神<sup>ノ</sup>隨<sup>フ</sup>神<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>座<sup>者</sup>と有<sup>ハ</sup>は。御<sup>ミ</sup>靈<sup>カ</sup>の天<sup>ノ</sup>宮<sup>ニ</sup>に昇<sup>ル</sup>て。神<sup>ト</sup>成<sup>ラ</sup>らせ玉<sup>ヲ</sup>へる由<sup>也</sup>。右<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>の外<sup>ニ</sup>にも。續<sup>キ</sup>紀<sup>ノ</sup>神<sup>ノ</sup>護<sup>ノ</sup>三<sup>ノ</sup>年<sup>ノ</sup>遺<sup>ノ</sup>詔<sup>ニ</sup>に。必<sup>ズ</sup>天<sup>ノ</sup>翔<sup>リ</sup>給<sup>フ</sup>天<sup>ノ</sup>。見<sup>ル</sup>行<sup>ハ</sup>之<sup>ヲ</sup>云<sup>ク</sup>々<sup>々</sup>。と有<sup>ハ</sup>は。其<sup>ノ</sup>崩<sup>レ</sup>坐<sup>シ</sup>神<sup>ノ</sup>靈<sup>ノ</sup>の。天上<sup>ソラ</sup>より翔<sup>ラ</sup>らせ御<sup>ミ</sup>坐<sup>テ</sup>。見<sup>ル</sup>行<sup>ハ</sup>し坐<sup>由</sup>にて。物<sup>ノ</sup>語<sup>書</sup>など。亡<sup>ク</sup>靈<sup>ノ</sup>の來<sup>ル</sup>る事<sup>ニ</sup>に。天<sup>ノ</sup>翔<sup>ト</sup>と云<sup>フ</sup>事<sup>ノ</sup>多<sup>ク</sup>在<sup>ル</sup>も。皆<sup>ク</sup>其<sup>ノ</sup>神<sup>ノ</sup>靈<sup>ノ</sup>の。天上<sup>ソラ</sup>に歸<sup>ク</sup>赴<sup>ク</sup>と云<sup>フ</sup>古<sup>ノ</sup>傳<sup>ノ</sup>の有<sup>ル</sup>か爲<sup>ニ</sup>に云<sup>フ</sup>者<sup>也</sup>。然<sup>レ</sup>は崩<sup>レ</sup>字<sup>ヲ</sup>を。神<sup>ノ</sup>上<sup>ニ</sup>坐<sup>シ</sup>と訓<sup>ム</sup>事<sup>ハ</sup>はしも。神<sup>ノ</sup>代<sup>以</sup>來<sup>ノ</sup>の古<sup>ノ</sup>義<sup>ニ</sup>にして。死<sup>ス</sup>生<sup>ノ</sup>の事<sup>實</sup>を貫<sup>キ</sup>徹<sup>ス</sup>へき。幽<sup>ク</sup>深<sup>キ</sup>致<sup>有</sup>る語<sup>ニ</sup>なむ有<sup>ケ</sup>ると云<sup>フ</sup>。○日<sup>ノ</sup>向<sup>ノ</sup>可<sup>ノ</sup>愛<sup>ノ</sup>山<sup>ノ</sup>陵<sup>ノ</sup>。可<sup>ノ</sup>愛<sup>ノ</sup>の下<sup>ニ</sup>に。可<sup>ノ</sup>愛<sup>ノ</sup>此<sup>レ</sup>云<sup>レ</sup>埃<sup>ノ</sup>の五<sup>ノ</sup>字<sup>也</sup>。丹<sup>ノ</sup>鶴<sup>ノ</sup>本<sup>ニ</sup>に无<sup>シ</sup>。此<sup>レ</sup>訓<sup>注</sup>。上<sup>ノ</sup>卷<sup>ニ</sup>に既<sup>ニ</sup>に。可<sup>ノ</sup>愛<sup>ノ</sup>此<sup>レ</sup>云<sup>レ</sup>哀<sup>ト</sup>とあれは。又<sup>モ</sup>かかねて有<sup>ヘ</sup>きよしなきか如<sup>ク</sup>なれとも。上<sup>ノ</sup>卷<sup>ニ</sup>なるは。可<sup>ノ</sup>愛<sup>ノ</sup>の義<sup>ニ</sup>に附<sup>テ</sup>の注<sup>也</sup>。こゝなるは地名<sup>ヲ</sup>を注<sup>シ</sup>したるなれは。義<sup>一</sup>ならず。兩<sup>方</sup>にありても妨<sup>ナ</sup>し。但<sup>シ</sup>寶<sup>劍</sup>出<sup>現</sup>章<sup>一</sup>書<sup>也</sup>。可<sup>ノ</sup>愛<sup>ノ</sup>川<sup>上</sup>の下<sup>ニ</sup>にあるへきなり。又<sup>モ</sup>山<sup>ノ</sup>陵<sup>ノ</sup>の上<sup>ニ</sup>。本<sup>ノ</sup>に之<sup>ノ</sup>字<sup>アリ</sup>。今<sup>ハ</sup>永<sup>享</sup>本<sup>ニ</sup>に无<sup>シ</sup>による。かくて此<sup>ノ</sup>山<sup>ノ</sup>陵<sup>ハ</sup>。諸<sup>ノ</sup>陵<sup>式</sup>に。日<sup>ノ</sup>向<sup>ノ</sup>埃<sup>ノ</sup>山<sup>ノ</sup>陵<sup>ノ</sup>。天<sup>ノ</sup>津<sup>彦</sup>々<sup>々</sup>火<sup>ノ</sup>瓊<sup>々</sup>々<sup>々</sup>杵<sup>ノ</sup>尊<sup>ノ</sup>。在<sup>リ</sup>日<sup>ノ</sup>向<sup>ノ</sup>國<sup>ニ</sup>。無<sup>シ</sup>陵<sup>ノ</sup>戸<sup>ノ</sup>とあれと。日<sup>ノ</sup>向<sup>ノ</sup>國<sup>ニ</sup>は有<sup>ヘ</sup>からず。後<sup>醍</sup>院<sup>眞</sup>柱<sup>ガ</sup>神<sup>代</sup>三<sup>ノ</sup>陵<sup>志</sup>云<sup>ク</sup>。埃<sup>ノ</sup>山<sup>ノ</sup>陵<sup>ハ</sup>。今<sup>ハ</sup>薩<sup>摩</sup>國<sup>高</sup>城<sup>郡</sup>水<sup>引</sup>鄉<sup>宮</sup>内<sup>村</sup>。新<sup>田</sup>宮<sup>ニ</sup>に鎮<sup>坐</sup>す。八<sup>幡</sup>山<sup>其</sup>なりと。昔<sup>より</sup>云<sup>傳</sup>へたり。

鹿兒島より成方行程凡十三里。さて薩摩大隅は。もと日向の國內なりしかと。書紀の成れる養老四年には。既に分れたる後なるに。此埃陵をも。大隅國なる高屋吾平の二陵をも。すへて日向國とあり。此は國いまた分れたるほどに。記せし傳説を。其まも載られつるなり。神武紀に日向吾平邑とある吾平も。薩摩國の地名なるを以知へし。諸陵式も。是又書紀の文に據られしなり。然るに。此邊に埃と云地なきか如くにて。疑ひ思へる人もあれと。其は此邊を埃といひし事を。考へつかさるか故なり。抑古書に可愛また埃など書るは。元より假字にて。江の意なり。然るは此水引あたりに流るる川は。薩摩國内の大河にて。新田宮より。西方三里許にして海に入るを。満潮の時は。川上五六里がほと。潮の遡りて。信に江と云つへく。古名に負ふ大江にて。かの鳥追の諸本にも見えし所なり。中頃より大方田地と成て。今其小名に。何江某江といへる數多あり。又其川向ひの郷に。今も高江と云所あるなどを合せて。熟思へは。古海涯より上つた。川傍五六里の地を。郡郷の名にも非らて。廣く江と云ひ。此陵元より川傍の地なれば。埃山陵と記し傳たるなり。埃山陵を。松下氏か廟といへりしを。本居大人も諸なひて。御陵必此處にあるへし。日向國にあらずと云れたり。其日向國にはあらずとは。信なる説なれど。類姓郡なるへしとは。たゞ類姓といふ名によられたるのみにこそあらめ。類姓郡には。昔よりさる傳説あることなし。かくて此地に。古く御陵と云傳へたるか三所あり。其一は新田宮より。西方一町餘にして。小高き山なるか。今此を中陵と云ふ。其につゞきて。半町許西方に當りて。中陵と同形の山なん。其一にはありける。此を端陵といふ。今一は此二陵より。十四五町許隔りて。五代村の内にて。谷間の如き處の。やど打晴たる田の中に。少けき岡のある是なり。是を川合陵といふ。此は二筋ある川の。一に取合ふ所なれば。此地を廣く川合といへり。上なる二陵は。山の巔なる。御體を葬めつらむと所思しき處に。小祠の建たるを。此處なるは。昔此陵崩ける時に。遷せる由にて。今は二十間ばかり隔て。小祠は立たり。此三處は。俱に決めて。瓊々杵尊の御陵

には非ず。其眞の御陵は。上に云る八幡山なる事決し。又新田宮神人。執印氏。大掾按氏。千儀氏等  
 か。傳持る古文書。數百通あるか中より。其徴とすへき事。はた朝廷より。重く御尊崇まじし事とも  
 を。此に拾ひ舉て。其はまつ。後深草天皇建長八年四月。執印惟宗友成等七人。連署申文に。謹按  
 舊貫。天孫瓊々杵尊。圓寂。可愛陵高城千臺宮者。今新田八幡宮是也。從天照二三代靈神。爲三日域無  
 雙之宗廟一間云々。武藏云。本書此次に龜山天皇文永五年正月。所司神官等申文。次に後宇多天皇弘安七年十一月。神人等申文。次に  
 同十年三月。神人執印散位惟宗重兼等八人。連署申文。次に伏見天皇正應元年八月。神人等申文。次に永仁七年三  
 月。神人執印惟宗重友等八人。連署申文。また後醍醐天皇元亨四年五月。薩摩國額姪郡開闢社司。當國一宮競望の事に  
 よりて。神人執印惟宗友類等八人。連署の解文を。擧られたり。みないつれも。同じさまの文なれば。今は省きて載せず。上件の文書と  
 もにて。此八幡山即御陵なる事知られたり。此山を龜山と云て。山形の龜に似たりと云なるも。蓋  
 もとは神山なるを。龜山と訛りしより。如此云るには非るか。また天書に。瓊々杵尊云々。葬筑紫日  
 向。緣中山之巔陵也。と云るは。其偽り作れる人の。こゝなる中陵端陵などいふ名を。ほのゝ傳へ  
 聞て。中なるを大御陵といはむに。便よければ。中山巔陵に葬るなど。狂説を記るなり。然るを其  
 説を據として。中陵に近世石櫛の顯れしより。是こそ天書に記したる中山陵など。僻心得しつゝ。さ  
 るさまに書るものゝあるも。いたく事違へり。武藏云。今天書を閲るに。此處。後久而崩。於日向宮崎宮。因以葬于埃之山  
 陵也。あり。筑紫日向緣中山之巔陵也の文なし。いかなる書を見て。風の天  
 書と思まかへて。こゝに出しけん。甚お  
 ほかなし。仍て今わきまへおくにん。さて和名抄に。薩摩國高城郡ありて。今も此あたり高城郡なり。其は  
 若くは。此御陵より出し名には非るか。美佐邪紀。於久都紀。比登紀など。人の墓所を。紀と云しこ  
 と聞ゆれば。此處なる山陵の。最大なるより。地名にも負つらむかと思はるゝなり。さて此御社。

最初は瓊々杵尊を齋祀り。後に八幡大神を會祭りけん事は。云まくも更なるを。何の頃よりか。九州  
 五所八幡宮と云號初まりて。此宮も其一なり。然るを大らかなる。古の俗として。殊更に記し留たる物  
 もなく。許多の御代を経る隨に。遂に紛らはしき説の出來て。今の日向國內にて。其處に在り。彼處  
 にあり。なと云めるは。悉信られぬ説等なり。固より神の三御代の。事跡の見えたるは。總て今大  
 隅薩摩なる處にしあれば。其陵も必此の國方に在へき理なるをや。と云れたる。けに然説ときこえた  
 り。此説に従ふへし。さて今新田八幡宮と申て。御社に記れるは。正殿三座。中位通々靈命。左天照大神。右天忍穗耳命。或は將幡千  
 々姫命に坐て。左方の別殿に。彦火々出見命。豐玉姬命。鸕鷀草葺不合命。玉依姫命を祭り。右方の別殿に。彦  
 太忍命を祭れり。これも三陵志に云り。又一には。右の彦太忍命を。武内社とも云り。新田宮正殿。瓊々杵命に坐す。此は。數通の古文書  
 にて。今更論なき事なれども。中古以來。八幡宮とも稱へ奉れりしは。いかなる事なるか。また神殿建立の事。或は神龜年中とも。元慶  
 年中とも。承萬年中とも云ひて。さたかならず。後二條關白記に。寛治六年二月二十五日條に。依陣定參。○山陵は。私記に美佐  
 右杖下。大隅國正八幡宮事。六箇條事。見定文云々と見えたるは。此御社の事なるへし。なほ尋ねし。○山陵は。私記に美佐  
 々岐とあり。美佐々伎と云も古き名也。和名抄に。山陵 美佐々岐。又諸陵寮 美佐々岐乃豆加佐と有  
 り。御紀の例。天皇々后皇太子の御を。陵と書て。美佐々伎と訓れ。親王以下。人臣の限は。墓と  
 書て。波加と訓せられたり。借名義。伎は城にして。屍を葬る域なる謂なり。但し景行紀棺槨と。美佐とも。  
 比部岐とも訓るは。共に屍を納  
 る器の名なる由也。又常陸風土記に。黒坂命之輪輿車とある。此車は孝徳紀に訓ゆる輿車にて。喪葬令に。凡親王一品。方相輿車各一具。と  
 ある是也。其を紀の訓。キグルマと有は。棺槨車の訓なり。風土記の訓。ヒトキ車とあるは。棺槨車の訓にて。共に棺槨を載る車と云事にて。  
 聊異。美佐々岐は。御小城と云事にて。喪葬令義解に。帝王墳墓。如山如陵。故謂之山陵。と有か如  
 くにて。岡山を築きて。棺槨を納奉る由を以云稱也。○葬は。ヲサメマツルト訓來れり。紀中凡て其訓な  
 るを。唯四神出  
 生章に。葬字カクシマツルと訓るのみあり。  
 れども。所の狀に依ては。然も云へきなり。又秘閣本訓に。ハフリマツルとあり。此も古き事にて。綏靖紀。喪葬

之事。萬葉二。神葬々奉者。伊勢物語に。男御葬見むとて。大和物語に。泣きりて葬りすなど多し。重胤云。此は其喪送の事を營むをも。土中に藏むるにも。相互りて云る語也ければ。此の如く。ヲサムと云そ。允に當れりける。孝徳紀に。葬者藏也。欲人之不得見云々。實に葬字は。藏字義大に在叶て相へり。但神社を建て。神靈を鎮る事を。治奉ると云へは。其如く見るべきにや。神事と喪禮とは。大に通ふ事あり。此は葬字に。強て抑はる事なく。神社を祀奉る事を云る例格と見てむこそ。然るへかりけれ。と云り。

# 日本書紀通釋卷之十七

飯田武郷謹撰

## 第一一書

一書曰。天照大神勅。天稚彥曰。豐葦原中國。是吾兒可王之地也。然慮有殘賊強暴橫惡之神者。故汝先往平之。乃賜天鹿兒弓及天眞鹿兒矢遣之。天稚彥受勅來降。則多娶國神女子。經八年無以報命。故天照大神乃召思兼神問其不來之狀。時思兼神思而告曰。宜且遣雉問之。

天照大神勅云々。本書には。凡て高皇產靈尊一神にのみ係たるを。此には。天照大神にのみ係て。傳られたれども。實には天照大神の大詔にて。高皇產靈神の。事執行はせ玉へるなりければ。右の二神に見奉るへき所以。既に云るか如し。○可王之地。この事も。既に上に云り。○慮有云々。山蔭云。慮字いか。彼地の二字に易まほしと云り。されど。此は本書にも云る如く。此時未だ天穗日命の復命さぬ程の事にて。此國の形勢を。慥に聞玉はさる上にては。然思慮りて。詔ひしものと見てあ

るへし。○殘賊強暴横惡之神。記の應神段に。知波夜夫流宇遲此紀には知破郎とあり。言義は。欽明紀に。嚴忌をイチハヤシ。又イツクシク。鎮火祭詞に。一速比。倭比賣命世記に。伊豆速布留神此を儀は惡神とあり。然れば冠字考に。知波夜夫流は。稜威速夫流の略なるよしに云れたるは。然る言にて。稜威迅速きを云なり。迅速きはするとき意。夫流は其さまを云詞にて。取統へて云へは。勢の烈しく。當りかたきを云辭なり。宇遲は物部の事を。宇遲人といふ宇遲にて。畏れず懼すして。敵に向ふ意の語なり。又宇遲速など云語も守部云。此知波夜夫流を。紀に殘賊強暴横惡之神。記に道速振荒振國神とあるは。枕詞には非ず。其暴惡神の道速ふる條なるから。其意を以て書れたる文字とにもこそあれ。此語意の。必しも然るにはあらず。そもく此ちはやふると云語は。靈く尊き稜威にまれ。仇なひ暴ふる猛威にまれ。そのちはやふる勢に。向ひ難く。當りかたきに就て云語なれば。善神につくるは。其奇靈なる御威徳を申し。惡神につくるは。其強暴猛勢をいふなり。其は天神地祇を。加微と申して畏むも。羆狼虎などを。加微といひて恐るゝも。其恐れかしこむ意は同じかるか如し。又常に畏しおそろしと云語も。善惡邪正。何れにもわたるにて知へしと云れたり。然る説なり。○汝先往平之。此傳には。穗日命の事はなくて。たゞに天稚彦を遣したる如く記したれど。略けるものなり。○天真鹿兒矢は。鹿兒弓の兒兒に同じく。鹿兒を射る矢の由なり。綏靖紀に。使倭ヤマト鍛部天津眞浦造眞鷹マカコノヤサキ鏃といふことあり。○多娶に。重胤云。是其國を豫て獲てむと思ふ心有故に。國神に多く親昵を成むとの。方便にて在つ

るにこそ。と云れたるも然る説なれども。古今顯注に引れたるには。多字無し。さらばなほ。大己貴命の御女を。國神女子と書れしなるへし。○問其不來之狀は。記に天若日子久不復奏。又遣三島神。以問天若日子之淹留ヒヤシトマ。とある所に當れり。但し記の淹留は。其遣はし國土に在る事の。久しき由を宣ひ。此なる不來は。其還參來へき。天上に上來さる事を宣ひて。書狀に少か別あり。

於是從彼神謀。乃使雉往候之。其雉飛下居于天稚彦門前湯津杜樹之杪。而鳴之曰。天稚彦何故八年之間。未有復命。時有國神號。天探女。見其雉曰。鳴聲惡鳥在此樹上。可射之。天稚彦乃取天神所賜。天鹿兒弓。天真鹿兒矢。便射之。則矢達雉胸。遂至天神所處。時天神見其矢曰。此昔我賜天稚彦之矢也。今何故來。乃取矢而咒之曰。若以惡心射者。則天稚彦必當遭害。若以平心射者。則當無恙。因還投之。即其矢落下。中于天稚彦之高胸。因以立死。此世人所謂返矢可畏之緣也。

候を。ミシムと訓るは。令見なり。古言の例なり。此を私記又稿本には。ウカ、ハシムとも訓たり。○鳴之曰。神武紀に兄磯城不承命。更遣頭八咫鳥召之。時鳥到其營而鳴之曰。天神子召汝。怡舛過怡舛過。兄磯城忿之曰。云々鳥鳥若此惡鳴耶。とあるにいとよく似たり。雄略紀に。靈鳥忽來云々。鳴曰努力努力ともあり。重胤云。此は鳥の語なるか故に。此なるにも。頭八咫鳥にも。鳴とこそは云れ。實には人語を以て。傳へたりし者なり。此所を記には。故爾鳴女自天降來天稚彥之門湯津楓上而。言委曲如天神之詔命。と見え。次に爾天佐具賣聞此鳥言とある。此を以。其人語を成せりし事を知へし。然れども。鳥にして人語を成せるは。其常に非るか故に。次に天若日子に云所には。此鳥者其鳴音甚惡と有て。此に鳴之曰と云に同じ。と云れたり。平田翁云。記大國主命段に。菟の言語へるを始め。谷蟻鼠なども。言語したることあり。猶神世に然る類の多かるを。人の甚く不審み思ふめるは。幽顯の理を。熱悟り得ざる故なり。其はまつ鳥獸萬物は。元より深き所以ありと見えて。神に屬く物にしあれば。幽顯いまた分れさりし。大國主神の御世までは。悉く神に物申しけむは。然もあるへき事なり。然るを天皇祖神等の御命以て。皇孫命は顯明事を知看し。大國主命は幽冥事を知看すことと定まりて後。物等は顯に形こそ見ゆれ。實は幽に屬ぬる故に。顯世人には。言語はす成にしかは。神世に物の言語へる故事を。疑ふこととは成つるなり。然れば今世にも時としては。人の夢に入りて。言語ふ事あり。其は夢には。神の幽に通ふことあればなり。又物も人形と變りては。人の言語をなし。神も物の形と變りては。言語はす。其だけの力となる事も多かり。此ら怪しきが中に。もとも奇異なる事なるが。幽には定まる事なるへけ

れど。凡人の心もては。其理を如何とも。探り索むへき由なし。とされたるに。雉の物言へる状をも思へし。○國神。此事本書下に云り。○鳴聲惡鳥。記に鳴音甚惡。とあり。本書には。奇鳥來居杜抄とあり。記傳云。阿志とは。不祥の意に云るなるへし。それに取て。又二意に聞ゆ。一には詞の如く。たゞ鳴音を不祥と云か。二には鳥なる故に。鳴音とは云れども。實は言ことの趣を。天若日子か爲に不祥ことなり。と云るか云り。今思ふに後の説の意にみるへし。この惡字。丹鶴本にはサカナキとよめり。これも不祥の義なり。○可射殺之。本に殺字なきは。脱たるへし。舊事紀にあるに依て補へし。○天神所處。この天神は。天照大神を申すにや。高木神は。高皇產靈尊の御名なり。○呪之は。本にホキテと訓り。さま。しか通ゆるかことし。記には。天照大御神高木神之御所とあり。丹鶴本永享本は。ホキテともよめり。言義は。重胤云。欽明紀に。廷尉收縛其子守石與中瀬氷。將投火中。呪曰。非吾手投。咒訖欲投火。云々請付祝人。使作神奴云々。と有るに。廷尉の人を刑なふにも。祝人を以て。呪を行はしむる事と聞ゆるか。其咒字をも。カシリとも。ホザキとも訓るを以て。此に咒之を保岐氏と訓るは。ホザキの略なる事を知るへし。其言義は。神祝々之の下に注る如く。ホサク。ホク。共に善きにも惡しきにも。通はし云言にて。何れも祈る意あり。また直指に。咒は口中に唱へて。善惡を祈るなりと云れは。ホキテと有も。理有に似たり。と云れたり。記傳には此をトコヒと訓れたる。其も惡からじ。其言の例は。次の一書に。磐長姫大慙而詛之。とある處に云へし。○以惡心。記傳云。此は天神の命に背き奉りて。賊害ふ心を云り。御所へ矢を射上たればなり。○當遭害。御門祭詞に。

天能麻我都比登云神乃言武惡事爾相麻自許利相口會云々。とある麻自許利に。同言同意なり。道饗祭詞には。相率と作り。言意は交疑なりと。重胤も云れたる如く。此は常に交るなと云ふ如く。平かなる意にはあらず。今俗に邪道に率はるゝを。麻自久良流と云に同じ。三代實錄に。神の御咎有る事を。布之許利賜とあり。此等の許利は同言にて。怒を俗に於古留と云に等しく。少か悪しき方に落るに云なり。さて麻自許禮奈牟は。被麻自許良奈牟なり。記に於此矢麻賀禮とあるに同じ。共に令する辭なり。この還投給ふ矢にあたりて。立に死るは。即ち其矢の爲に麻自許らるゝなり。谷重遠説に。當遭害見厭殺也と云り。然る説なり。記傳に。兇は俗にいほゆる麻自那布なれば。麻自許流はまじなはるゝなり。禮とは。言は別なれども。未は一意におつめり。故當遭害と書れたる字は。麻賀禮によく當れり。と云へり。○當無恙。記に天若日子不誤命。爲射惡神之矢之至者。禮とは。言は別なれども。未は一意におつめり。故當遭害と書れたる字は。麻賀禮によく當れり。と云へり。○當無恙。記に天若日子不誤命。爲射惡神之矢之至者。不中。天若日子云々とあり。また私記の訓に據て。當無恙をツ、ミナケムと訓も宜し。續紀に幸久都牟牟事無久。萬葉に都々美奈久などあり。何事にもあれ。わろき事のあるをいふ。此言の義は。大威嗣後釋に云れたるを見し。○高胸。記に高胸坂とあり。

時天稚彦之妻子從天降來。將柩上去而於天作喪屋。殯哭之。先是天稚彦與味耜高彥根神友善。故味耜高彥根神登天吊喪大臨焉。時此神形貌自與天稚彦恰然相似。故天稚彦妻子等見而喜之曰。吾君猶

在。則攀持衣帶不可排離。時味耜高彥根神忿曰。朋友喪亡故吾即來吊。如何誤死人於我耶。乃拔十握劍斫倒喪屋。其屋墮而成山。此則美濃國喪山是也。世人惡以死者誤己。此其緣也。時味耜高彥根神光儀華艷。映于二丘二谷之間。故喪會者歌之曰。或云。味耜高彥根神之妹下照姬。欲令衆人知映。丘谷者是味耜高彥根神。故歌之曰。

從天降來。本書と異なり。記には。在天天若日子之父。天津國玉神。及其妻子聞而。降來哭悲。乃於其處。作喪屋。とあるは似たれど。喪屋を作りしは。此國にての事なれば。なほ異なり。○柩。本にカハ。とあるに同じ。紀とも訓へし。記傳云。和名抄に。四聲字苑云。棺所ニ以盛尸也。和名比止岐。また野王云。柳周棺者也。和名於保土古とあり。此棺も柳も。共に上代には比登記と云。於當許と云は。やま後の名と聞ゆるなり。又柩をもヒツキと訓。紀とは棺に屍を納めたるを云。又常に紀とのみも云り。景行卷に棺。孝徳卷に棺。また棺とあり。同卷に輜車とあるも。輜車。紀は奥津城などの城にて。屍を藏むる構を云。奥津城は。萬葉に多く見えて。人を葬せる處の謂なり。輜字喪車と注す。紀は奥津城などの城にて。屍を藏むる構を云。を云。天智紀に丘墓とあり。奥とは地下を云ふ。比登記とは。人屍を納るゝ故に云なり。と云り。○先是云々。山陰に。これより此其緣也といふまての事。本書と全く同じ。略きて云々として宜し。と云れたるか如し。○大臨。臨は哭也とも。俯

屍哭也ともあるに依て。舊くミナキスとよめるなるへし。丹鶴本に。大にミチ。さて然訓るは。記傳云。  
 欽明卷に。奉<sup>ミチヲツク</sup>哀<sup>ミチ</sup>於<sup>ミチ</sup>殯<sup>ミチ</sup>。孝徳卷に哀哭。天武卷に舉哀。とあるなど。又發哀。齊明天武發哭。天武。慟哭  
 持統。など。みな美泥多豆麻都流と訓。又皇極卷に許<sup>ツツカヘスル</sup>哭<sup>ツツカヘスル</sup>泣<sup>ツツカヘスル</sup>。天武卷に發哀など。これら泥都加閉。泥都  
 加布と訓る。泥は喪を悲哀て哭を云て。美泥は視哭なり。其殯葬などのさまを視て。哭よしなり。  
 神代卷に。臨を美那伎と訓ると。合せて心得へし。と云はれたるにて知へし。既く谷重遠も。臨者親  
 見哭之也。と云り。○恰然。本に恰を拾に作るは誤なり。纂疏本また其餘の本に従て改む。さて訓に  
 ヒトシクとあれど。ヒトシク似タリとては。同言重なりていかなり。アタカモと訓へし。萬葉十九  
 に。安多可毛似加。青蓋とあり。古言なり。名義抄に。恰。用心也。動也。アタカモ又子ムコロと見え。兼仙宮注に。恰。當  
カチチ又アタルなどあるか。さて似は。紀中ノレリとも。タウハレリとも訓めり。ノレリはニレリと云も同  
 し。似ルをナスとも。ニスとも。ノスとも云ひ。またノルとも。ノレリとも。活けるなり。○朋友。此  
 處永享本に聞<sup>ニ</sup>朋友喪亡<sup>ニ</sup>故。とあり。延喜本には。聞。其そよろしかるへき。故今は其に據て訓り。○光儀  
 華艶。本に華を花に作る。山蔭に。一本華とある宜し。と云るに依て改む。古寫本にも。さて此光儀を。  
 私記に非加利與會乎比と訓るに據は。味相高彦根神の。御裝束の麗しきを云と。見へきなれども。い  
 かなる麗美しき玉を以て。外に裝束たらむにも。其身體より。韻出る光のなくしては。二丘二谷を。  
 争てかは照させ玉はむ。然れば古今集序に。兄<sup>ヤト</sup>人の神の形。丘谷に映りて光やくと云義なることは。

本よりなり。○二丘二谷は。平田翁云。記に谿八谷峽八尾。とあると同例にて。丘<sup>ツツカ</sup>二尾<sup>ツツカ</sup>。谷<sup>タニ</sup>二谿<sup>タニ</sup>をい  
 ふとあり。古く此四字を。ツツカ。タニ。ツツカ。タニ。とも訓り。重胤云。上章に。八岐大蛇の事を。蔓延八丘八谷之間。と有か如く。  
 其所在の山を以て。大凡に量れる古法なるか中に。殊にこゝは。歌の句に依て文を成せるなり。と云り。  
 ○映は。本にテリカマヤク。と訓れども。又鎌倉本秘閣本訓に依て。テリワタルとも訓へし。歌に美  
 多邇布和多良須。とよめる即是なり。平田翁云。喪を弔ひて。天に昇給ふも。今忿て飛去玉ふも。  
 共に御魂の進める時なれば。かく光映玉ふなり。凡て貴き神等の。御魂の進み玉ふ時に。御體の光玉  
 ふことあり。と云り。○或云。此は一書中の一説なり。記云。故阿治志貴高日子根神者。忿而飛去之  
 時。其伊呂妹高比賣命。思顯<sup>ニ</sup>其御名<sup>ニ</sup>。故歌曰。とあり。記傳云。思顯<sup>ニ</sup>其御名<sup>ニ</sup>とは。此喪に會集る。天  
 若日子の父。又妻子親屬は。皆天より降れる神等なれば。此阿遲志貴神をは見知<sup>ニ</sup>さるに。かく怒りて。  
 遂に名告をもせず。飛去給ひぬる故に。誰しの神とも不被<sup>レ</sup>知て。止む事の遺恨<sup>ニ</sup>さに。御名を令  
 し知むと思せるなり。伊呂妹の心には。誠にさも有ぬへき物ぞ。と云れたり。○妹。本にはイロトと訓  
 れども。記に伊呂妹とあるに因て訓へし。記傳云。伊呂妹は同母妹を云なり。中同母兄弟の間にて  
 は。勢を伊呂勢。阿泥を伊呂泥。阿泥の阿を省きて泥と云なり。例は黒田宮段に伊呂泥とありて。書紀に某姉と書れたり。さて  
伊呂泥と云なり。○武郷云。男兒をもイロトと云ること。紀訓に見たり。。淤登を伊呂村。伊呂より連く音便なり。例は黒田宮段に  
伊呂村とあり。又記。とも常に云り。此等に准ふるに。同母兄に對へて。女弟をは伊呂毛と云けんこと決し。



さて伊呂とは。人を親み愛みて云る言にて。某入彦某入姫と申す。御名の伊理。又郎子郎女などの伊良も。皆同言の活用にて。同意なり。同母兄弟を。伊呂勢。伊呂村。伊呂妹。母を伊呂波。と云も。伊呂波は伊呂波なり。親み愛みて云稱そかし。と云り。○姫。本に媛に作る。今文明本丹鶴本に依て改む。○丘谷。又云。袁加は高處を袁と云に。加を添たる名にて。加は。すみか。ありか。などの加と同く。處と云意なり。されは丘字など袁にも袁加にも。通はし用たり。とあり。なほ上卷八丘八谷の下に。云る事ども見合へし。

阿妹奈屢夜。乙登多奈婆多廼。汗奈餓勢屢。多磨廼彌素磨屢廼。阿奈陀磨波夜。彌多爾輔施和施羅須。阿泥素企多伽避顧禰。

阿妹奈屢夜は。天在にて。夜は助辭なり。平田翁云。師も久老も。天若日子の表を。古事記にては。此國にての事とし。紀此國にての事とせる傳や正しからむ。と言れつれど。天上ならむからに。天在哉とは。なとか言さらむ。況て下照姫は。下津國の神なるか。今始て昇ませるなれば。下津國にて。常に云ならへるまに。詠るとせむに。何てふことかあらむ。守部云。機織女は。此國にもあれど。特に美麗なるをいはむとて。天在也とは云なり。とあり。○乙登多奈婆多廼は。弟棚機之なり。守部云。乙登は若と云むか如し。古く弟橋比賣。弟財郎女。など稱せるを始め。催馬樂に。於止牟須米。於止與女。などあるを。あまた合せ考るに。たゞ若某と云と同心はへの稱辭なり。下の連きにより。又人によりて。若某とも。弟某とも云るにそある。神御名にあるをも合するに。

姉妹の弟にはあらず。と云り。按に於登は。伊登と通ふ言にはあらざるか。伊登は親しむ詞なり。棚機は。記傳に。機織女を云。そは先古語拾遺に。令三天棚機姫神織三神衣一と見え。又萬葉の歌に。棚機津女とも。棚機ともよめる。此は本。棚機と云は機の事にて。機の織は。棚なる。故に。然云ふなり。其を織神なる故に。棚機姫と名にも負給ひ。又凡て機織女を。古より棚機津女と云しに依て。歌に彼織女星をも。然賦るなり。然れば棚機とは機織女を云稱なり。さて棚機津女と云を略て。たゞ棚機と云も。古よりさる例多し。さて此に機織美女を先出せるは。次に玉の美麗を云む料なり。さるは上代には。凡て玉を以て。身に飾れる中にも。機織女のことをは。殊に神代卷にも。手玉玲瓏織紵之少女。萬葉十にも。足玉母手珠毛由良爾織旗乎などあり。其は何故ぞと云に。萬の作業をなすに。聲をあげ。歌をうたひなとして。勢力を助くる如く。機を織るにも。身に飾れる玉どもの。玲瓏と鳴を。拍子に取れるなり。萬葉十九に。鳴波多嬌嬌とあるも。鳴機の意の稱なるへし。さて玉の美麗を云む料に。先其女の可愛き由に。淤登といひ。又凡て人も物も。天上のは優れて美麗き故に。天在也とも置るなり。と云り。○汗奈餓勢屢は。所嬰なり。上卷に。其頸所嬰五百箇御統之瓊云々。口訣に嬰頸也とあり。守部云。項に懸るを。宇那具と云は。鬘に懸るを。加豆良具と云と。同じ云状なるを延て。宇那牙流とも。又宇那賀世流とも云り。宇那は。和名抄に。項頸後也。和名宇奈之とある是なり。○多磨廼彌素磨屢廼。玉之御統之なり。記には。多麻能美須麻流。美須麻流。と重ねへり。記傳云。凡て歌ふ物は。同じことを。再返しもし。又かく聯て疊もするは。昔も今も同

し事なり。信に此歌なども。かく疊ねたるにてこそ。調は宜しけれ。書紀には。第四句の終に。廻字添りて。此句のなきは。同言なる故に。誤て美須麻流の四字を脱せるなり。濱成式と云物にも。他麻能美須麻呂。美須麻呂能。とあり。さて遷は八坂瓊などの瓊なり。書紀には廻とある。何れにても宜しき中に。廻の方は今少し勝りて聞ゆ。とあり。○阿奈陀磨波夜は。穴玉光映なり。記傳云。玉は穴を穿ちて。緒を通ず物なれば。穴玉といふと。契沖も云る。信にさる言なり。武郷云。守部説に。此に穴玉ともしも。豊玉見命御歌に。阿加陀麻波。袁佐閉比迦禮村。斯良多麻能。とある如く。貫て懸たる玉と。玲瓏はかり映くよじなり。と云るは。然る言なり。さて波夜は。光映にて照曜くをいふなり。書紀に。速玉之男。式に熊野早玉神社。又陸奥國志太郡敷玉早御玉神社あり。これらも皆映玉の意なるを思へ。又書紀に見えたる。羽明玉の羽も。映の意なるへし。又萬葉十七に。多麻波夜須と云言もある。是も玉映といふ言そ。由を延て夜須と云。は古言の格なり。借此句は。穴玉の如く。光映てと云意なり。譬る物を云て。如くと云言。を添て心得は。常の事なり。此波夜てふ言は。一首の眼なり。是を惡く心得ては。凡て歌の意明かならず。よく味ふへし。と云り。○彌多爾。記傳云。三言一句なり。契沖云。眞谷なり。萬葉に。眞草をみくさ。三熊野を眞熊野。とよめるは。麻と美と通音なる故なり。然れば。美山も眞山の意なるへければ。美多爾も准へて知へし。と云り。○輔施和施遷須。記傳云。同人云二丘なり。和多流を古語には。和多良須ともいへり。此二句は。阿遲志貴神の。身の光の。一谷を越て。二谷まで照至るを云。即書紀に。光儀華艶映于二丘二谷。とある是なり。谷は丘の間にある物なれば。谷二といへは。其。中に二丘はこもれる故に。即二丘二谷なり。○阿泥素企句多伽迦願禰は。味相高彦根な

り。一首の意は。天なる愛しき機織女の。頸に嬰たる。美麗玉の如くに。光り映て。二谷まで照わたる味相高彦根と云意なり。記には。結句阿治志貴多迦比古泥能迦微會也。ともあり。濱成式には。多迦比古泥能迦微會也。の句なくして。阿遲須結めてあり。此は記傳に。美多爾。布和多良須にて。語を絶て心得へし。此句までは。我も人も皆目前見たる状を云るにて。次は。是は阿遲志貴神と。言聞せたる意なればなり。書紀の傳は。喪會者の作にて。阿治志貴神と云ことは。本より誰もみな知れる上にて。よめるさまなれば。此終二句の意。此記と同じからず。神武段歌の。美都々々斯。久米能古良。といふ類に。美多爾云々より。引つきたる意なり。故とちめに會也てふ辭なし。但し或云云々の傳は。此記と全く同じければ。會也は無くても。歌の意も此記と同意になるなり。と云れたるか如し。

又歌之曰。阿磨佐箇屢。避奈菟謎廻。以和多邏素西渡。以嗣箇播箇施輔。智箇施輔智爾。阿彌播利和施嗣。妹盧豫嗣爾。豫嗣豫利據禰。以嗣箇播箇施輔智。此兩首歌辭。今號夷曲。

又歌之曰。此歌は口訣に。此歌不喪時。以後詠之。舉一所乎。とあるはさることなり。されど後詠之とは。なほ下照姫の歌とせし注にや。おほつかなし。此時の事ならぬ事は。下に委く云り。下照

姫の歌ならぬ事も。下に云るを見よ。○阿磨佐箇屨。天放るにて。日とつゝきて。夷に云かけたる枕詞なり。或人云。凡其離サカと云詞に。其處に離る意なると。其處を離る意なるとの異あり。家放里放國離サカなど云は。家を放り。國を離る意なり。夷離與離など云は。夷に離り。奥に離る意なり。かゝれば天離も天に離る意にて。天に離る日の義なり。と云り。冠字考には。都かたよりひなの國をのそめは。天と共に遠放サカて。見ゆるよしにて。天離るとは冠らせたりと云り。按に日放方ヒサカマの天と云つゝけより思へは。或人の説まされり。○避奈菟謎廼。夷ヒナツ女之なり。守部云。避奈は萬葉に。隔ヘマツを閉奈流と多くよめる。其間を比に轉して。體言に比奈とは云なり。と云り。さて上の句よりつゝく意は。避奈の避に懸りて。天放日ヒサカマの義なり。さるは天つ日を見わたすに。空遠く疎れるよしの續けなることは。日放方ヒサカマ天と云ると。反さまなり。さて夷つ女は。都に遠き處の。賤しき女なり。○以和多遷素西渡。渡良須瀬門にて。伊は冠ツツたる語。渡るを延て渡らすと云り。萬葉九に。大橋之上オホハシノノヘ從。直獨ナカヒト伊渡イワタリ爲兒者ウヂノ云々とあり。瀬門の門は。水門。河門などの門にて。萬葉十六。室之浦ムロノウラ之崎ノサキ有鳴鳥ナリト之云々。また角島ツノシマ之。迫門セトノカ乃稚海藻メノ者云々とあるに同じ。○以嗣箇播。石川にて。石多イソタき川なり。○箇柁コノ輔智ホトケ。片淵カタフチなり。契冲ケツキ云。石ある川水の早きか。片寄て流るゝ所には。必片淵カタフチの出來るなり。と云り。○箇柁コノ輔智ホトケ爾ニ。於コ片淵カタフチなり。かく重ねて云は。多麻能美須麻流タマノミスマノ。美須麻流ミスマノ。とも云如く。調のためなり。○阿彌播利和柁アミハカリワノ。網張渡アミヲテしなり。網アミは流。○妹イモ慮ヲ豫ヲ嗣ヲ爾ヲ。目メ依ヨ爾ニなり。目メは網アミの目メ。慮ヲは助辭。

豫嗣爾は依になり。古語には依を豫嗣と云ること。萬葉九に。妻ツメ杜ツメ。妻ツメ依ヨ來キ西ニ尼ニ。つまといひなから十四に都麻余ツマヨ之許コ西ニ爾ニ。あさ手小食テコ。又一マタに不知國シラナクニ。依ヨ巨勢道キセミチ從ヨリ。など例あり。守部云。東國の偏土の俗は。物の孔アナ。又吾目オノメ。籠目カゴメ等を。妹慮イモヲとやうに。いふゆりイフユリと云り。さて是までの八句は。次の豫嗣豫利據爾ヨシツツリツクニ。といはむ序シをから。設けたるにはあらず。見る目前ミマエの物以て。其まゝ云る物なり。借川の流に。網を張渡せば。流るゝ水に壓れて。網目の一に寄る物なれば。其夷女の。石川を渡り行くを。此方に寄來らせと。乞願イノチふ序シに置るなれば。如ごと目メ之縁ノの如ごとくに。心得ココロへし。○豫嗣豫利據爾ヨシツツリツクニ。依寄來ヨリキ爾ニにて。爾ニは乞望イノチふ意なり。右に引る。萬葉の西ニ尼ニも。乞望イノチふ意にて。もはらおなし。○以嗣箇播ヨシツツリツクニ箇柁コノ輔智ホトケ。上の句を再打返したるにて。古歌に常多し。かくて其心いよく深くきこゆる事。今世の俗歌などにも。此遺風あり。さて一首の意は。夷女の渡る石川の迫門セトノカに。魚をとるとて。網を張て。其を引あくるとき。網の目の引人の方へ寄來る如ごとくに。思ふ人の。片カタより吾方オノカタへ依ヨ來キよかし。と云る義なり。さるはこゝに。さらに由なき戀の歌なり。此事コト云。○此兩首云々號夷曲ヒナツ。記に此歌者夷振也とあり。兩字永享本ニに二とあり。從ヨふへし。下にも贈答オウカウ。通證ツウジ云。夷曲ヒナツ因ヨリ三ミ歌曲節奏カク名ナ之ヲ。非レ謂フ其體製シ者ヲ。此後人所コノノチノ呼コ之ヲ題號ヲ。故記者以テ今字イマノジ明カ其意ヲ耳ヲ。と云るは。古今發明の說なるか。猶又記傳云。凡て歌を記して。此者某振也。また某歌也と云ること。記中に多し。その某振とあるは。此夷振の外に。記中に宮人振ミヤヒトノ天田振アマタノあり。續紀天平六年二月歌垣の中に。難波曲ナニハノ。倭部曲ヤマトノ。淺茅原曲アサチノ。廣瀬曲ヒロセノ。八裳刺曲ヤツホサノ。など云名あり。古今集大歌所歌に。近江ふり。水葦ふり。四極山

ふりあり。さてかく某振某歌といふは。皆後に樂府にて呼る名なり。雅樂寮。大歌所。樂所。内教坊などの類。皆樂府と云へし。上代にもさる官所ありしなり。抑記紀などに載れる歌は。何れも上代の多くの歌の中にも。優れて美き限なれば。多くは樂府にも取られて。管絃にかけ。舞にもあはせて。奏歌ともなり。其中に某振と呼は。まつ振とは。俗に云形狀進止の布理にて。人にまれ。物にまれ。動く貌を云て。歌にては。奏ふ音聲の。長短巨細低昂などの貌なり。さて樂府に用る歌は。奏ふに種々の振ある故に。其振々に各名を付て。某振とは云なり。但し其名は。其振を以負たるものにはあらず。たゞ其歌の首の詞を取て。假に名けたるものなり。かの宮人振天田振。又古今集なるなどみな然なり。考へ見るへし。されはかの續紀に名のみ出たる。難波曲其餘もみな。おしはかりつへし。然るを今此阿米那流夜の歌には。比那てふ言なきに。夷振と名けしは。如何と云に。紀にこゝに二首並へる。次歌の首に。阿磨佐箇屢。避奈菟謎迺。とある此避奈てふ言を取れり。初句は。枕詞なる故に。次句を取れるならん。さるは阿米那流夜の歌も。奏ふ振の。彼と全同じき故に。樂府にて一つ部に收めて。共に夷振と呼しなり。其は此歌のみならず。遠飛鳥朝段にも。夷振之上歌。又夷振之片下と云あり。此らの歌にも。比那てふ言は無きに然呼は。みな右の定なり。神樂歌に前張と云は。前様に衣は染む。云々といふ歌一曲の名なるを。他の歌をもかけて。十六曲の惣名にして。大前張小前張と呼をも。思ひ合すへし。此も其と全同じきをや。前にも云る如く。凡て某振と云は。みな其振々を分む料の。假の名なれば。振たに同じ歌ならむには。幾首にても。合せて一名を呼むこと。本

より然るへきわさなり。右の前張も然なり。さて又紀に。かの避奈菟謎迺と云歌をも。此に載られたるは誤なり。かの歌は。別に上代の戀歌にて。此にはさらに由縁なし。彼歌を此に載られたるは。彼歌を樂府にて。阿米那流夜の歌と並へて。共に夷振なる故に。同時の作と爲る傳もありしにや。されど此にて。記に彼歌は無き。正しき傳なりける。然れば。天なるやの歌を。夷振と云は。ひなつめの歌に引れたる名。ひなつめの歌の。此に載れるは。天なるやの歌に引れて。出たる物と心得る時は。萬の疑は晴ぬへし。と云れたる。此又然る説なり。

既而天照大神。以思兼神妹萬幡豊秋津姫命。配正哉吾勝々速日天忍穗耳尊爲妃。令降之於葦原中國。是時勝速日天忍穗耳尊。立于天浮橋。而臨睨之曰。彼地未平矣。不須也頗傾也。凶目杵之國。歟乃更還登具陳。不降之狀。

既而。こゝは上に。天稚彦國平に降りなから。大神に背き奉りて。八年經まで。報命まをさす。天神の御野に因て。死にし事見えたれば。葦原中國は。未言向給はさるを。忽こゝに。既而天照大神云々。令降之於葦原中國とあるは。如何なり。故熟考るに。此一書は。文の前後になれるにて。決く誤あ

るものと見えたり。今其を置替て心得むには。此一段を一書曰の下に轉して。一書曰。天照大神以思兼神妹云々爲妃。令降之於葦原中國。是時勝速日天忍穗耳尊云々。乃更還登具陳不降之狀。とありて。上の天照大神勅天稚彦曰。豐葦原中國云々。今號夷曲といふまでの文を。此間に入。さて次なる故天照大神復遣武甕槌神及經津主神云々と爲へし。もとかゝるさまの文なりしなるへし。然見されは。こゝに既而とあるが。叶はさるのみならず。以思兼神妹云々爲妃。とあるも。此時の事としては。如何なり。本書の趣を見また忍穗耳尊の。彼地未平と詔へるも。此時としては。更に叶はず。其は上に有三殘賊強暴横惡之神。と詔へるのみにて。未言向給はさる程の事なれば。忍穗耳尊を降し玉ふも。如何なるに。その尊の即て彼地未平と詔へるは。天浮橋に立て。臨眺たまふ迄もなく。本來知られたる事なるをや。猶此餘にも。合はぬ事多かるは。左右に文の混錯りしこと灼然し。既かく論ひ置けるに。後に葦原を見しかは。同じ。○思兼神妹。思兼神は。高皇產靈尊兒と。一書にあれば。此傳も。高皇產靈尊の女といふ傳なること。本書又記と同じ。○萬幡豊秋津姫命。本書に。栲幡千千姫とある同神なり。記には。萬幡豊秋津師比賣とあり。名義。萬は記傳に。宜てふ言は。物の足備はれるを云ふ。與呂都與呂比なども。此より別れたる言なりとある。此に依て思ふに。此も數の萬の意には非て。不足ぬ事無く。美麗しく繡整へたる布帛といふ意に。萬幡とは云なり。と云れき。この事既に本書の下に云り。秋津は。記傳云。萬葉三に秋津羽之補。十に秋都葉爾々寶敵流衣。十三に蜻蛉巾などある如く。蜻蛉の羽の如く。

薄く細精き帛布を云なりと云り。○臨眺。舊くホゼリと訓るによれり。直指に。臨眺は上より見下すを云。強見るをホセルと云ふと云り。神武紀三十一年に。眺是郷とあるを。廻望國狀とあり。於と袁と。片假字の違あり。景行紀には望拜とあり。依て重胤は。オホホゼリテの略なるへし。と云り。平田翁云。今俗に。人の體事などを探露すを。ホセルと云は。是なるへしと云り。○未平。記に伊多久佐夜藝豆有祁里とあり。記傳云。書紀に聞喧擾之響と書て。此云佐柳寛利とあり。又記の伊須氣余理比賣命の御歌に。加是布加牟登曾。許能波佐夜牙流。武郷云。なほ例を數多出されたり。などある如く。物の音の喧しく。さわがしき事なりと云り。○不須也頗傾也。本に頗傾の下に也字なし。延喜本。文明本。纂疏本。見林本等により。下の注にもあれば。こゝは脱たること著し。今補つ。伊那は否なり。加夫斯は。記八千矛神の御歌に。宇那加夫斯とある。加夫斯と同一。傾にて。御頭を傾けて。否と所思る状なり。今世人も否と云には。必頭を振傾る事ある。其を頭振といふ是なり。俗に物の下より。上の勝て傾くを。加夫久と云と云り。かぶしのさま思へし。と記傳に云り。○凶目は。上卷に出。杵は助辭なり。記傳云。上に不須也。凶目汚穢とあり。此の頗傾と云か。彼凶目にあたり。凶目杵とあるか。汚字に當れる語勢なり。されど。目杵の書さまは。いかにそやおほゆと云り。杵字熟田本にキタナキと訓り。これによらは。杵は汚の誤なるへし。○還登。此國迄は降坐で。浮橋より還給ふなり。

故天照大神復遣武甕槌神及經津主神。先行駈除。時一神降到出雲

國。便問大己貴神曰。汝將此國奉天神耶以不。對曰。吾兒事代主。射鳥遊遊在三津之崎。今當問以報之。乃遣使人訪焉。對曰。天神所求何不奉。歟。故大己貴神以其子之辭報乎二神。二神乃昇天復命而告之曰。葦原中國皆已平竟。時天照大神勅曰。若然者方當降吾兒矣。且將降間皇孫已生。號曰天津彥々火瓊々杵尊。時奏曰。欲以此皇孫一代降。

故天照大神復遣云々。とあるは。天稚彦の件より承る所にこそありけれ。天忍穗耳尊を令降之とあるよりは。つゞくへき所ならざるを以。右の文の混れなることを。思定むへきことなり。○武甕槌神及經津主神とある。此次第は。他の傳々とは異なり。及字を加られたるも穩ならず。丹鶴本に及字なし。其は宜し。○出雲國。本に國字を脱せり。今永享本に依る。さて二神の降到玉ひし處は。即五十田狹之小汀なり。○三津之崎。平田翁云。出雲風土記に。島根郡に。御津濱廣二百八十歩とある處なり。と師説なり。風土記抄に御津今水島也といへり。 同郡に御津社もあり。抄に。加賀郡郷。今永浦本宮なりとあり。但し式には載られず。さて古事記に。御大之前。紀正書に三穗崎とあるも。此郡の崎なり。 仁多郡にも。三津郷と云ありて。其は味鋤高日子根神の。三津と云る故事より。起れる地名なり。又

風土記に。楯縫郡にも御津島。御津濱と。並ひ在て。御津社と云もあり。抄に。御津濱は俗に三津浦といふ。御津社は楯縫郷三津浦にあり。と云へり。 神名式に。御津神社とありと云り。さて五十田狹之小汀より。三津之崎へ通ひし海路の事は。既に本書の御穗崎の下に云り。○何不奉歟は。何承給り奉らさらむや。の義なり。訓も本のまゝ。にては足はず。 ○二神乃昇天云々は。全く事訖たりし時の事なり。同じ事ながら。第二一書に。於是經津主神則還昇報告。時高皇產靈尊還遣二神曰。今者聞汝所云云々は。大己貴神の言に就て。此に其執計らふへき旨を。伺に上たまへる時の事にて。別なり。○若然者の。若字訓へからず。此に母志と云時は。なほ危ませ玉ふ義と成て。上件二神の。慥かに復奏されたる趣と。齟齬へれはなり。○當降吾兒。記云。爾天照大神高木神之命以。詔太子正勝吾勝々速日天忍穗耳命。今平三詔。葦原中國之白。故隨言依賜。降坐而知看。○且將降間皇孫已生云々。重胤云。此御事第二一書には。天忍穗耳尊に。種々の事依の御政を過して。則以高皇產靈尊之女號。萬幡姬。配天忍穗耳尊。爲妃降之。故時居於虛天。而生兒號天津彥々火瓊々杵尊。因欲下以此皇孫一代。降云々。然後天忍穗耳尊復還於天。と見えたる。此生出させ御坐々る御事共はしも。此一書には。忍穗耳尊の。天降給はむと爲させ玉ふ間にと有り。記には。其天降坐むと爲て。御裝束爲させ給間にと有り。然るを第二一書は。天降らせ給へる御道すから。虛天に御坐て。生奉らせ給ふ任に。其虛天より。直に諸部神等を副給ひ。其服御之物をは。其任に讓聞えさせ置して。大御父天忍穗耳尊は。其虛空より還上らせ給へる趣なれとも。少か心行す。其忍穗耳尊より。瓊々杵

尊に御讓位の御事は。然も有へしと雖。其も皇祖天神の御計らひを。仰聞えさせ玉ひて。共々にこそは。物爲させ玉はめ。然して三種神寶などを。授奉らせ玉ふ御事などは。其に就たる御壽詞等御坐々せば。先に忍穗耳尊に事依し玉へりし御時の如くにそ。此度も物爲させ玉へりけらし。然れば右の居於虛天<sup>ニ</sup>而生兒。と云は。此に立<sup>ニ</sup>于天浮橋<sup>ニ</sup>而臨睨<sup>之</sup>。と有る初度の御事の混れより。右に御兒を生坐る趣には。傳はれりし者とこそは所見たりけれ。然る時は。次度には。忍穗耳尊はしも。出立せ給はずして止ぬるを。先の傳と混同に成て。此度も虚天より。引返し昇らせ玉へる者の如く。傳はなり。若て此に三種神寶を賜はししより以下。寶祚之隆云々までの事實をば。第二一書には。天忍穗耳尊の。此度の御降臨の御事に就て。授奉らせ玉へる事に書されたれとも。右等は其始て。天降坐ける御時の。大御政なりつらむを。同じ事の相重複れる。其は省く例なるに依て。其をば上に押上せて考ふへく。此一書なるは。初より瓊々杵尊に。授奉らせ玉へる御事のみ有て。其忍穗耳尊の。御天降の所には。更に無きは。其片方を略かるゝにも。事にこそ依へかりけれ。先皇祖天神より。天忍穗耳尊に授奉らせ玉へりし御事なりしを。此に瓊々杵尊を代へて。天降し玉ふと爲ては。皇祖天神と。相共に。忍穗耳尊も專政こたせ給ける御事を。見奉知に便宜無して。甚味氣無き御事共なり。記も此一書と。然しも異らさりけれとも。是以隨白之。科<sup>ニ</sup>詔日子番能邇々藝命<sup>ニ</sup>。此豊葦原水穗國者。汝所<sup>レ</sup>知國。言依賜。故隨<sup>レ</sup>命以可<sup>ニ</sup>天降<sup>ニ</sup>。と有て。其忍穗耳命の奏し請せ玉へる任に。更に御命を科せ玉へる由にて。其大御父忍穗耳尊の御讓を受て。此國を所知食須天皇にて。渡らせ玉ふへき由にて。右にも引る其上文

に。爾天照大御神高木神之命以<sup>テ</sup>。詔<sup>ニ</sup>太子正勝吾勝々速日天忍穗耳命<sup>ニ</sup>。今平<sup>ニ</sup>訖<sup>テ</sup>葦原中國<sup>ニ</sup>之白<sup>ス</sup>。故隨<sup>ニ</sup>言依賜<sup>ニ</sup>。降坐而知看。に對へさせ玉へる御言なるを思ふへし。此所を深く味ひ見ざる時は。忍穗耳尊は御血統の御次のみに御坐て。天統の御初にて。渡らせ玉へる御事を申さず。此の御事依の御事なども。俗に謂ゆる嫡孫承祖と云事の狀に。思成奉りて。其平國の大御政は。更にも云はず。此時の御讓位の御事など。凡て皇祖天神のみの。御計ひの如く思成し。疎み奉る如き。僻説共も出来る事そかし。上と云れたるさる言なり。なほ次にさてこの且字<sup>上</sup>に。已而の二字あらまほし。さるは上文に。天照大神勅曰。若然者。方當<sup>レ</sup>降<sup>ニ</sup>吾兒<sup>ニ</sup>。とあるは。大神の宣へる御言。且將<sup>レ</sup>降<sup>ニ</sup>とあるは。忍穗耳尊の御事なれば。其間に此二字なくては。一聯に通えて。將<sup>レ</sup>降<sup>ニ</sup>は。大神の忍穗耳尊を降さんと爲玉ふことと成れり。かくては如何なる文となれり。次にも已而將<sup>レ</sup>降<sup>ニ</sup>間。とある文あれは。こゝも准へて。右の如くなる文字あらまほしきなり。再按に。且をスナハチと訓て。發語の辭の如くに見は。本のまゝにても通ゆへし。○皇孫已生。此皇孫は御父尊より申す處なれば。ミコと訓すしては通えず。第二一書に。時居<sup>ニ</sup>於虛天<sup>ニ</sup>而生兒<sup>ニ</sup>。と見え。記に子生と見えられたはなり。次に以<sup>ニ</sup>此皇孫<sup>ニ</sup>と有は。殊更にして。此は皇子と訓奉るへき所なり。と重胤云り。偕此までの事。みな皇孫尊生まして後の事とせり。されど此は記にも。天忍穗耳命答白。僕者將<sup>レ</sup>降<sup>ニ</sup>裝束之間。子生出云々。此子應<sup>レ</sup>降<sup>ニ</sup>也。とありて。一書には。居<sup>ニ</sup>於虛天<sup>ニ</sup>而生<sup>ニ</sup>とあれど。此時に生坐る傳の方を。正しとすへし。なほ本書の下に云る皇孫尊の此時。猶幼稚御坐すよし云る説をも思合すへし。○奏曰。本に奏<sup>上</sup>有字あり。今三島本永享本に无に依て刪る。其方まさりたればな

り。○欲以此皇孫代降。記傳云。父尊に代て。此御孫尊を降し奉り玉ふは。如何なる故にか。傳無れは測かたし。と云れつれと。重胤説に。此天忍穗耳尊は。終に天降り坐すして。止玉ひぬるは。如何なる御事にかと。年頃不審く思渡つるに。今其説をなむ得たりける。其は瑞珠盟約章第三一書に。日神與素戔嗚尊。隔天安河。而相對乃立。誓約曰。中如生男者。予以爲子。而令治天原也。とありて。下に。其素戔嗚尊所生之兒皆已男矣。故日神方知素戔嗚尊元有赤心。便取其六男。以爲日神之子。使治天原と見え。寶鏡開始章第二一書にも。於是素戔嗚尊誓之曰。中若有清心者。必當生男矣。如此則可以使男御天上と有か如く。天照大神素戔嗚尊共に。男御子を生坐せらば。天原を令治むと誓玉へりし。御言驗有て。天上に留まらせ玉ふへき。御運とは成れるにて。其例は。天照大神は日神にて渡らせ玉へれとも。二柱御祖神の。何不生天下之主者歟。と相議らせ生奉らせ玉へりし。其所以に因て。高天原を所知看つとも。此天下は。皇大神の國土なり。顯見蒼生も。亦皇大神の御民なるか如し。故其所由に依て。天忍穗耳尊の。天上に留らせ玉へるのみならず。天穗日命も。其子天夷鳥命を降して。天上に留らせ玉ひ。天津彦根命も。其子天目一箇神を降して。天上に留らせ玉ふ狀に所見たり。右に六男と有れとも。實は三神に坐すに。以爲日神之子。令治天原と云に。御誓約の此に至りて。其信驗違はせ玉はさるなん。奇異しとも靈しく妙也ける御幽契には。御坐々ける。と云れたるは。然る事にも御座へからんか。なほ考へし。

故天照大神。乃賜天津彦々火瓊々杵尊。八坂瓊曲玉。及八咫鏡。草薙劍。三種寶物。又以中臣上祖天兒屋命。忌部上祖太玉命。猿女上祖天鈿女命。鏡作上祖石凝姥命。玉作上祖玉屋命。凡五部神。使配侍焉。

故天照大神乃賜云々は。重胤云。天忍穗耳尊に。事依玉へるか如く。瓊々杵尊に更めて。大命を科せ玉へる所なるか。此に大に味はふへき事しも有けり。記に此子應降と奏請せ玉へる御言を受て。是以隨白之。科日子番能邇々藝命。此豊葦原水穗國者。汝所知國言依賜也。故隨命以可天降。と有る。隨白之は。其奏請給へるを。制可させ御坐て。瓊々杵尊に命負せ玉へる由也。汝所知國言依賜と有は。右に忍穗耳尊の。此子應降と。申玉へるが。即其尊より瓊々杵尊へ。言依奉らせ給へる御事と成れるなり。故隨命とは。御父忍穗耳尊の命に隨ひて。天降坐へしとにて。右に注るか如く。先に御命を蒙ふらせ給し以降は。天忍穗耳尊は。高天原に御坐なから。此國土の大君にて。渡らせ玉ふか故に。其御父子の御間にて。天統授受の御政は御坐して。萬の御計は。皇祖天神の行はせ玉へる由也。如此説得て見る時は。天照大神より。天忍穗耳尊に。天忍穗耳尊より。瓊々杵尊に。次第の任に。天日嗣高御座の大御業を。授け聞えさせ玉へる趣。甚鮮明に知らる事なり。と云り。まことにさる言なり。



○八坂瓊曲玉。八咫鏡。二種はかの石窟に幽居坐し時に。五百箇真坂樹に取着し玉鏡なり。記に其遠岐斯八尺勾瓊鏡。とあるにて著明し。この遠岐斯は。上卷一書に。宜下造彼神之象一奉招禱とある。招禱に同じき事。其處に云り。○草薙劍は。かの大蛇の尾より。取出給ひし御劍なり。さて此三種の物の。勝れてめてたく尊き事は。まつ玉鏡は。思兼神の深く遠く思慮まして。八百萬神の。いとく般勤に招禱奉りし幣物なれば。上なく麗しくめてたく有へき事なり。拾遺に。令石凝姥神鑄日像之鏡。初度所鑄。少不令意。次度所鑄。其狀美麗。云々とあるにても。大ろけならず。物し給ふこと知られたり。劍は大蛇の尾より出たれば。是はた奇しく。世の常ならぬ物なる故に。此三種の物。比類なき御寶物にてありけるを。此度皇御孫命へ賜はしるか。彌嗣々に傳へ坐て。天地と極なき。天日嗣の御璽とはなれりける。其の中に。わきて鏡の故由重き事は。下の一書に。吾兒視此寶鏡。當猶視吾。可與同床共殿以爲齋鏡。記にも。爲我御魂而。如拜吾前云々とあるにても知へしと。葦牙に云れたるか如し。偕此御寶物の御上に附て。古は何の論もなかりけるを。近頃に至て。長くも種々に論ひ奉る文もあるか中に。まつ記傳に。此三種を連擧る次第は。鏡劍玉とか。鏡玉劍とか。有へき理なるに。記にも書紀にも。玉を先にし。紀には殊に玉及鏡と。鏡の上に及字をさへ置れたる。其は水垣朝御代よりの事にて。神代より然るには非ず。今此に大御神の授玉ふ時を以云はく。鏡第一なる事は更なり。次には劍。其次に玉なるへし。といひ。又三種の中に。玉は本は輕きか故なり。など論

れたる。甚き私言なり。本來此御寶物とも。何れ重く。孰れ輕きなど言へる。御定めなく。大神の御手自賜はしたる御物なれば。孰れを先にし。孰れを後に記したりとも。其は語傳へし人の心々にこそあれ。いかてか其に拘はりて。玉はもと輕し。など論ふへき。さて其後も。其に次て。種々の書ともつくりて。いとも可畏き。御寶物の上を。押はかり言せる論等の中に。三種の御寶とはいへとも。信には二種をといひ。或は三種のうち。玉こそ誠に第一なれなど。心に任せたる言其を。さまざまに言へるは。いともあさましく。可畏くおほけなき言等なり。されど其疑の因て起れる本は。まつ繼體紀に。大伴金村大連。乃跪上天子鏡劍璽符。再拜。神祇令に。凡踐祚之日中臣奏天神之壽詞。忌部上三種之鏡劍。義解に。此即以大殿祭祀詞に。神魯企神魯美之命以氏。皇御孫之命乎。天津高御座爾座氏。天津靈之劍鏡乎。捧持賜天。言壽宣志久云々。古語拾遺に。即以八咫鏡及草薙劍二種神寶。授賜皇孫。永爲天璽。所謂神璽之劍鏡是也。矛玉自從。とある文ともなり。是ら鏡劍のみを云て。玉をいはず。然るに祝詞考。大殿祭詞。云。是に八尺勾瓊を舉いはず。儀制令にも。鏡劍のみあるにつけて。神代紀の一書に。三種の寶といふを。疑ふ人あるは。顯れたることのみ依て。ものを限るなり。天孫天降り玉ふ時。天照大御神の詔く。於是副賜遠伎斯八尺勾瓊鏡及草薙劍。云々と。古事記にしるされ。一書に曲玉鏡劍を。三種神寶と有なれば。何かいふかしき。且其勾瓊は。天下知しめす主なる。あるしの神寶に。天照大御神是を賜はせしなり。然れとも此瓊は御身に著坐寶にて。人の手觸るゝ物ならず。故に古より

鏡二を以。大儀の時のまるしとなし來れるなり。と云れしは。いと宜き説なり。かの瑞籬の朝御代に。玉をも模し造らるへきに。志かあらぬは。是玉は御身に著ます御實にて。天下所知看主なる印の御實なるか故なるへし。されは此玉を合せて。三種と申し。大儀の時のまるしには。鏡劍二種をのみ。奉りしなりと。思定めて有ぬへし。正統記に。神籬は八坂瓊の曲玉と申。神代より今にかはらす。代々の御身をはなれぬ。御まもりなれば。海中よりうかひ出たまへるも理なり。とあるも此由なり。近藤芳樹か藤原抄注に。玉は天皇の御魂の鏡となりて。御正身の護身なるからに。御在所を放ち玉はす。故に御代官の玉を作らせ玉はて。崇神天皇より以後。今に至りて。神代なからの靈物存し。先帝より後帝へ。御手つからといふばかりに。傳させ玉へは。殊にこれ一種にかきりて。神籬とはいふなり。と云れたる。さて立かへりて。二種神寶と稱せる事を解へし。重胤云。此二種神寶と云は。後に天皇御即位の御時に當りて。鏡劍二種を。忌部氏より上る例なるより。志か改めたるにて。實には三種なり。と云れたる言なるか。なほ久保季茲か。三種神器考證と云ものに。鏡劍二種をのみ。天璽と云る論の。非なるを辨へ云る。其説に。そもく此鏡劍を奉ることは。神代より忌部の職なれば。令にも式にも。忌部の鏡劍を奉ることを。記されたるにて。拾遺は更なり。大殿祭祝詞も。忌部家より出たる故に。其家に云傳へたる如く。二種をのみ舉たるなり。三種とあるとは。其傳の趣自ら異なるを。先哲の心着れさりしなり。拾遺に殿祭オホトノ祭其祝詞文次祭ミカト宮門在別卷とある。この祝詞は。即延喜式に載たる。大殿祭御門祭の祝詞是なり。この二の祝詞に。古語云々といへる注あり。此は他詞に例なきことにて。拾遺の注と同じ體なるは。もと同じく忌部家より出たるか故なり。此を以。拾遺と大殿祭とに。鏡劍をのみ天璽と云るか。忌部の古傳にて。記紀の傳と。異なる由を思辨ふへし。

と云れたるは。誠に然る言なりけり。○賜云々三種寶物一は。記に。於是副賜彼遠岐斯八尺勾瓊鏡。及草那藝劍云々。而詔者。此之鏡者。專爲我御魂。而如拜吾前。伊都岐奉と詔玉ひて。其鏡に屬たる御壽詞をなん。聞えさせ給へりける。殊に拾遺の次第は。于時天祖天照大神。高皇產靈尊。乃相語曰。夫葦原瑞穗國者。吾子孫可王之地。皇孫就而治焉。實祚之隆。當與天壤無窮矣。即以八咫鏡及二種神寶。授賜皇孫。永爲天璽。所謂神璽。予玉自從。即勅曰。吾兒視此寶鏡。當猶視吾。與同床共殿。以爲齋鏡。とある次第甚宜し。但天壤無窮の神勅の最前に在は。次へ廻して心得へき事。大殿祭詞に。先天津璽の鏡劍を捧けさせ御坐して。次に言壽の御言を詔給へるを。例と爲て知へし。次に神璽を授奉らせ玉へる御事有て。後に吾兒視此寶鏡云々の御言を載たる事。右に舉たる記も然なり。然る時は。此に天照大神乃賜天津彦々火瓊々杵尊八坂瓊曲玉。及八咫鏡。草薙劍。三種寶物。と有に續ては。第二一書に。是時天照大神云々祝之曰。吾兒視此寶鏡。當猶視吾。可與同床共殿以爲齋鏡。とありて。次には天壤無窮の神勅をそ。詔給へき。此其御序次なりけり。○上祖。山蔭云。凡て紀中に遠祖始祖上祖本祖など。言をかへて。いろく書れたるは。みな例の漢文なり。古傳には。古事記の如く。たゞ祖と有しなり。右の中に。遠祖と云は。古言なれども。事によりてこそ。さもいひつれ。其氏遠祖某。某者某氏遠祖。などは言さりし事そかし。とあり。○玉屋命。記に玉祖命とあり。此神の訓は。記傳に。和名抄河内國高安郡。又周防國佐波郡なる郷名の玉祖を。共に多末乃於也とあると。

書紀に玉屋命と書るを合せて。多麻能夜なり。とあり。さて此神は。上卷に豊玉 天明玉また羽明玉。櫛明玉命。など見えて。皆同神別名なること既に云るか如し。名義。玉作の祖神に坐よしなり。姓氏録に。玉作連。高魂命孫。天明玉命之後也。天津彦火瓊々杵尊。降幸於葦原中國。時。與五氏神部。陪從皇孫。降來。是時造玉璧。以爲神幣。故號玉祖連。亦號玉作連。とあるは。此時の事なり。○五部神云々。記に五伴緒とあり。記傳云。凡て伴とは。官職にまれ何にまれ。一部ともなふを云。某伴某伴と云是なり。伴造と云は。其部の長を云。緒は長なり。武郷云。佐佐を記傳に。長兄名の意なりと云れ。書紀に。魁帥渠帥。たれと信かたし。た長意と見てあるへし。書紀に。魁帥渠帥などを。伊佐袁と訓るも。勇長なり。然れば伴緒は。其部屬の長を云稱なり。さて今右の五柱神を指て。五伴緒と云るは。石屋戸段に見えたる如くに。此神たち各掌れる職ありて。其職々の部屬を帥る。長神なればなり。五神を指て。五伴緒と云へれば。一件緒は一神なり。然れば伴緒とは。其長を云て。其部類を示に非ること明らかし。書紀に此を五部神と書れば。五伴緒は。た五部の意とも聞ゆるに似たれども。彼も五神を擧て云れば。其意に非ず。五部長。とあり。纂疏にも。五部者諸神之統領。而各爲三部黨者也。既に云れたり。○配侍。第二二書に。陪從とあると。訓同しかりければ。配は天孫に令奉副給へるなり。侍は衆の仕奉るを云。記傳に。波閉理は。貴人の御前に在る由にて。此言の意は匍匐在と云事なり。俗に匍匐屈居と云に同じ。とあり。されは五部神を。各其部の長に分別て。八百萬神を率て。天孫の御前に陪從て。令供奉玉へるよしなり。さて此五伴緒神の。掌り給ふ職は。みな神事に依れは。石屋戸段。今支加而降し玉ふも。專神事の料なりと。記傳に云れたれと。平田翁云。神事の料のみに非ず。御孫命の天下始め玉

ふ御政を。介けしめ玉はむとなり。斯て神事即て天下を始め玉ふ。御政の本なれば。師の言の如く。云むも難なけれど。少か言足らぬ心ちそする。と云れたるさる説なり。さて重胤云。五部神の事。記も同じ傳にて。右の五神を擧て。次に并五伴緒矣。支加而。天降也。と見えたり。拾遺に。仍以天兒屋命。太玉命。天鈿女命。使配侍。と有て。二神を漏せるは。太玉命の所率の神と爲る傳なるか故に。略けりし者なるへし。其下に。宜太玉命率諸部神。供奉其職。如天上儀。仍令諸神亦與陪從。と有る是なり。其如天上儀と云は。石屋戸段に。太玉命所率神名。曰天日鷲命。手置帆負命。彦狹知命。櫛明玉命。天目一箇命。と見えたる。是太玉命の率て。降玉へる諸部神なる者なり。と云り。玉屋命。櫛明玉命。は。同神なり。さて石凝姥命。天目一箇命と同神にはあらねど。共に嚴治の事に預り玉へは。なほ太玉命の所率の神の内には入給なるへし。○記には此に次て。三種の御寶物を賜ひ。亦常世思金神。手力男神。天石門別神を副賜へる事みえたり。記傳云。此三柱神は。其現御身を。天降し給ふには非す。現身は。高天原に留りて。天照大御神に仕奉給ふ。皆其靈寶。武郷云。御靈寶と云は。御靈の託る御體なり。下皆同じ。俗に所謂神社の御神體なり。を降し給ふなり。故上の五伴緒神と。同列にはあけずして。今此に三種御寶の次に連ね云り。然れば。此三柱神の御靈寶ともは。鏡にまれ。劍にまれ。何別神一柱は。此記には。石屋戸段には見えされは。此御靈は。皇孫命の門の守衛神として。降し給ふにても有んか。又彼五伴緒神は。現御身なる故に。此次に各某氏之祖。と注したるを。此三柱は。御靈體なる故に。子孫をば擧す。た其鎮坐す處を注せり。此等を以。現身と御靈との。差別あることを覺るへし。書紀に。五部神を擧たれども。此三神を。擧ざるも。現御身に非るか故なり。と云り。又記に。伊須受能宮鎮坐の次に。次登由宇氣神。此者坐外宮之度相神者也。とありて。此大神も此時に。共に天降し奉り玉ふ

なり。記傳云。思金神等三柱と。同例に此に記せれば。此大神も。御靈實を降り奉り玉ふなり。さるは此豊宇氣大神は。高天原にして。天照大御神の。常に拜祭給ふ御食津神に坐か故に。己命の御靈鏡に。屬添て。此御靈をも降り奉り玉ふなり。さて書紀の此段に。此神を降り奉り玉ふ事の見えざるは。現御身にあらす。御靈實なるか故なり。とあり。

因勅皇孫曰。豊葦原千五百秋之瑞穂國。是吾子孫可王之地。宜爾皇孫就而治焉。行矣。寶祚之隆。當與天壤無窮者矣。

豊葦原云々。本に豊字なし。今永享本に依て加ふ。重胤云。八洲起原章一書に。有豊葦原千五百秋瑞穂之地。と所見たるは。其時此國號有しには非れども。後の稱を始に及ぼして。書されたりし者にて。此天降の御時に。皇祖天神の。號けさせ玉へる御事。申も更なり。故記には。其以前には。何處なるも葦原中國と書されて。此段の初に。天照大御神之命以。豊葦原之千秋長五百秋之水穗國。云々と有て。其初て起れる由を令知たり。常に葦原中國と云は。高天原にて。天上に對へて。天下と云程の事にて。皇國を主と云中にも。大地の全體に係れるを。此瑞穂國の嘉號はしも。大地萬國の中より。皇國の地を成し出させ玉ひ置して。此大八洲國を以て。萬國の君主と在る國と定させ玉ひ。天神の齋

庭の穂を。當御せ奉りて。天神御子の。天津日繼しろしめすへき。大御食國と。定め奉らせ玉へる也ければ。甚も尊き國號には有ける。さて記に。長五百秋と云時は。五百秋を長く重ぬる義となりて。實に天壤無窮の神勅と。本より相並對所なるに。片方には無際限き由を宣ひ。片方には千五百秋と限れる數を。宣玉はむことは。甚有ましき御事也ければ。其始は記の如く有けむを。字を切めて。書されしなめり。然れども瑞穂の出來る。其秋より。秋の重なる事を云と見る時は。即天壤無窮の義に。歸へきなるにや。記傳の説。倍瑞穂國は。後に號けたる國號に非ず。皇祖天神より。齋庭之穂を。授奉らせ玉ふ時に。皇御孫尊の。御食津國と爲て。天日嗣の御隆を。祝奉らせ玉ひて。號け聞えさせ玉へる事。右に云るか如し。とあり。○子孫は。纂疏に謂子々孫々也。と注り。されと上に吾兒。此を吾子孫と書分られたるは。却に古意に非ず。次なる猿田彦神の所に。天照大神之子。所幸云々。とあるそ古の任なる。然れば此も吾御子之繼々など。訓奉らまほし。○就而治焉。訓にシラシムと云るは。知ラスと云に同じ。尊みて云詞也。玉勝間九云。尊みて令と云詞。古語に人の事をたふとみて。行をゆかず。立をたふすなど云る。中昔にはゆかせ玉ふ。たふせ玉ふなどいひ。記録ふみなどには。令行給。令立給など書り。此類の令といふことばは。いと古くは見えざる事なるに。萬葉十四の上野國の歌に。安思布麻之牟奈とあるは。いとめつらし。かの集の頃の歌。他にはみなあしふますなど。いへる例なりと云り。此の訓シラシムも。其格と見へし。○行矣。重胤云。私記に。左介久と有りて雖。通本

に従ひて。佐伎久と訓へきなり。此言意既に注る如くにて。此は天神御子を天降し玉へるに就て。此御言を奉らせ給へるなり。纂疏に。行矣者送<sub>レ</sub>行之詞。と注させ玉へるそ。實に謂れたる。此は其幸行す先々は。恙無く御坐せ奉給ふと爲て。壽稱へさせ玉へる御言にて。萬葉四に。奈何好去哉。五の好去好來歌に。都々美無久。佐伎久伊麻志豆。七。好去而亦還見。九に。吾思吾子好去有欲得。十三に。新夜乃好去通牟。十七に。好去而安禮可幣里許牟。二十に。好去而早還來等。好去は旅行人を送るに。必云詞なるか。齊明紀に。得<sub>二</sub>平安<sub>一</sub>と並へて。得<sub>二</sub>好在<sub>一</sub>と有に。漢籍に行矣を。好去と通ふ狀に云へれば。訓は與久由久なれども。意は佐伎久と心得て違はず。其意にて。十七に。草枕旅行君を佐伎久安禮等。齋<sub>イハヒ</sub>食<sub>ヘ</sub>居<sub>ス</sub>つ吾床邊爾。と有など。猶餘多見えたり。通證に右の歌を引て。言欲<sub>ニ</sub>旅途有<sub>ニ</sub>幸福<sub>一</sub>。而居<sub>ニ</sub>齋瓶<sub>一</sub>子<sub>ニ</sub>床<sub>一</sub>上<sub>ニ</sub>祈<sub>レ</sub>之也。漢書外戚傳。行矣強飯勉<sub>レ</sub>之。師古曰。行矣<sub>ニ</sub>猶<sub>ニ</sub>今言<sub>ニ</sub>好去<sub>一</sub>。と注されたり。此にて好去も。サキクとも訓なる事を曉るへし。 偕右の如く。行矣は。此御發途の御時に當りて。其御坐著せ玉ふ迄の御平安を。祝奉らせ給ふ意と。見て敢なむ。と云り。○寶祚は。紀中に天業。基業。天基。など有を始として。即帝位。又即天皇位。又踐祚を。天津日繼所知食と訓奉り。皇太子又太子を。日繼之御子と訓奉るへき定格なり。なほ宸極。大運。大業。天緒をも訓み。嗣<sub>ヒツキ</sub>位。日<sub>ヒツキ</sub>位。騰極次第。古曰。なとも見えたり。名義は日繼は。御繼と申すことなるへし。綏靖紀に。皇祖之業。應神紀に。立<sub>ニ</sub>菟道稚郎子<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>嗣。顯宗紀に。陛下正統。續紀宣命に。天皇命之阿禮坐牟。彌繼々爾。また女子能繼爾波在止毛などある。みな御繼なり。記傳に。天津日大御神の大御任を。受傳坐て。其大御業を。嗣々に所

知看す由の御稱なり。と云れし如くにて。天照大神の。吾子孫可<sub>レ</sub>王之地。と詔玉へる大命を。受繼せ御坐て。天地の間に。君と坐す御職を。稱奉る尊號なること。右に注る事共を以。明らかめ奉るへくなん有ける。○當與天壤無窮。此大詔のさまを。歌に賦たるは。萬葉二に。天照日女之命。天乎波。所知食登。葦原乃。水穗之國乎。天地之依相之極。所知行。神之命等。天雲之八重撥別而。神下。座奉之。高照。日之皇子。云々などなほあり。永享本の此段の書入に。日本國安堵文。と書たるは。何げなき様なれど。然る説なり。守部云。此大詔の無窮に重きことは。今更申すも更にて。いと可畏けれど。古語に夜須美斯々。和賀意富岐美。と云ること。記また萬葉に見えたる。武郷云。夜須美斯志は。即安みして。此天下を知看す。と云ことなり。 安け平安の意。浦安國などの安にして。後安<sub>ウシロヤス</sub>く裏安<sub>ウラ</sub>く。俗に安心の意なり。其は此皇大御國は。神代の始より。大御神の神勅にして。君は萬代の大君。臣は萬世の臣奴と定りて。外國などの如く。傍より天日嗣を慕むとするもの。絶て非りければ。後安<sub>ウシロヤス</sub>く裏安<sub>ウラ</sub>く。天下所治行よしの語なり。此大詔の如く。天壤と共に天日嗣かはらせ給ふ事なく。動かせ給ふことなければ。君臣の道。一度定りて違ふ事なし。君臣の道違ふことなければ。萬亂るゝ事なく。此則道の大本なる事。なほさりに見過すへからず。さて又續紀。神護景雲三年九月。詔曰。云々道鏡語。清麻呂曰。大神所<sub>ニ</sub>以<sub>レ</sub>請<sub>レ</sub>使者。蓋爲<sub>レ</sub>告<sub>ニ</sub>我即位之事<sub>一</sub>。因重募<sub>ニ</sub>以<sub>レ</sub>官爵<sub>一</sub>。清麻呂行詣<sub>ニ</sub>神宮<sub>一</sub>。託宣曰。我國家開闢以來。君臣定矣。以<sub>レ</sub>臣爲<sub>レ</sub>君。未<sub>ニ</sub>之有<sub>一</sub>也。天之日嗣。必立<sub>ニ</sub>皇緒<sub>一</sub>。無道之人。宜<sub>ニ</sub>早掃除<sub>一</sub>。清麻呂來歸。奏如<sub>ニ</sub>神教<sub>一</sub>。云々とある。此はまた後代の神勅なり。是と合

せて。今此大御神の。大詔の私事ならざる事を知へきなり。右に引る古語も。神代より云ならへるまゝに。言へるなれば。萬葉などにも。多かるにこそ。と云れたる。まことに宜なる論なりけり。

已而且降之間。先驅者還白。有一神居天八達之衢。其鼻長七咫。背長七尺餘。當言七尋且口尻明耀。眼如八咫鏡。而絶然似赤酸醬也。即遣從神往問。時有八十萬神。皆不得目勝相問。故特勅天鈿女曰。汝是目勝於人者。宜往問之。天鈿女乃露其胸乳。抑垂裳帶於臍下。而笑嚙向立。是時衢神問曰。天鈿女汝爲之何故耶。對曰。天照大神之子所幸道路。有如此居之者誰也。敢問之。衢神對曰。聞天照大神之子今當降。故奉迎相待。吾名是猿田彥大神。

已而云々は。記に。爾日子番能邇々藝命。將天降之時。とあり。其裝束の御事も何も。凡て調ひて。今出立御坐むと爲させ給ひて。先驅の神等より。徐かに降路に差向はれし時を云なり。故天神御子は。高天原を未離れさせ御坐ざる程をから。記に天照大御神高木神之命以。云々と有て。其御計ひなる由見え

たる。信に然る言なり。此も其心して見るべきなり。○先驅者。神武紀に。驅山蹕を。ミサキハラヒオヒとよめり。拾遺に仍使大伴連遠祖天忍日命帥來目部遠祖天穗津大來目。帶仗前驅。既而且降之間。先驅還白。と有を以見に。此二神大來目部を。已に先に立せ遣はして。降路に向ひ給ひ。其より引返させ給ひし趣にみえたり。なほ第四一書の下に云る事。考合すべし。○有一神は。重胤云。記には。居天之八衢。而。上光高天原。下光葦原中國之神。於是是有。とある是なり。如此く上は高天原を。下は葦原中國を光らす神と云ては。宇宙に。又一の日神顯れさせ給へるか如くなれども。此は取るべき状こそ有らめ。此にも口尻明耀。云々と有も同く。御身より光を放たせ給ふ較略なり。即遣從神往問時。有八十萬神。皆目勝不得相問。と有か如く。其神の所に向はれし從神の。申されたる事にて。其御許へ近着く時は。上は上天。下は國土まてに。照徹るか如くして。甚怕明くこそは有つらめ。と云り。○天八達之衢は。又云。正書に。總日二上天浮橋と見え。記にも。於天浮橋云々と有り。續後紀歌には。天能梯。踐歩美。天降坐志々と有なと是なり。萬葉五に。阿麻遲。十に天道なと有は。天と地と相往來ふ道の有を。天道と云る古語有なり。十三に。天橋文。長雲鴨。高山文。高雲鴨。と云ふ天橋は。天浮橋と同物にして。天道より高山に架れる橋是なり。其に又大橋小橋と云有て。幾條にも係れりと思ゆ。大同本紀に。皇御孫命詔久。從何道會。參上志止問給。申久。大橋波。須賣大神。並皇御孫命乃。天降坐乎恐天。從小橋參上支。と見えたる。此に從何道と有にて。其道路の多き事知られ。又此時に。

後、小橋命と云ふ名を。給へりし由も見えられたは。大橋を本として。前後左右に小橋は幾條も有なりけり。故此に猿田彦神に。天鈿女命の。汝、何處到耶。皇孫何處到耶。と聞えさせ給へるも。其岐より。道を取て。趣く方を問給へるなり。然れば中天にして。大橋と小橋との行合たる岐路なむ。此に謂ゆる天八達之衢。と云所なりけらし。記傳に。天之八衢。知麻多は道股の義也と見えたり。但八衢衢とは。○鼻長七咫。咫の事は既に上卷に云る釋に。一手之廣四寸。兩手相加。正是八寸也。と注るか如く。四指を横たへたるを。握と云ふ。八握劔十握劔と云是なり。五指を横たへたるを。咫とは云なり。此字 説文に。中婦人手長八寸。謂之咫。とある事なれども。此には其字を借用のみ。實に阿多と云と。咫字とは。義異なりけるものになん有ける。此は纂疏に。七咫猶言七八寸許。とあるよく當れり。漢國には。際やかに八寸を咫といへれと。皇國の上古は。大凡に七八寸許なるを。七咫とも八咫とも云る。かの八寸曰咫。と云るに稍近きを以て。充たる文字なるへし。さて此七。また長七尺などある七は。必七八の七にはあらて。大數を云ること。もとよりなり。七を大數に云ること。萬葉夜こしとや。又川瀬を七瀬わたりてなど。此外にもあり。此等必しも。七日七夜七瀬と限れ。○背長七尺は。上古尺量の名なり。尺にはあるへからず。大數を云るなり。なほこの七八の數のことは。上卷に云ることあり。○背長七尺は。上古尺量の名なり。字音を取れるかと云る説もあれと。萬葉集の歌とも。百尺の船かつき入る。又杖不足八尺の嗟杖は即ち。なとあれは古言なり。未詳。さて背長七尺とあるは。平田翁説に。俗に人の長立を背と云へは。只凡その長立の如く聞ゆれと。若其義ならは。只に長とのみ云へきに。背としも云るは。記に參向侍

之と。白し給へるを思ふに。天神御子の御幸の前なる故に。膝折伏せて。兩手を突き。項根を下け。畏まり待給ひし故に。其背長のよく見えしかは。如此語傳へしなり。と云り。山陸にも。背長といふも。頭足長ざなり。長立を云事。さる事なり。なほいは。天書に。曲背七尋とあるは。此説にも叶ひて。いと心にくし。但し七尋は七尺。○當言七尋。此四字除くへし。纂疏本元々集。其他の本とも。細註とせり。一書に細註あるへきよしなければ。これ後人摺入の證なり。纂疏本に。さるは谷重胤説に。八寸曰咫。七咫五尺六寸也。鼻長五尺六寸。而背長七尺餘。長短不稱。故記者改レ尺曰尋。當レ作七尋也。八尺曰尋。則背長五丈六尺。正爲相稱一也。とありて。上の七咫を。五尺六寸なりと爲しより。かゝる強たる説も。出來しなりけり。○口尻明耀。口尻は面尻と云事にて。即天書には。面と後へとを云て。遍身光明の耀くよしを。知らせたる文なるへし。記に見えたる如く。上は高天原をてらし。下は葦原中國まで。光る神に坐せは。其光の口尻よりも。明耀き出たること。所見たり。さて天書に。面尻並赤。遍身生毛。の毛の縁に似たまへる如く云。○絶然云々。絶一本には絶とあり。説文に絶。絶然似赤酸醬一也の八字なし。大也。集韻音義同といへり。平田翁云。八俣遠呂智の目を。似赤加賀智。と譬たるは。彼か目の。血爛て赤き状を云るなれば。然る語にも聞ゆるを。絶然の譬には。似つかはしからず。古語拾遺に。此と同じ傳を擧たれと。記に。上光高天原。下光葦原中國。と有て。口尻明耀といふ語のなきを。却ていみしく聞えたりと云れたり。さて通證に。玉木翁曰。言鼻長。則面體可ニ以知。言背長。則一身可ニ以計。また今諸社祭禮。作此象前導。蓋傳嘉例也。釋曰。玉木翁之面者。象此神面。兼良曰。祭禮象赤面長鼻之象。名曰玉木翁。此

也。と云り。共にさることなり。○從神は。私記に美止毛奈留神乎とあり。拾遺の古本なるも然訓り。則此は右に謂ゆる。先驅者の事にして。次に有八十萬神。と云る是なり。此本の訓に。ミモトノ神と訓り。此も古き訓なり。通證に。從神供奉神也。從謂御許。々々猶御前。所謂御許人。某御許是也。と云れたるにて明けし。但し御許と云へば。供奉神のうちにて。御許に侍ひ居る神と云にれば。意聊替れり。 儲此は大凡に。其神の明耀て。誰も面勝難きさまを云るにこそあれ。八十萬神皆とあればとて。御供神皆と云るには非ず。且は銅女命の強悍なる状を。知せたる文なり。○不得目勝。記云。汝者云々。與伊牟迦布神。面勝神とあり。目勝は拾遺に。皆不能相見。と見えたる。言餘抄に。被奪衛神之眼光。不能向見也。と注るか如し。雄略紀。其雷毬。々々。目精赫々々。天皇畏。蔽目不見。却入殿中。日本後紀。神即忽然現形云々。清麻呂消魂失度。不能仰見。と有など。何れも同状なる事共なるを思合すへし。口訣に。目勝者不得見也。纂疏に。謂目眩惑而不得相面也。と注させ給へるは。殊に明らかなり。直指にも。衛神の異相光耀に。眼勢を奪はれて。正しく目を向はず事能はさるなり。と云り。○勅天銅女。記には。天照大御神高木神之命以詔。とあり。○目勝於人は。重胤云。目勝は前と同じければ。人爾麻加都神也。と訓へき事云も更なり。記には此を。汝者雖有手弱女人。與伊牟迦布神。面勝神。と見えたるは。殊に委しき傳なり。伊牟迦布とは。射向なり。敵なむ者を云なり。面勝とは。其敵なむ者に後れ給はさる由なり。此神の御事は。古語拾遺に。天銅女命其神強悍猛固。故以爲名。今俗強女謂之於須女也。と注されて。其貌強悍。其心猛固く坐ければ。人に面勝。又は目勝と云状は。天

性に坐けるなりけり。さて此に。汝是目勝於人者。とある人は。右の伊牟迦布神に當るは。本よりの事なりければ。目勝は面勝とは一也けりとは。誰も思ふ事ながら。自別にて。此は右に云るか如く。眼勢の人に勝れるにて。直指に。可畏き者を見ても。眼勢不屈。勇眼の人なりと云るは。然る言にて。右に猿田彦神を。眼如三咫鏡。而絶然似赤酸醬也と有て。甚恐怖しき眼なるにも。少憚らせ給はず。行進ませ給へるか。即目勝と云者になむ有ける。然れども面の勝も。目の勝も。共に心の人に勝給ふ由なりければ。其括に至ては。強悍猛固の義にそ成れりけり。○露胸乳云々。此事拾遺にも見たり。記には石屋戸段に在て。此處になく。紀と拾遺には。此處にのみ有て。其段には見えす。故記傳に。露胸乳云々の事は。少かも怖れぬ状を示す意にも有へけれども。此には何とかや。似著はしからず聞ゆれば。其事は記に。石屋戸段に在そ。能當れる。と云れしは然る説なり。されど此の猿田彦神の出立の状は。上件の如く。勇猛く威嚴しき御事にて。先驅の從神等は。何れも武勇く。雄偉しき神等なるに。得しも目勝ち向はせさる程の事にし在ければ。此に天銅女命はしも。彼俳優を爲させ給ひし狀に成て。女の耻て得爲ましき事を物して。其猛威を折かむとは。爲られたりし者と見たる説もあり。纂疏に。天銅女命者。以俳優爲事。故託戲謔。而相對也。露乳抑裳等。則俳優之狀也。また龍瀧近説に。天銅女命之戲謔不測也。若在磐戸前。巧作俳優。解日神之慍。向天衢中。立爲笑。顯猿田彦神之名。眞化雖異。至遂功名。其揆一也。と有などは。さもあるへくや。さるは記傳に



も云れし如く。乳は婦人の人に見らるゝ事を恥て。いたく隠す物なるを。故に露して見するは。愧す怖れぬ状もあれはなり。○抑垂裳帶於臍下。本に垂字なし。今は元々集に引るに依る。記傳云。裳帶は裳を結る紐なり。抑は軽く附云辭には非ず。抑へ下すなり。此態も乳を出す也。同意はへ也と云り。○笑嘩は。嘲笑なり。紀中に。笑嘩。听然而笑などをかく訓り。延佳説に。天鈿女命。猿田彦神に屈伏せずして。平懐なる體を成せる者にして。經津主神武甕槌神の。大己貴神と問答の時。傲坐して平懐なる體なりしとを通して看へし。と云るは然る言なり。笑嘩の事を。通證に。笑之鮮也。班固叙傳。談笑大嘩。師古曰。謂嘩唇舌之中。大笑則見。と云れたり。○天鈿女汝云々。猿田彦神かねて鈿女命を知れる故に。今其名をよひて問へるものなり。さて人を呼ぶ。其名を稱すること。既に云り。これに依て考れば。猿田彦神は。記に國神とはあれど。もとは天神なるか。はた國神なれど。天上に上りしこともありしにや。○爲之何故耶。永享本に。爲如此何故耶とあり。さて天鈿女命も。尋常の狀にては向はせ給はずして。胸乳を顯露に掛出。裳帶を陰處に抑垂し。笑嘩はせ玉へるも。亦甚く異なる事なるに。如此爲るは。何の故なるそと。此方よりも怪しみ問はせ給へるなり。拾遺抄に。衛神知天鈿女呼名。而問其狀と云るは。此事なり。○所幸道路。上に已而且降之間と書されたるに。照應する所なりければ。イテマサムトスルミチと訓へし。舊讀は誤にて。上下の意相乖けるものなり。即今天降坐むと爲る道路。と云意なり。○敢問之は。猿田彦神の問を不答して。反りて我問を爲すを云にて。拾遺に。此

を反問曰。とあるも同じきを。抄に不答彼問。反爲我問。と云るは然る言にて。此は天神の御命を述て。私の答には及ばれさりし者なり。○對曰云々。記に。詔天受賣神云々。汝往將問者。吾御子爲天降之道。誰如此而居。故問賜之時。答曰。僕者國神名猿田昆古神也。所以出居者。聞天神御子降坐故。仕奉御前。而參向之侍。とあり。○猿田彦大神。丹鶴本には大字なくして。唯に猿田彦命と有を。拾遺にもなほ大神と作り。記には。僕者國神。名猿田昆古神也。と所見たり。自御名乘坐るには。實に然申させ玉ふへき御事なるにて。然誇らせ玉ふへきに非りければ。後に崇まへ申せる稱の任に。書されたりし者なるへし。さるにても。かく自御名告坐るさまに。崇まへ申し。記にも皇孫尊の詔に。猿田昆古大神と詔へるを思へは。尋常の神等とは異りて。然申すへき所以こそ有けめ。さて此神は。平田翁云。須佐之男命の御子。大歳神。其御子に。大土之御祖神と申す。即此猿田彦大神なり。其由は大土神を。伊勢國度會郡宇治山田の地主神と稱して祭れるに。猿田彦神後に天照大神を。伊勢の狭長田伊須受之川上に到坐むと云て。御自は。伊勢國に鎮坐るに符ひ。はた其御孫大田命と云を。宇治土公氏といひ。此命垂仁天皇の御世に。天照大神を。伊勢國宇治地に。待受奉れるなどを。合せ考へて知らる。と云れたる此説は。なほよく考ふへし。御名義は未詳ならず。此猿を佐と訓て。出雲國秋鹿郡佐太大神と同神なり。と云る説など。甚非なり。とるへからず。もしくは地名か。

時天鈿女復問曰。汝將先我行乎。抑我先汝行乎。對曰。吾先啓行。天鈿女復問曰。汝何處到耶。皇孫何處到耶。對曰。天神之子則當到。筑紫日向高千穗。櫛觸之峰。吾則應到。伊勢之狹長田五十鈴川上。因曰。發顯我者汝也。故汝可以送我而到之矣。天鈿女還詣報狀。

汝將先我行乎は。猿田彦神より。奉迎相待と申玉ひ。記に。仕奉御前。而參向之侍。と有か如く。申させ玉へる神に。然問はせ給ふ程の事には非らめとも。其言を抑へて。汝前立を爲むか。我先立を爲むか。面勝せさせ玉ふ御意味は。必御在へき事なり。玉木正英説に。天鈿女復問。以三行之先後。其能目勝而不屈可<sub>レ</sub>以見。と云るは然説なり。○抑我云々。本に抑字の上に將字あり。秘閣本永享本文明本。其他あまたの古寫本共に无きに從る。丹精本には將字ありて。抑字なし。それとあしからず。さて波多と云義は。亦將など常に云如く。物を一轉して云語なり。俗にタマシハマタと云か如し。この言義は。欽明紀に爲當と書る處に委しく云。○吾先啓行。記に仕奉御前とある是なり。拾遺抄に。先啓行者。衢神之出迎者。爲<sub>レ</sub>防<sub>二</sub>護惡鬼邪神之橫暴。此所以欲<sub>三</sub>前驅啓行<sub>一</sub>矣。とあり。○汝何處到。皇孫云々。猿田彦神は。天孫の啓行として。出迎させ玉へるに。其御事を後にして。汝何處到云々と。問はせ玉へるは。所謂幽契にて。

皇大神の御坐し著せ玉ふへき所を。先に問玉へるなりければ。天照大神何所到耶。とこそ有へき所なるに。然らざるは。よしある事なり。此事次に云り。○櫛觸之峯。記に久士布流多氣とあるに依て訓へし。之字は訓ず。本書に櫛日とあると同じ事。既に云り。○當到。記傳云。イタリマスヘシ。と訓ても。到給へと教ふるにはあらず。到り坐むことを知れる故に告るなり。故に下に果とあり。○吾則是。皇太神を奉してなり。これ皇太神の御正體を。戴き奉りて。先導き奉る由。自ら定りたる上の事なりけらし。下に云へし。○狹長田五十鈴川上。狹長田の名義未詳。記に手力男神の鎮坐社<sub>二</sub>の<sub>一</sub>ことを云處に。手力男神者坐<sub>三</sub>佐那縣<sub>一</sub>也とあり。即此地のことなり。記傳云。狹長田と書れたるは。借字なり。然るを狹長田のるを。狹長田之五十鈴とよむも誤なり。五十鈴川のあたりを。狹長田と云ること。よしに。云る説などは非なり。又五十鈴川と。此とは別處なり。伊勢國多氣郡なり。然るに此に狹長田。伊須受之川上とあるは。最古くは。伊須受宮の邊までも。佐那縣の内なりしと聞えたり。と云り。猶次に云。記中卷に。曙立王者。伊勢之佐那造之祖とみえ。太神宮儀式帳に。天照坐皇大神御幸行坐時云々。飯野高宮坐支。彼時佐奈乃縣造。御代宿禰乎。汝國名何問賜支。白久。許母理國志多備乃國。眞久佐牟氣草向。國止白支。即神御田并神戶進支。とあり。重胤説に。志多備乃國と云は。大神宮式に。飯高郡下樋小河と云る是に是なるへしと云り。又度會郡と云名も。神武天皇御世に。天日別命と。大國玉神と。度會給ひしに。起れる名なりければ。古に狹長田と云ける其境界の。廣く大なりし事を曉るへし。然れば古に狹長田と訓も。誤なる由に云れたれども。狹長田は總號にて。其中に在る五十鈴川上と云義なると。云も更なりければ。之字を訓添すして。聞えかたき所なるものなり。と云り。なほよく考へし。さて右の手力男神の御社は。記傳云。神名帳に伊勢國多氣郡佐那神社二坐。これなり。啓行の猿田毘古神。まづ此佐那縣に到着玉へりしかは。今一坐は。此猿田毘古神に非るか。此手力男神の御靈實の。此地に鎮坐るは。由縁ある事なりけり。天照大神の御靈實。猿田毘古神の導のまに。まづ伊勢國に降着玉ひし時。此神の御靈實

も。附副坐れば。其時よりやかて。此御靈は此地に留坐るか。はた後に大御神の此國に幸行せる時に。共に遷來坐るか。何れにても。始より由縁ある地なり。○重胤云。一神は。傍帳千々姫に坐り。世記崇神天皇五十八年下に。相殿神御戸開闢の御靈を。相副て奉仕る由也ければ。此御鎮坐は。倭姫命御遷幸の御時なる。さて此御社は。今多氣郡佐那の仁田村と云に在て。方の西。大森社と申す。こと云も更なりと云り。なほ考へし。さて此御社は。今多氣郡佐那の仁田村と云に在て。方の西。大森社と申す。佐那は今佐那谷とて。一谷の大名にて。八村ある所になむある。と云り。さて五十鈴は。伊勢大神の坐ます地にて。五十鈴原。五十鈴宮。なども云り。度會郡名義。重胤云。五十鈴は磯洲と云事にて。五十鈴川の傍に在る地の謂なるへし。大凡磯と云は。海崖に在るのみ云と思は。後世の俗意にて。名高き大和石上も。布留川と云有て。其磯の上に在る地なるか爲に云稱と通え。萬葉二に。御立爲之。島之荒磯乎。又水傳。磯乃浦回乃。なほ有は。島宮の池なるを云ひ。三に。小浪磯越道有能登湍河。十一に。荒磯越外往波乃。十二に。磯上生小松などは。何れも川に磯とは云るにて。此例なほ有へきなり。世記に。奉遷天照大神於度遇五十鈴河上留云々。五十鈴原乃。荒草木根荊掃比。大石小石造平豆云々。と有を以。磯洲と云へき地理なる事を。明らかへくなん有ける。と云れたる宜き説なり。なほこの五十鈴宮の御事を。磯宮とも申すこと。垂仁紀また大倭本紀等にも見えたり。この磯宮の事は。垂仁紀に委く云ふ此にても。五十鈴即磯洲なることは。明かなり。こゝに又云。此天鈿女命の問にも。猿田彦神の對にも。不審しき事有けり。其は先に。猿田彦神より。聞天照大神之子今當降行。故奉迎相待。と聞かせ玉へるは。其御天降の御前仕奉らむと爲て。出迎へ奉らせ御坐す由なり。然れば其に對へて。天鈿女命の。皇孫何處到耶。とのみこそ問せ給ふへきに。其主とある御事を後にして。汝何處到耶。

皇孫何處到耶。と問せ玉ふと云ひ。猿田彦神の御對にも。天神之子則當到筑紫日向高千穗。之峯。吾則應到伊勢之狹長田五十鈴川上。と申されて。天神御子の御行方は。今此に其御迎に參向はれし事なれば。其國處を差て。幾重にも明らかめ聞えさせ玉ふへきは。本より當然の御事也ければ。然こそ有へき御事なりしか。其に並へて。吾則云々と申させ給ひては。其奉迎に出て。啓行仕奉らむ。と申させ給へると。忽に相乖ける事云も更なり。然れば此には。事を細かに顯はに傳へすと雖。拾遺に。始在天。預結幽契。衢神先降。深有以矣。と云ふ御幽契の深き所以御坐ける御事とそ。所見たりける。右の御幽契と申すは。垂仁天皇二十五年に。故隨大神教。其祠立於伊勢國。因興齋宮于五十鈴川上。是謂磯宮。則天照大神始自天降之處也。と有る。其文に取て。此の古傳を明らかむへき事なん有ける。其は猿田彦神。此に初て皇御孫尊の御坐著せ玉ふ地と。天照大神の將來に。鎮り御坐へき地とを。見立置して。豫め其用意を調へさせて。御迎には參向はれし者にて。其吾先啓行と云より。先に已に其事を仄めかし。聞えさせしなりけり。然れば。天鈿女命の問に。天照大神何處到耶。皇孫何處到耶。と言を加へて聞へく。猿田彦神の對にも。天神之子則云々。天照大神云々。と云ふ傳なりつらんを。其天照大神云々の事は。後に其猿田彦神の御坐し著して。年を経る任に。其神の降著せる事のみ。名高く成りしより。已に其事に至ては。朝廷にも所知食ず成ぬるを。其五十鈴宮御遷幸の御時に至りて。其神の裔大田命より聞食して。天照大神の。始て天降らせ御坐しける地なりけりとは。朝廷にも所知

食し。又天下にも。遍く心得る事とは成ぬるなめり。と云れたることにて。上にも云る如く。御女命の汝何處到耶。皇孫云々とある文は。天照大御神何處到耶とこそ有へき所なるに。然らざるは。猿田彦神は。顯にこそ天孫の御迎に出たるなれ。幽には旨と天照大御神の御迎の方に出たるなるへく。其れは幽契あることにて。御女命も豫て高天原に。其御定めを知居れるか故に。汝何處到耶とあるにて。汝は天照大御神を。何<sup>レ</sup>地に送り奉るへく見立置奉るにやと。問へるなり。文意簡略にして。自ら幽契を其中に示したるものなりけり。さて上に註し奉るか如く。此第二一書に。是時天照大神手持<sup>ニ</sup>寶鏡ニ云々。以爲<sup>ニ</sup>齋鏡<sup>一</sup>と。聞えさせ玉へる寶鏡にて。渡らせ玉へれば。天壤無窮の神勅の任に。同床共殿の御契は。何方に就ても。違へさせ玉ふましき御事なり。然るに皇大神は。始より猿田彦神と。然る御幽契の御事御坐けるを。朝廷には知らせ給はずして。崇神天皇の大御世に。漸く神威を畏れさせ御坐々て。御代<sup>カハリ</sup>鏡を造奉らせ給ひ。眞の御をは。他處に移し奉らせ玉ひ。垂仁天皇の大御世に至りて。五十鈴宮に御鎮坐の御事御坐々て。吾高天原より。見求玉ふ處に鎮り坐ぬと。後に神託の御事御坐す程ならんには。始よりこそ。然將來の御事をも。仰事は御坐へき事なりけれ。其時は御代<sup>カハリ</sup>鏡を以。眞の御と等しくて。同床共殿の御事をは。天地と共に違はせ給はずとは。大命仰させ御坐ます。甚も々々。心行ぬ御事なりしか。此に就て甚恐くは在れとも。御神慮の御程を。想像り奉るに。衢神の御幽契は。實に御在坐しなるへし。又此に伊勢と日向とに。分れさせ御坐て。天降らせ御坐けるなる

へし。然る時は。其時より直に。御鎮坐の御事有へきに。高千穂宮より。瑞籬朝に至る迄。皇宮に御在坐けるは。其御模造の御代<sup>カハリ</sup>鏡を以て。齋かせ御坐へき時の行らむ。其時にこそは。御幽契の御所に。至らせ御坐めと。其傳へさせ玉ふ任に。皇宮に御坐々たりけらし。然れば。其御代<sup>カハリ</sup>鏡の出來させ玉ふと申すも。即皇大神の大御心に御在しなして。其同床共殿と。詔勅御坐し御契に於ては。天地ととも。違はせ坐ざる御事とは成なりけり。但此は全く。記傳に明らかれたる。趣に因て。予も亦其説を得たるなり。と云れたるは。まことにさるへき説ともなりかし。○發顯我云々。記云。故爾詔<sup>ニ</sup>天字受賣命<sup>一</sup>。此立<sup>ニ</sup>御前<sup>一</sup>。所<sup>ニ</sup>仕奉<sup>一</sup>。猿田毘古大神者。專所<sup>ニ</sup>顯申<sup>一</sup>之云々とあり。今は猿田彦神の。自ら言へるとあるにて異れり。其よしは次に云。記傳云。顯<sup>レ</sup>我とは。彼大神の御名をも。また其出居給へる所以をも。問聞て顯せるをいふ。例は顯。白其少毘古那神。所謂久延毘古。云々と云れき。○可<sup>ニ</sup>以送<sup>一</sup>我而到<sup>ニ</sup>之<sup>一</sup>。本に到字。致に作れり。今は延喜本永享本三島本ともに依て改めつ。拾遺にも致字に作れるを。曆仁本には到に作れり。今本は此紀に因て誤れるなるへし。さて此處本の訓にてはわろし。ワレヲオクリテイタリマセと訓へし。此文意は。重胤云。口訣に可<sup>レ</sup>從<sup>レ</sup>我也。と云れとも然に非ず。其猿田彦神と共に。まづ伊勢に天降らせ給へと。乞給へるにて。已に御幽契有て。皇大神の御鎮坐の御事などの。較略に係りたるへき事。遂以侍送の所に云を知へし。と云り。○還詣。上に且降之間とあれば。いまた降坐ざるほどの事なり。故還詣も。天上へ上りて。天神等に。返言申したまへるなり。かれ記に。天照大御神。高木神之命。以。詔。天字受賣神。と有なり